

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
798	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積その他の設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【改正による効果】 保育士の配置や設備の面積については、「従うべき基準」とされているが、地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、子どもが少なく、保育士の確保も困難な都府県や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。 【支障事例】 保育所における給食の外部搬入について、地域によっては乳幼児の減少から設備や調理員の確保が必要となる自園調理が大きな負担になっている民間保育所がある。運営の合理化を図るため、外部搬入を行うとしても、この基準のために実施できない。	児童福祉法第45条第2項		厚生労働省	兵庫県 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	共同提案	対応不可	子どもの健康や安全、発達に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきであり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としている。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。 ※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。))及び児童相談所(設置市)に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所においては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 ・3歳未満児の民間保育所における給食の外部搬入については、公立保育所では特区認定により認められている一方で、私立保育所では認められていないため、公立保育所と私立保育所とのバランスを欠く。 ・また、特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所を民営化する場合には、外部搬入が行えなくなるなど具体的に支障も生じている。
878	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に係る従うべき基準の見直し	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に関する基準等について、「従うべき基準」を見直し、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。	福祉施設等の設備及び運営に関する基準や配置する職員の員数に関する基準については、都道府県が条例を定めるに当たって、「厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする」とされている(児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外)が、少子高齢化の急速な進行を背景とする人口減少社会の到来により、地域の実情は今後ますます多様化するものと考えられることから、自治体の裁量による基準設定が可能となるよう、「従うべき基準」の見直しを行い、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。	児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外		厚生労働省	栃木県	共同提案	対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革推進委員会会議決定)においても、福祉施設の面積や人員配置に関する基準等については、「従うべき基準」とされており、地方公共団体による地域の実情やニーズ等を反映した基準の制定を行う上での支障となっており、今後速やかに「従うべき基準」となっている福祉施設の面積や人員配置に関する基準等について見直しを行い、「参酌すべき基準」とするなど、地方の取組の余地を広げることを目指すべきであると考えている。
522	指定通所支援に従事する従業者に関する基準の緩和	指定通所支援に従事する従業者に関する基準が設定されていることにより、本来の自主性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。 指定通所支援に従事する従業者及びその員数等に関しては、「従うべき基準」が設定されていることから、指定通所の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい。若しくは基準を満たせる指定児童発達支援事業者が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供において、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることを考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定障害児通所支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、通所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していることが自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者の人員、設備及び運営に関する基準第5条、第6条等		厚生労働省	神奈川県	共同提案	対応不可	指定通所支援事業に従事する従業者及びその員数等に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はない。「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定通所支援事業者の創意工夫を講じ出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がノンフォーマル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすること十分である。 なお、提案募集事項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。 現在、指定通所の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい。若しくは基準を満たせる指定障害児通所支援事業者が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。 また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供において、指定障害児通所支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることを考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、指定障害児通所支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、通所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
798	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う」とされた。</p> <p>したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要である。</p>	
878	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に係る従うべき基準の見直し	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、条例の内容を直線的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に依る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、介護保険制度等においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。</p> <p>なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。</p>	
522	指定通所支援に従事する従業者に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、パーソナルなケアを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。</p> <p>なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答 意見	
523	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。現在、指定通所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいため、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、法の基本方針である「当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」ことが可能になると考える。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10条第2項、第11条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果」として認められており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定通所支援事業の指導訓練室及び遊戯室の床面積等に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することにより、指定通所支援事業者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
524	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準の緩和	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。現在、指定入所支援に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから入所施設の規模が小さくてもよきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児入所施設等が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることを懸念する。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供を図るにあたって、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定児童発達支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、入所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第24条の12第3項 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果」として認められており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準の緩和に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することにより、指定通所支援事業者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
525	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等の緩和	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。現在、指定入所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいため、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、指定障害児入所施設等が障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めることが可能になると考える。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第24条の12第3項 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果」として認められており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定障害児入所施設等の居室及び病室の床面積等に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせて基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるというメリットが大きい。したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
523	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
524	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
525	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
538	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数については、離島等を1人以上とする以外は、一律に3人以上としている。 また、居室及び病室の床面積等については、通所介護においては3㎡以上、短期入所においては、7.43㎡以上が全国一律の従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後利用者数の増加が見込まれていることから、柔軟な対応を図れるようにすべき。 そこで、食堂等と同様に、地方自治体が適切かつ柔軟に設定できる参酌基準とすべき。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準第44条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支援はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
539	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関して、常勤換算法にて2.5人以上とする従うべき基準があることから、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。 参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる利用者数に柔軟に対応することが出来るようになり、地域のニーズにきめ細かく応えることが出来るようになる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準第5条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されたものであり、すでに過去の議論において結論が出ており、その後特段の事情変更や新たな論点はないため対応できない。	指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支援はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。 常勤換算法にて2.5人以上とする従うべき基準があることから、事業所整備促進が困難となっている。 本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。 参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる利用者数に柔軟に対応することが出来るようになり、地域のニーズにきめ細かく応えることが出来るようになる。
540	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積が、従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。 参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる状況に応じた対応が出来るようになる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準第52条第1項等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支援はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。 本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、基準を緩和することにより、施設設置の促進を図り、多くの需要に応えることができるようになる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
538	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
539	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
540	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
541	指定障害者支援施設 が有する従業者に関 する基準の緩和	指定障害者支援施設が有 する従業者に関する基準 に關して、「従うべき基準」 が設定されていることによ り、本県の独自性を発揮す ることができないため、規 制緩和を求める。	現状では、指定障害者支援施設での職員確保は容易では無いため、一律 の員数が規定されている現状の基準を規制緩和することで、柔軟な運営体制 が可能となり、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の 自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、 地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第44条第 3項 障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 指定障害者支援施 設等の人員、設備 及び運営に関する 基準第4条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7 日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な 場合に限定した結果として規定されたものであり、すでに過去の議論 において結論が出ており、その後特段の事情変更や新たな論点はな いため対応できない。	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準に関しては、地方が、地 域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準 を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、 都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意 工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とす ることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない 場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
542	指定障害者支援施設 の事業の設備及び運 営に関する基準の緩 和	指定障害者支援施設の事 業の設備及び運営に関 する基準に關して、「従うべき 基準」が設定されていること により、本県の独自性を発 揮することができないため、 規制緩和を求める。	指定障害者支援施設等において、利用者1名あたりの居室の床面積は、一律 で規定されているが、都市部と地方では設置コストに差が生じていることか ら、規制緩和により、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施 設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の 自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、 地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第44条第 3項 障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 指定障害者支援施 設等の人員、設備 及び運営に関する 基準第6条第1項等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7 日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な 場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新 たな論点が生じているとは認められないため対応することはできな い。	指定障害者支援施設の居室の床面積に関しては、地方が、地域の事情に合 わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定するに 支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域 の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出 し、施設設備の充実が促進されるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とす ることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない 場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
543	障害福祉サービス事 業、地域活動支援セ ンター及び福祉ホー ムの設備及び運営に 関する基準の緩和	障害福祉サービス事業、地 域活動支援センター及び福 祉ホームの設備及び運営 に関する基準に關して、 「従うべき基準」が設定され ていることにより、本県の独 自性を発揮することができ ないため、規制緩和を求め る。	現状では、職員確保が容易でないところ、規定では従業者の員数は利用者数 に応じた一律の員数となっており、また、利用者1名あたりの居室の床面積も 一律で定められている。こうした基準を規制緩和することで、立地環境に応 じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の 自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、 地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第80条第 2項 障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 障害福祉サービス 事業の設備及び運 営に関する基準第 12条等 障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律に基づく 福祉ホームの設備 及び運営に関する 基準第10条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7 日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な 場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新 たな論点が生じているとは認められないため対応することはできな い。	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの従業者の 員数及び居室の床面積に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に 検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はな く、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に 合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、施設設 置が促進されるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とす ることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない 場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。 なお、現状では、職員確保が容易でないもの、規定では従業者の員数は利 用者数に応じた一律の員数となっており、また、利用者1名あたりの居室の床 面積も一律で定められている。こうした基準を緩和することで、職員確保の困 難性も考慮した立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置 の促進が期待されるとともに、多くの需要に応えることができるようになる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
541	指定障害者支援施設 が有する従業者に関 する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するとい うため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を 定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。した がって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設 定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しである が、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていな い。	
542	指定障害者支援施設 の事業の設備及び運 営に関する基準の緩 和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するとい うため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を 定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。した がって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設 定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しである が、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていな い。	
543	障害福祉サービス事 業、地域活動支援セ ンター及び福祉ホー ムの設備及び運営に 関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員 会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するとい うため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を 定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。した がって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設 定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しである が、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていな い。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
544	障害者支援施設の設 備及び運営に関する 基準の緩和	障害者支援施設の設備及 び運営に関する基準に関し て、「従うべき基準」が設定 されていることにより、本県 の独自性を発揮することが できないため、規制緩和を 求める。	障害者支援施設では、従業者の員数は利用者数に応じた一律の規定となっ ているが、地域により職員の確保は困難な状況にある。設備面においても、 利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を 規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設 設置の促進が期待される。 なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の 自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、 地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	障害者の日常生活 及び社会生活を総 論的に支援するた めの法律第84条第 2項 障害者の日常生活 及び社会生活を総 論的に支援するた めの法律に基づく 障害者支援施設の 設備及び運営に関 する基準第11条等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7 日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な 場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新 たな論点が生じているとは認められないため対応することはできな い。	障害者支援施設の従業者の員数及び居室の床面積に関しては、地方が、地 域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準 を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、 都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意 工夫を導き出し、施設設備の充実が促進されるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とす ることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない 場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
545	指定障害児通所支援 事業者の指定に関す る基準のうち、申請者 の法人格の有無に係 る基準の緩和	指定障害児通所支援事業 者の指定に関する基準のう ち、申請者の法人格の有 無に係る基準に関して、 「従うべき基準」が設定され ていることにより、本県の 独自性を発揮することが できないため、規制緩和を 求める。	指定障害児通所支援事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として 定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっ ている。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的 な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域 の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第21条 の5の15第3項 児童福祉法施行規 則第18条の34第1 項		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7 日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な 場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新 たな論点が生じているとは認められないため対応することはできな い。	指定障害児通所支援事業者の申請者の法人格の有無に係る基準に関し ては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益 にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認めら れない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、 設置者の創意工夫を導き出し、施設設備が促進されるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とす ることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない 場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
546	指定障害児入所施設 の指定に関する基準 のうち、申請者の法人 格の有無に係る基準 の緩和	指定障害児入所施設の指 定に関する基準のうち、申 請者の法人格の有無に係 る基準に関して、「従うべき 基準」が設定されているこ とにより、本県の独自性を 発揮することができないた め、規制緩和を求めらる。	指定障害児入所施設の指定に関しては、法人格の有無が基準として定めら れており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。 地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的 な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域 の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	児童福祉法第24条 の9第2項 児童福祉法施行規 則第18条の34第1 項		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7 日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な 場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新 たな論点が生じているとは認められないため対応することはできな い。	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に 係る基準に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえ で、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要 な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準 を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、施設設備が促進され るメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とす ることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない 場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
544	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
545	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
546	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
558	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準に關して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の自主性を発揮することができないため、規制緩和を求める。	指定障害福祉サービス事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していることが問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の21		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に關しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、施設設置が促進されるメリットが大きい。したがって、国がナンショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。
786	指定通所支援、指定入所支援の事業等の基準の「従うべき基準」の見直し	指定障害児通所支援等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【第1次一括法制定時からの状況変化】 平成24年4月より障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成が必須化されている。 【支障事例】 障害児相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の4町(市川町、香美町、新温泉町、福崎町)で障害児相談支援事業所が開設できていない。 【改正による効果】 専従要件を撤廃したとしても、障害児相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ業務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。 例えば、10人規模の放課後等デイサービス事業所と障害児相談支援事業所を一体で運営する場合、児童発達支援管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難) このような業務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している障害児相談支援事業所の開設を促す事ができる。	児童福祉法第21条の5の4第2項等 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第6項		厚生労働省	兵庫県 和歌山県、鳥取県、徳島県	【共同提案】 ○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	相談支援専門員の確保が難しく、障害児相談支援事業所の開設が進んでいないため、地方の実情を勘案しながら、市町村が特に必要と認める場合に限り、児童発達支援管理責任者と相談支援専門員との兼務を認めることが可能となるよう、全国一律の「従うべき基準」の参酌基準化を図るべきである。
797	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準のうち「従うべき基準」の見直し	指定障害者支援施設等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【第1次一括法からの状況変化】 平成24年4月より計画相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が必須化されている。 【支障事例】 計画相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の3町(市川町、香美町、新温泉町)で計画相談支援事業所が開設できていない。 【改正による効果】 専従要件を撤廃したとしても、計画相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ業務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。 例えば、10人規模の生活介護事業所と計画相談支援事業所を一体で運営する場合、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難) このような業務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している計画相談支援事業所の開設を促す事ができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第6項		厚生労働省	兵庫県 和歌山県、鳥取県、徳島県	【共同提案】 ○ 対応不可	本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、「真に必要な場合に限定した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは認められないため対応することはできない。	サービス等利用計画の作成について、相談支援専門員の不足等のため進んでいない。 小規模な事業所においては、相談支援専門員とサービス管理責任者を兼務しても業務に支障をきたすとは考えられない例もあることから、全国一律の「従うべき基準」の参酌基準化を図り、地域の実情に応じた業務を可能とすることが必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
558	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
796	指定通所支援、指定入所支援の事業等の基準の「従うべき基準」の見直し	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	
797	指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準のうち「従うべき基準」の見直し	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としているところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすることは適切ではない。  なお、提案自治体は成立した法律について否定的な見解をお示しであるが、厚生労働省としてこれを否定するような事情変更があったとは考えていない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
41	基準病床数を算定する際の加減算の容認	基準病床数の算定方法を都道府県独自の加減ができるようにする。	【現状】 基準病床数は全国一律の算定方法が定められており、基準病床数を超える地域では特殊な病床に該当する場合のみ、厚生労働大臣に協議をした上で病床を整備できる。 【支障事例】 国が定める規制のため、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアに係る病床など地域に必要な病床が基準病床超過を理由に整備困難となっている。 【制度改正の必要性】 医療法施行令第5条の2及び第5条の3における厚生労働大臣協議を廃止し、地域の実状に応じて都道府県が基準病床数を独自に加減算可能とすることで、基準病床数を超えている地域でも、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアなど地域医療のニーズに応じた病床を整備することが可能となり、地域住民の生命と安心の確保につながる。 なお、増床は無秩序な増床ではなく、医療従事者の備を招かない程度の地域に真に必要なとされる最低限度の増床を想定している。	医療法第30条の4第2項、第5項、第6項 医療法施行令第5条の2、第5条の3 医療法施行規則第30条の30、第30条の31、第30条の32 医療法第30条の4第2項第1号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等 (昭和61年厚生省告示第165号)		厚生労働省	愛知県	○ 対応不可	基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。  基準病床数制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加が可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。  また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数×流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県が一定の加算ができる仕組みとなっている。  以上より、さらに都道府県独自の加算の仕組みを設けることや特例病床についての厚生労働大臣への協議を省略することはできない。	特例病床が認められるのは、医療法施行規則第30条の32の2の規定により、がん及び循環器疾患、小児疾患、循環器疾患に係る病床など限定的に示されており、施行規則に示されていなければ、地域において真に必要なとされる病床であっても増床の道が閉ざされている。  また、基準病床数の算定における、「(流出患者数×流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるについては、本県のような流入超過の都道府県では活用できない。  さらに、都道府県独自の加減算が、病床の地域的偏在を拡大する可能性があるとの意見は推測の域を出ないものである。 本提案は、地域において真に必要な病床を、医療計画において必要最小限整備し、地域住民の生命と安心の確保に繋げるためのものであり、基準病床数制度の主旨に沿わない無秩序な増床を認めるものではない。  以上を踏まえさらなるご検討をいただきたい。
139	特例により病床の新設・増床ができる事情の基準の緩和	医療法第30条の4第6項の規定に基づき医療法施行令第5条の2で定める基準病床数の算定の特例が認められる事情を、都道府県知事が医療計画を達成するため特に必要と認める場合において、特例措置の対象とすべし。 医療法第30条の4第7項の規定に基づき同施行令第5条の3で定める基準病床数の特例が認められる事情についても同じ。	【現状】 現在、基準病床数については国の定める基準に従い算定しているが、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の都道府県の人口規模や医療資源の配置状況等の違いが反映されない仕組みとなっている。基準病床数算定の特例措置の規定はあるが、都道府県知事の裁量の範囲は極めて限定的である。 例えば、既存病床数が基準病床数を超過している二次医療圏でも、当該圏域の医療実情が療養病床が多く一般病床が少ない(既存病床数の4割が療養病床であるような圏域)、あるいは中小病院が多く(高度)急性期医療を提供できる医療機関が少ない(病院数が少ない)病床数が多い病院で、うち1病院はがんの高度専門病院というような圏域)などの状況にある場合、当該圏域にある病院を療養病床から一般病床(高度急性期機能)に転換させることや中小病院を統合することは事実上不可能であり、いつまでも状況改善できない。 【制度改正の必要性】 地域の実情に精通した都道府県において、知事が、医療計画にそって、地域社会に求められる医療機能を整備しようとするものについて、特に必要があると認める場合について、特例措置の対象にできるようにすべき。	医療法第30条の4第6項、第7項		厚生労働省	埼玉県、福井県、静岡県、愛知県、奈良県、兵庫県、鳥取県、全国知事会	○ 対応不可	基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。  基準病床数制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加が可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。  また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数×流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県が一定の加算ができる仕組みとなっている。  以上より、都道府県が必要と認める場合に特例措置の対象とすることはできない。	本件提案は、都道府県独自の判断により病床の増加を意図するものではなく、特例病床が認められる事情に、都道府県医療計画に沿って医療機能の整備を行うに当たって特に必要があると認められる客観的な事情がある場合の追加を求めるものである。  既存病床数が基準病床数を超過している二次医療圏であって、かつ、一般病床が少なく療養病床が多い、又は中小病院が多い医療実情がある場合、(高度)急性期機能を持つ医療機関が客観的に不十分であっても、これらの機能を補う医療機関の開設・増床が事実上不可能となっている。また、本年6月に成立した医療介護総合確保法では、4つの病床機能区分が示され、地域で必要とする医療機能ごとの必要数への転換を誘導する方向にしているが、現行制度のままで、病床過剰地域で過剰な医療機能を削減したとしても必要な医療機能を担う病床機能の整備が図れないといったことが見込まれ、特例病床の必要性が客観的に認められると考える。  なお、国家戦略特区においては、世界最高水準の高度の医療を提供する事業に必要な病床数を定めた区域計画を作成して内閣総理大臣の認定を受けた場合、基準病床数の特例が認められるものとされている。  これと同様に、本件提案は、客観的な必要性が認められる場合と特例病床を認めるべきである。
140	特例により病床の新設・増床ができる病床の種類・基準の緩和	医療法第30条の4第8項の規定に基づき医療法施行規則第30条の32の2第1項で定める病床を、参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。	【現状】 在留外国人にとって、日本語や英語が通じないことによる生活面での不安は大きいと考えられ、特に、安心して受け入れられる医療体制の確保は重要である。特に多くの在留外国人が暮らしている都道府県(例えば、在留外国人が約4万人、外国人労働者数が約2万人という県がある。)においては喫緊の課題となっている。 一方で、医療機関においては、経路上、診療面でのトラブル、未収金といった問題があることから、外国人患者の受け入れに必ずしも積極的でない面がある。 【制度改正の必要性】 医療機関における外国人患者の受け入れ体制の整備を促進するためには、関係者のコンセンサスを得ながら、都道府県として必要な支援をしいることが必要となる。 その具体的な取組として、例えば、外国人患者受け入れ医療機関認証制度等の認証を受けた医療機関に対する病床規制の緩和が必要である。 よって、医療法施行規則第30条の32の2第1項で定める病床を参酌すべき基準とし、地域の実情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。	医療法第30条の4第8項 医療法施行規則第30条の32の2第1項		厚生労働省	埼玉県、福井県、三重県、全国知事会	○ 対応不可	基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。  基準病床数制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加が可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。  また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数×流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県一定の加算ができる仕組みとなっている。  以上より、条例で基準を定めることはできない。	本件提案は、都道府県独自の判断により病床の増加を意図するものではなく、特例病床が認められる事情に、都道府県医療計画に沿って医療機能の整備を行うに当たって特に必要があると認められる客観的な事情がある場合の追加を求めるものである。  提案のとおり、医療機関では診療面でのトラブル、未収金等の問題から、外国人患者の受け入れに必ずしも積極的でない面があるのが現実である。既存病床数を超過している二次医療圏においては従来からの医療機能における対応を続けざるを得ず、外国人患者の受け入れはままならないこととなる。このため、特に多くの外国人が在留している二次医療圏については特例病床の必要性が客観的に認められると考える。  なお、国家戦略特区においては、世界最高水準の高度の医療を提供する事業に必要な病床数を定めた区域計画を作成して内閣総理大臣の認定を受けた場合、基準病床数の特例が認められるものとされている。  これと同様に、本件提案は、客観的な必要性が認められる場合と特例病床を認めるべきである。なお、必ずしも条例で基準を定めることにこだわるものではない。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
41	基準病床数を算定する際 の加減算の容認		【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。</p> <p>御提案によれば、地域において真に必要な病床を医療計画に沿って必要最小限整備するために、都道府県において独自に加減算することができる仕組みを設ける必要があるとのことであるが、「真に必要な」病床が何であるかを「必要最小限」整備することとどのように担保するかが不明であり、そのような状況で特例を認めた場合、病床の地域的偏在が拡大するおそれがあることから、制度の趣旨に照らして、認めることはできない。</p> <p>また、現行の制度においても、急激な人口の増加が見込まれる場合や特定の疾患に罹患する者が異常に多くなる場合、その他厚生労働省令で定める事情がある場合には、病床の特例を認めているところであり、地域で更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる仕組みとなっている。</p>	6【厚生労働省】 (3) 医療法(昭23法205) (1) 医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
139	特例により病床の新設・増床ができる事情の基準の緩和	当会提案	【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。</p> <p>御提案によれば、医療計画に沿って、特に必要があると認められる客観的な事情がある場合の追加を求める、とのことであるが、「真に必要な」病床が何であるか、必要最小限整備することとどのように担保するかが不明確であり、そのような状況で特例を認めた場合、病床の地域的偏在が拡大するおそれがあることから、制度の趣旨に照らして、認めることはできない。</p> <p>また、現行の制度においても、急激な人口の増加が見込まれる場合や特定の疾患に罹患する者が異常に多くなる場合、その他厚生労働省令で定める事情がある場合には、病床の特例を認めているところであり、地域で更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる仕組みとなっている。</p>	【再掲】 6【厚生労働省】 (3) 医療法(昭23法205) (1) 医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
140	特例により病床の新設・増床ができる病床の種別の基準の緩和	当会提案	【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。そのため、基準病床数については、全国統一の算定式により算定をこなしているところである。</p> <p>地域に必要な病床の整備については、医療介護総合推進法に基づき、医療機能の現状と、地域毎の将来の医療需要と各医療機能の必要量を踏まえ、医療機関の自主的な取り組みと医療機関相互の協議により機能分化・連携を推進することで、今後、対応していくところである。</p> <p>当該仕組みでは、医療機能の分化・連携を推進するために、都道府県知事に病院の新規開設・増床の際に条件付きの許可を与えることができる等の権限を付与しているため、必要な病床の整備については、まずは当該仕組みに基づき対応を行ってまいりたい。</p>	【再掲】 6【厚生労働省】 (3) 医療法(昭23法205) (1) 医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
275	基準病床数の算定基準等の緩和	基準病床数の算定において、将来推計人口値を使用できるよう、厚生労働省医政局長通知の人口の定義を改めること。 基準病床数の算定に使用する退院率及び平均在院日数の地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直し、全国一律とするなど地域間格差を是正すること。 基準病床数制度について、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じた知事が独自に基準病床数の加算などを行えるよう、医療法等の規定を改正すること。また、特例病床制度については、厚生労働大臣への協議を廃止すること。	【改正の必要性】①現在の基準病床数の算定方法には問題があり、医療計画期間の5年間の医療ニーズに見合った病床数を算定できない。 本県は急速な高齢化の進展により、年齢階級別人口の構成が大きく変化し、医療ニーズの急増が見込まれている(平成30年:患者数59,000人)。しかし、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口は、最近(=過去)値を使用することとなっている。このため、医療計画期間中に改定しない限り、計画の終期(平成29年度末)までに必要な基準病床数の算定ができない状況である(現在の基準病床数:46,451床)。 そのため、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口を最近(=過去)値ではなく、将来推計人口値を使用できるように運用を改めるべきである。 【改正の必要性】②基準病床数の算定に使用する数値の一部(退院率や平均在院日数)は、全国一律の値ではなく地方ブロックごとに定められている。このことは、病床規制以前(昭和60年)の病床が影響し続け、対人口比の地域間格差が解消されない要因の一つになっている。 そのため、基準病床数の算定に使用する退院率などの地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直すべきである。 【改正の必要性】③行政が積極的に関与して不足する医療機能の誘導を図らうとしても病床過剰地域では、厚労大臣の同意を要するなど主体的かつ迅速な対応を行うことができない。 そのため、基準病床数制度については、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じた知事が独自に基準病床数の加算などを行えるようにすること。また、特例病床制度については、厚労大臣への協議を廃止すべきである。	医療法第30条の4第2・5・8項、医療法施行令第5条の4、医療法施行規則第30条の30・32の2、別表第6、「医療法第30条の4第2項第12号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等」厚生労働省医政局長通知「医療計画について」		厚生労働省	埼玉県		基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。  基準病床数制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加が可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。  また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数-流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県が一定の加算をできる仕組みとなっている。  以上より、さらに都道府県独自の加算の仕組みを設けることや特例病床についての厚生労働大臣への協議を省略することはできない。	本提案は、基準病床数制度の「運用」について、都道府県が適正に医療需要を算定できるよう見直しを求めるものである。  「人口の定義」の見直しについては、現行の直近の統計値では、計画期間の終期までに必要な基準病床数を算定できないこと、また、「地方ブロック別係数」の見直しについては、過去の実績に基づき係数が設定されており、人口当たりの病床数の地域間格差が是正されないことから、見直しを求めるものである。  本県は、今後の医療ニーズの急増が見込まれる中、医療提供体制の充実・強化は喫緊の課題である。第7次医療計画の策定に向けて本県意見を反映するよう改めて検討していただきたい。
548	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準の緩和	地域医療の実情に応じた補正項目を設定することができるよう緩和を図る	既存病床数及び申請病床数について、地域医療の実情に応じた補正を行うことで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。	医療法第7条の2第4項		厚生労働省	神奈川県		基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。  基準病床数制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加が可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。  また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数-流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県が一定の加算をできる仕組みとなっている。  以上より、さらに都道府県独自の補正項目を設定することはできない。	病床数算定の補正基準の緩和は、病床過剰地域での増床等、「病床の地域的偏在」を無計画に拡大するのではなく、地域の事情にあわせた検討を行い、真に地域に必要な病床数を確保することを可能にするものである。 基準病床数制度については、現行の特例や加算の仕組みでは、機動的な対応や高齢者人口の急増といった地域医療の実情に応じることができないため、補正項目の設定が必要である。
549	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準の緩和	当該基準を廃止する	介護老人保健施設の入所定員に係る補正については、現在経過措置により適用していない。経過措置が終了したときには当該基準により既存病床数が圧迫されるため、当該基準を廃止することで、適正な病床数管理ができ、都道府県の独自性を高める。	医療法第7条の2第5項		厚生労働省	神奈川県		介護老人保健施設においては、入所する要介護者に対して、医学的管理の下における介護、看護を行い、医療施設と介護施設の中間的な性格を有していることから、その入所定員は、医療機関の病床に準じて、取り扱う必要がある。  ただし、介護保険法施行後は、計画的な施設の整備を推進していることから、経過措置により、介護保険法の施行後に増加した入所定員は、既存病床数の算定対象から除外しているものである。当面、経過措置について、これを廃止する予定はなく、今後、必要に応じて検討して参りたいと考えている。	経過措置の廃止を検討する場合は、当該基準の廃止についても、提案の主旨から併せて検討願いたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
275	基準病床数の算定基準等の緩和				C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。</p> <p>御提案によれば、基準病床数制度について地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるようにすることがあるが、必要数をどのように担保するかが不明確であり、そのような状況で特例を認めた場合、病床の地域的偏在が拡大するおそれがあることから、制度の趣旨に照らして、認めることはできない。</p> <p>また、現行の制度においても、急激な人口の増加が見込まれる場合やその他厚生労働省令で定める事情がある場合等には、病床の特例を認めているところであり、「人口定義」の見直しではなく、こうした方策をご活用いただきたい。</p>	<p>【再掲】 6【厚生労働省】 (3) 医療法(昭23法205) (イ) 医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。</p>
548	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。</p> <p>御提案によれば、地域の事情にあわせた検討を行い、真に必要に必要な病床数を確保することを可能にすることでありますが、「真に必要」な病床が何か、最小限整備することをどのように担保するかが不明確であり、そのような状況で特例を認めた場合、病床の地域的偏在が拡大するおそれがあることから、制度の趣旨に照らして、認めることはできない。</p> <p>また、現行の制度においても、急激な人口の増加が見込まれる場合や特定の疾患に罹患する者が異常に多くなる場合、その他厚生労働省令で定める事情がある場合には、病床の特例を認めているところであり、地域で更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる仕組みとなっている。</p>	<p>【再掲】 6【厚生労働省】 (3) 医療法(昭23法205) (イ) 医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。</p>
549	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	<p>当面、経過措置については廃止する予定はない。なお、お尋ねのように、今後、後に廃止を検討する場合には、御提案の趣旨も合わせて検討する。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
566	基準病床数の算定に関する基準の緩和	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じて、地域医療の実情に応じ設定することができるように緩和を図る。	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準について、地域医療の実情に応じた特定の課題を解決するためにも、全国一律の計算式に加え、都道府県の裁量により基準病床数に上乗せして設定することができる要件を定め、都道府県の独自性を高める。	医療法第30の4第2項 医療法施行規則第30条の30		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。</p> <p>基準病床数制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。</p> <p>また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数-流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県が一定の加算をできる仕組みとなっている。</p> <p>以上より、都道府県の裁量により基準病床数の算定の基準を基準病床数に上乗せして設定することはできない。</p>	<p>基準病床数の算定基準に都道府県の裁量による上乗せは、地域の特定の課題を解決するために独自の設定を可能とするもので、「病床の偏在性」を無計画に拡大するものではなく、地域の事情にあわせて検討を行い、真に地域に必要な病床数を確保することを可能にするものである。</p> <p>基準病床数制度については、現行の特例や加算の仕組みでは、各地域の実情に起因する特定の課題や、高齢者人口の急増による老人保健施設等の需要増などに迅速に対応することができないため、周辺の医療圏との関係も総合的に考慮し、都道府県の裁量で基準病床数に上乗せして設定できる要件を定めるべきである。</p>
792	基準病床数の算定における各種規制の緩和	医療計画で定める基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の指定や下限の制限の撤廃又は参酌基準化すること。	<p>【現行】 現状では、基準病床数について、国が定める全国一律の算定基準に基づき算出されている。 【制度改正の必要性】 過去に、基準病床数の見直しを行った結果、過剰となる圏域から地域の実情に応じた病床の配分について要望があったが、基準病床数の算定式が国の一律基準により定められていることから、県において地域の実情を踏まえたバランスのとれた病床の配分ができなかった。 したがって、基準病床数について、地域の実情や課題に応じて算定できるよう、算定式に用いる数値の算定や上下限の制限の撤廃又は「従うべき基準」を参酌基準化すべきである。 なお、県民に支障なく継続的・安定的に需要バランスのとれた医療を提供できるよう、地域のニーズを含めた実態に沿った病床数の加算のみを想定しているものであり、県独自の算定が直ちに過度の病床超過を招くものではない。 【具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性】 1 国の見直しにより「既存病床」の補正基準について条例に委任されたが、「従うべき基準」であり、地方に裁量の余地がない。また、地方方言の趣旨である「基準病床」数設定の廃止ではなく、実質的には現行の制度と同じ状況である。 2 基準病床数制度は、全国一律の算定方式であることから、全国から患者が集まるような高度医療を行う病院が病床過剰圏域にある場合など、地域医療の実態を反映させることができない(増床のためには特例病床制度での対応を強いられ、適時適切な病床整備は困難である)。</p>	医療法第30条の4 第5項		厚生労働省	兵庫県 京都府、大阪府、鳥取県、徳島県	○ 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。</p> <p>基準病床数制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。</p> <p>また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数-流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県が一定の加算をできる仕組みとなっている。</p> <p>以上より、基準病床数の参酌基準化等はできない。</p>	<p>・医療水準の確保は、参酌基準にしても可能である。 ・都道府県による調整は、むしろ偏在是正のために行うものである。 ・県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合の基準病床数の加算措置(流出患者数-流入患者数)×1/3は、基準病床数(5万床)に対しわずかな加算(333・平成20年厚労省患者調査)にすぎず、地域の実情を反映するには十分でない。</p>
874	基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の移譲	基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等、地域の実情に合った算定方式となるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定められることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県への策定権限の移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性】 病院・診療所の病床数は、都道府県が医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定方式により定めているが、単独の医療圏域を構成している本市では、既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況である。今後、急速な高齢化が見込まれる本市においては、高齢者人口の急増に伴う病床不足が予想される。 以上のことから、基準病床数の算定方式については、将来的な人口動態等を踏まえ、地域が必要と認める基準病床数を設定できるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定められることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県へ策定権限を移譲する必要があると考える。 【具体的な支障事例】 さいたま保健医療圏基準病床数7,066に対し既存病床数は7,066となっており、現時点でも新たな病院の開設はできない状況にある。</p>	医療法第30条の4 医療法施行令第5条の2		厚生労働省	さいたま市	○ 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。</p> <p>基準病床数制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。</p> <p>また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数-流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県一定の加算ができる仕組みとなっている。</p> <p>以上より、基準病床数に関する基準について都道府県へ策定権限を移譲することはできない。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
566	基準病床数の算定に関する基準の緩和		【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。御提案によれば、地域の事情にあわせた検討を行い、真に地域に必要な病床数を確保することを可能にすることであるが、「真に必要な」病床が何か、最小限整備することをどのように担保するかが不明確であり、そのような状況で特例を認めた場合、病床の地域的偏在が拡大するおそれがあることから、制度の趣旨に照らして、認めることはできない。</p> <p>また、現行の制度においても、急激な人口の増加が見込まれる場合や特定の疾患に罹患する者が異常に多くなる場合、その他厚生労働省令で定める事情がある場合には、病床の特例を認めているところであり、地域で更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる仕組みとなっている。</p>	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
792	基準病床数の算定における各種規制の緩和		【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。基準病床数の参酌基準化等を行うと、病床の地域的偏在が拡大するおそれがあることから、制度の趣旨に照らして、認めることはできない。</p> <p>また、現行の制度においても、急激な人口の増加が見込まれる場合や特定の疾患に罹患する者が異常に多くなる場合、その他厚生労働省令で定める事情がある場合には、病床の特例を認めているところであり、地域で更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる仕組みとなっている。</p>	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
874	基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の移譲		【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。そのため、基準病床数については、全国統一の算定式により算定をこなしているところである。</p> <p>地域に必要な病床の整備については、医療介護総合推進法に基づき、医療機能の現状と、地域毎の将来の医療需要と各医療機能の必要量を踏まえ、医療機関の自主的な取り組みと医療機関相互の協議により機能分化・連携を推進することで、今後、対応していくところである。</p> <p>当該仕組みでは、医療機能の分化・連携を推進するために、都道府県知事に病院の新規開設・増床の際に条件付きの許可を与えることができる等の権限を付与しているため、必要な病床の整備については、まずは当該仕組みに基づき対応を行ってまいりたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
847	基準病床数算定における都道府県独自加減算方式の導入	基準病床数について、都道府県が独自に加減可能とする地域でも、臨機に地域医療ニーズに応じた床を整備する。	【支障事例】 基準病床数は全国一律の算定方式で定められているため、地域に必要な病床の適時適切な整備に支障をきたしているのが現状である。また、基準病床超過を理由に、高度ながん医療を提供する病床や緩和ケアなど地域に必要な病床の整備が困難になっている。 【改正の必要性】 義務付け・枠付けの第4次見直しの際、全国知事会が基準病床数を都道府県において独自に加減が可能となるようにすべきと提案し、厚生労働省から適当でないと回答があったものの、地域の医療ニーズに即応するため、地域の現状を知る知事の判断で病床を加減できるようにする必要がある。 【改正による効果】 地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。	医療法第30条の4第5項		厚生労働省	愛媛県	○ 対応不可	基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療機関、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。 基準病床制度における特定の病床等に係る特例とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要となる一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。 したがって、全国一律の水準を確保する必要性から都道府県独自の加減を設けることはできない。	基準病床を各都道府県の判断で加減することを可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることは否定できず、今回の厚生労働省の回答には、一応理解できるものの、地域の医療ニーズに即応するためには、地域の現状を知り、広域にわたる地域課題に責任を持つ知事の判断で病床を加減できるようにする必要があることから、制度の改善・拡充について御検討いただきたい。
678	医療計画等の策定権限等の移譲	現在、道府県が行っている「医療計画の策定」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲する。	【移譲の必要性】 医療計画に記載される二次保健医療圏の区域設定及び基準病床数の算定等については、現行、都道府県が定めることとされている。また、今後、二次医療圏ごとに策定される地域医療構想(ビジョン)や病床機能報告についても、同様とされている。 本市では、大都市における2025年問題への課題解決策の一つとして、地域の実情に応じた適切な医療機能の分化と連携が必要と考えている。 【移譲による効果】 地域医療構想(ビジョン)の策定、権限していない病床の削減要請及び医療機関が指示に従わない場合の勧告等の権限が移譲されることで、医療政策を円滑に進めることができる。	医療法第30条の4		厚生労働省	横浜市	○ 対応不可	医療計画の策定については下記の理由から都道府県にて行うべきである。 ①二次医療圏が指定都市の区域内で完結する場合であっても、医療計画は、一都道府県の区域が設定される三次医療圏での医療提供体制と、また他の二次医療圏と、一体として広域的な視点で策定し、都道府県全体として整合した医療提供体制を整備する必要があること。 ②二次医療圏は地域の実情に合わせて都道府県が必要に応じて見直すことになっており、常に指定都市の区域内で完結し続けるとは限らないこと。 また、都道府県は医療計画の策定にあり、医療法の規定に基づき、市町村の意見を聴くこととされており、地域の実情に応じた、医療提供体制の確保を図るための計画を作成しているところである。	①に関しては、医療計画の一部である地域医療構想(ビジョン)については、二次医療圏等ごとの各医療機能の需要と必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進することが目的とされていることから、3つの二次医療圏を有する横浜市においては市が直接策定することが望ましいと考える。 ②に関しては、横浜市においては、現在の3つの二次医療圏の区域を前提とした医療行政運営を行っており、横浜市と他市町村を含む二次医療圏への区域変更は事実上考えにくい。 仮に市の区域を超えた二次医療圏への変更があった場合にも、当該市町村との調整にあり関与してもらうことで、整合性の確保された計画策定が可能であると考える。
848	特例病床許可に係る厚生労働大臣同意の廃止	特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止、知事判断で特例病床の許可を行う。	【支障事例】 特例病床とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰により病床の新・増設が制限される場合であっても、更なる整備が必要となる一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができる(法第30条の4第8項)制度であるが、厚生労働大臣の同意を必要とするため、地域の実情に合わせた迅速な対応に支障をきたしている。 【改正の必要性】 義務付け・枠付けの第4次見直しの際、全国市長会が、特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止を提案し、厚生労働省から適当でないと回答があったものの、地域の実情に合わせた迅速な対応を行うため、地域の現状を知る知事の判断で病床許可できるようにする必要がある。 【改正による効果】 地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。	医療法施行令第5条の4第2項		厚生労働省	愛媛県	○ 対応不可	基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療機関、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。 基準病床制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要となる一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。 また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内の流入患者数を上回る場合、「(流出患者数-流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県が一定の加算をできる仕組みとなっている。 以上より、厚生労働省同意を廃止し、都道府県知事の判断で特例病床の許可を行うことはできない。	基準病床制度における特定の病床等に係る特例とは、病床制限の例外措置であり、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることは、否定できず、今回の厚生労働省の回答は、一応理解できるものの、地域の医療ニーズに即応するためには、地域の現状を知り、広域にわたる地域課題に責任を持つ知事の判断で病床を加減できるようにする必要があることから、制度の改善・拡充について御検討いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
847	基準病床数算定における都道府県独自加減算方式の導入		【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保することを目的としている。そのため、基準病床数については、全国統一の算定式により算定をおこなっているところである。</p> <p>地域に必要な病床の整備については、「医療介護総合確保推進法」に基づき、医療機能の現状と、地域毎の将来の医療需要と各医療機能の必要量を踏まえ、医療機関の自主的な取り組みと医療機関相互の協議により機能分化・連携を推進することで、今後、対応していくところである。</p> <p>当該仕組みでは、医療機能の分化・連携を推進するために、都道府県知事に病院の新規開設・増床の際に条件付きの許可を与えることができる等の権限を付与しているため、必要な病床の整備については、まずは当該仕組みに基づき対応を行ってまいりたい。</p>	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。
678	医療計画等の策定権限等の移譲	医療計画は市域を超えた広域的な計画であるため、その策定は引き続き都道府県の事務・権限とするべきである。	【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>第一次回答でも申し上げたとおり、医療計画は、一都道府県の区域が設定される三次医療圏での医療提供体制と、また他の二次医療圏と、一体として広域的な観点で策定し、都道府県全体として整合した医療提供体制を整備するために、策定するものである。医療計画の策定にあたっては、医療計画内の市町村との調整等が不可欠であるため、医療計画の策定事務等については引き続き、都道府県において実施すべきである。仮に各指定都市に移譲する場合には、都道府県や市町村との合意が不可欠であり、全国知事会や全国市長会・全国町村会の合意が得られていない中では、権限を移譲することはできない。</p> <p>なお、地域医療構想についても同様の考え方から移譲することはできない。</p>	
848	特例病床許可に係る厚生労働大臣同意の廃止		【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。</p> <p>都道府県知事の判断で独自に病床の加減を行うことができることと、病床の地域的偏在が拡大するおそれがあることから、制度の趣旨に照らして、認めることはできない。</p> <p>また、現行の制度においても、急激な人口の増加が見込まれる場合や特定の疾患に罹患する者が異常に多くなる場合、その他厚生労働省令で定める事情がある場合には、病床の特例を認めているところであり、地域で更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる仕組みとなっている。</p>	【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (1)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
793	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止すること。	【現行】 現状では、都道府県の医療計画が公示された後、病院の開設許可や病床数の増加等の申請があった場合には、厚生労働大臣との協議を行い、その同意を得た数を加えた数を基準病床数にすることとされている。 【支障事例】 厚生労働大臣との事前協議及び同意には1年程度という長い時間を要するため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が妨げられている。 【改正による効果】 厚生労働大臣との事前協議を廃止することで、審査期間が1～2ヶ月に短縮されるため、地域の実情に応じた病床の早急な整備が可能になる。 なお、厚生労働大臣への事前協議・同意を不要とすることで必要以上の病床が設置されることへの懸念は、「医療審議会の意見を聞くこと」等の条件を付することによって一定の歯止めをかけられる。ただ1ヶ月程度で協議終了できるのであれば、本制度を継続しても良いと考えられる。その場合でも、受付時期によって必要日数が変動しないよう、配慮頂くことが必要。	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項		厚生労働省	兵庫県 【共同提案】 京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。</p> <p>基準病床制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。</p> <p>また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数-流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県が一定の加算をできる仕組みとなっている。</p> <p>以上より、厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止することはできない。</p>	必要病床の設置のためには、地域の実情に応じた病床設置を可能にする観点からも、厚生労働大臣との事前協議及び同意は廃止すべきである。
454	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)の移譲	国から都道府県への権限移譲	病院に対する報告徴収、立入検査権限は、都道府県にあるが、特定機能病院といえども地域における医療体制を担う役割を有しているため、当該病院に関する報告徴収、立入検査についても、都道府県で一元化して把握した方が、地域医療を推進するために有効である。 ただし、特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、高度の医療に関する研修を担う病院であることから、権限移譲を受けるにあたっては、専門性の高い知識を有する医師等のスタッフの配置が必要である。	医療法第25条第3項、第4項		厚生労働省	神奈川県	対応不可	<p>特定機能病院は『高度の医療の提供』、『高度の医療技術の開発及び評価』及び『高度の医療に関する研修』という3つの役割を担っており、全国的に見て高い専門性を有する医療機関であることから、承認、承認取消の権限は国が有しているところである。</p> <p>当該病院に関する報告徴収、立入検査については、 ①治療法として確立していないが、個々の患者の医療上の必要性から行われている治療等について、安全管理体制の確認等を行う必要があると認めた場合、国の専門的な知識を有する者が立入検査を行い、証拠を入手しなければならないようなケース ②社会保険審査会医療分科会の審議を経る中で、取消を判断するに当たって特に必要な情報で、医療分科会の委員等の相当の専門的知識や医学的知識を有する者により、情報を入力しなければならないようなケース等、専門的な観点から立入検査等を行う必要がある。</p> <p>したがって、特定機能病院の報告徴収等を都道府県に移譲することはできない。</p>	地方には高い専門性がない、または、地方は高い専門性を持つことができない、ということはない。移譲までの間、自治体間での連携体制の構築や人員移管などにより、地方が実施できる体制を整えれば対応可能である。したがって、地域医療を一元化して推進するために、特定機能病院か否かを問わず、病院に対する報告徴収、立入検査権限は都道府県に一元化すべきである。
550	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準の緩和	病院の実情に応じた配置を行うことができるように緩和を図る	専属薬剤師の配置について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	医療法第18条		厚生労働省	神奈川県	対応不可	<p>専属薬剤師の配置基準については、患者の薬剤保管や調剤等の観点から配置を必要としているところである。(過去の地方分権改革においても、義務付け・枠付けの見直しの議論のなかで本基準について条例に委任することとし、「従うべき基準」に掲げるものとして整理したところである。)</p> <p>なお、都道府県知事の許可を受けた場合においては、その配置を免除できることとしており、必要に応じ適宜判断いただいているところである。</p>	専属薬剤師の配置基準に関しては、地方が、それぞれの病院の実情に合わせ、患者の薬剤保管や調剤の観点から慎重に検討したうえで、その病院の実態に合わせた配置をきめ細かに設定することにより、病院全体として医療従事者の適正配置が可能となり、ひいては地域医療の向上に資するというメリットが大きい。 したがって、国がナショナルミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
793	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止		【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。現行の制度においても、急激な人口の増加が見込まれる場合や特定の疾患に罹患する者が異常に多くなる場合、その他厚生労働省令で定める事情がある場合には、病床の特例を認めているところであり、地域で異なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができるとしているところであるが、病床の地域的偏在が拡大するおそれがあることから、厚生労働大臣との事前協議及び同時は廃止することはできない。</p> <p>なお、厚生労働大臣との協議の期間については、このうち都道府県に対して協議会をし、回答を得るまでに要している期間も含んでいるため、やむを得ないものと考えている。</p>	<p>【再掲】 6【厚生労働省】 (3) 医療法(昭23法205) (1) 医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。</p>
454	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>特定機能病院は『高度の医療の提供』、『高度の医療技術の開発及び評価』及び『高度の医療に関する研修』という3つの役割を担っており、全国的に見て高い専門性等を有する医療機関であることから、承認、承認取消しの権限については、国が有しているところである。</p> <p>特定機能病院の承認、承認取消しの権限の行使に当たっては、慎重な調査が必要であり、承認、承認取消しに関する報告徴収、立入検査については、特に国において行う必要があるため、権限を移譲することはできない。</p>	
550	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。			C 対応不可	<p>地方分権改革推進委員会「第3次勧告」を最大限尊重し、サービスの質等に深刻な悪影響が生じかねない施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」と整理したところ。医療従事者の配置については、適正な医療を実施するためには一定水準以上の人員を確保する必要があることから、各都道府県共通で守るべき最低限度の員数を定めたものであり、それゆえ各々の事情で変わるものではないと考える。</p> <p>なお、提案団体の求めている事項は地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づき、政府として提出し、国会の賛成多数で成立したものである。厚生労働省としては既に成立した法律の内容を否定するような事情変更があったとは考えていない。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
551	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに病院の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	医療法第21条第1項		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	医療従事者の配置については、適正な医療を実施するためには一定水準以上の人員を確保する必要があることから、各都道府県共通で守るべき最低限度の員数を定めたものであると認識している。(過去の地方分権改革においても、職務付け・枠付けの見直し議論のなかで本基準について条例に委任することとし、「従うべき基準」に執るものとして整理したところである。)なお、厚生労働省令に定める基準以上の配置を求める場合には、条例においてその員数を定めることができることとしている。	看護師等の医療従事者の配置基準に関しては、地方が、それぞれの病院の実情に合わせ、適正な医療を実施するという観点から慎重に検討したうえで、その病院の実態に応じた配置をすることに支障はない。むしろ、都道府県が、各病院の実態に合わせた基準をきめ細かに設定することにより、病院全体として医療従事者の適正配置が可能となり、ひいては地域医療の向上に資するというメリットが大きい。したがって、国がナンヨナルミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。
552	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準の緩和	病院の実情に応じ設定することができるように緩和を図る	看護師等の医療従事者について、病院の実情に応じた配置を認めることで、医療従事者の適正配置ができ、地域医療に資するとともに都道府県の独自性を高める。	医療法第21条第2項		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	医療従事者の配置については、適正な医療を実施するためには一定水準以上の人員を確保する必要があることから、各都道府県共通で守るべき最低限度の員数を定めたものであると認識している。(過去の地方分権改革においても、職務付け・枠付けの見直し議論のなかで本基準について条例に委任することとし、「従うべき基準」に執るものとして整理したところである。)なお、厚生労働省令に定める基準以上の配置を求める場合には、条例においてその員数を定めることができることとしている。	療養病床を有する診療所の従事者の基準に関しては、地方が、それぞれの診療所の実情に合わせ、適正な医療を実施するという観点から慎重に検討したうえで、その診療所の実態に応じた基準を設定することに支障はない。むしろ、都道府県が、各診療所の実態に合わせた基準をきめ細やかに設定することにより、それぞれの診療所が医療従事者の適正配置が可能となり、ひいては地域医療の向上に資するというメリットが大きい。したがって、国がナンヨナルミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。
477	補助金の執行等の移譲 ・臨床研修施設(学校法人を含む)への臨床研修費等補助金 ・交付申請の受理 ・交付決定 等	地方厚生局からの依頼に基づき、県が交付申請等の進捗及び交付決定を行っているが、経由事務を削減し、県が交付申請等の受理及び交付決定をできるようにする。	地方厚生局からの交付申請依頼に基づき、県が各臨床研修施設へ交付申請依頼を行っているが、地方厚生局が提示する提出期限が短いため、県への提出期限をさらに短いものにせざるを得ず、各臨床研修施設の大きな負担となっている。また、移譲にあたって、事務事業が広域的であることによる支障が少なく、またまった規模の事務・権限を移譲することで、国の出先機関の見直しにもつながる。	医師臨床研修費補助事業実施要綱 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	医師臨床研修費補助金は、国の予算により執行している事業であり、都道府県が交付決定をすることはできない。  なお、交付申請の提出依頼から提出期限までの期間が短いことについては、可能な限り、臨床研修施設の負担が軽減できるように努める。	都道府県は、管轄する地域における各病院の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことになっていることから、臨床研修施設への臨床研修費等補助金に係る事務・権限の移譲を受け、上記事務と一体的に行うことが効率的であり、補助金申請者の利便性も高まるため、財源を含めた権限移譲を行うべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
551	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに病院の施設の一部に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。			C 対応不可	地方分権改革推進委員会「第3次勧告」を最大限尊重し、サービスの質等に深刻な悪影響が生じかねない施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」と整理したところ、医療従事者の配置については、適正な医療を実施するためには一定水準以上の人員を確保する必要があることから、各都道府県共通で守るべき最低限度の員数を定めたものであり、それゆえ各々の事情で変わるものではないと考える。 なお、提案団体の求めている事項は地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づき、政府として提出し、国会の賛成多数で成立したものである。厚生労働省としては既に成立した法律の内容を否定するような事情変更があったとは考えていない。	
552	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準の緩和	「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌すべき基準へ移行するべきである。			C 対応不可	地方分権改革推進委員会「第3次勧告」を最大限尊重し、サービスの質等に深刻な悪影響が生じかねない施設等基準については、すべて条例に委任した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」と整理したところ、医療従事者の配置については、適正な医療を実施するためには一定水準以上の人員を確保する必要があることから、各都道府県共通で守るべき最低限度の員数を定めたものであり、それゆえ各々の事情で変わるものではないと考える。 なお、提案団体の求めている事項は地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づき、政府として提出し、国会の賛成多数で成立したものである。厚生労働省としては既に成立した法律の内容を否定するような事情変更があったとは考えていない。	
477	補助金の執行等の移譲・臨床研修施設(学校法人を含む)への臨床研修費等補助金・交付申請の受理・交付決定 等				C 対応不可	○ 臨床研修制度は、全国統一的に一定水準の医師の質を確保するためのものであり、臨床研修費補助金は、そのための適切な研修環境を整備するための補助金である。 したがって、全国的な医師の水準を確保するために、国が補助を行う必要がある。 ○ 交付申請の提出依頼から提出期限までの期間については、本年度は病院あての依頼が6月3日付け、最終的な厚生労働省への提出期限が7月18日であった。正式な提出依頼は補助金の交付要綱発出後になるため時期は確定できないが、準備作業を始めていただく事前の連絡を予算成立後なるべく早い(年度当初)に行うことにより、臨床研修施設での作業期間がとれるよう努める。	4【厚生労働省】 (17) 医師臨床研修費補助事業 医師臨床研修費補助金の交付申請手続については、臨床研修施設が申請に係る準備作業を行う期間を十分確保できるよう、提出依頼に係る事前連絡を、毎年度の予算成立後速やかに行う。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
451-1	医師等の臨床研修施設等の指導監督の移譲	都道府県は、管轄する地域における各病院の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができることから、臨床研修施設としての病院に対する実地調査等についても都道府県で行ったほうが、より地域の臨床研修施設の状況を把握ができるため、移譲を提案する。	都道府県の募集定員の調整については、現在は病院の増員希望、募集状況、採用実績など、病院からの提供された情報を基に判断できるを得ない状況であるが、臨床研修施設の実地調査等ができるようになれば、病院の研修体制などを把握することができ、より地域医療の実情を踏まえた調整を行えるようになる。	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第13条等		厚生労働省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	臨床研修施設に対して国が行う実地調査は、法令上、明文の根拠規定があるものではない(地方厚生局が任意の調査として実施している)。 したがって、移譲対象となる権限がそもそもなく、都道府県においても、施策上必要な任意の調査として、実地調査を行うことは可能である。	実地調査としては、新たに臨床研修病院の指定を受けるために申請があった施設及び既に臨床研修病院の指定を受けている施設に対するものがあるが、これらは医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令で申請、報告を求めていることから可能となるものである。 少なくとも、上記省令第4条、第12条に基づく申請、報告について都道府県を経由して厚生労働大臣に提出できるようにするべきである。
451-2	医師等の臨床研修施設等の指導監督の移譲	都道府県は、管轄する地域における各病院の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができることから、臨床研修施設としての病院に対する実地調査等についても都道府県で行ったほうが、より地域の臨床研修施設の状況を把握ができるため、移譲を提案する。	都道府県の募集定員の調整については、現在は病院の増員希望、募集状況、採用実績など、病院からの提供された情報を基に判断できるを得ない状況であるが、臨床研修施設の実地調査等ができるようになれば、病院の研修体制などを把握することができ、より地域医療の実情を踏まえた調整を行えるようになる。	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第13条等		厚生労働省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	臨床研修施設に対して国が行う実地調査は、法令上、明文の根拠規定があるものではない(地方厚生局が任意の調査として実施している)。 したがって、移譲対象となる権限がそもそもなく、都道府県においても、施策上必要な任意の調査として、実地調査を行うことは可能である。	実地調査としては、新たに臨床研修病院の指定を受けるために申請があった施設及び既に臨床研修病院の指定を受けている施設に対するものがあるが、これらは医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令で申請、報告を求めていることから可能となるものである。 少なくとも、上記省令第4条、第12条に基づく申請、報告について都道府県を経由して厚生労働大臣に提出できるようにするべきである。
192	保健所長の医師資格要件の緩和	地域保健法施行令第4条関係で定めている要件(保健所長は医師でなければならない)を、地方の状況に応じ、一定の基準に基づき変更できるように各都道府県へ条例委任する。 ①同4条第1項で、保健所長は医師でなければならないとしているが、「必ずしも医師でなくても専門的な知識があれば良い」とする。ただし、別途医師を配置)②同項において、定められている「医師が当該箇所における要件の実務経験等の緩和を求める。 ③同条第2項における医師以外の者を保健所長とする例外的措置に関して定められている要件の実務経験等の緩和を求める。	【経緯】 公衆衛生医師の確保が困難である状況が慢性に続いている中、これまでも保健所長の医師資格要件の廃止を含めた職務のあり方について検討がなされており、鳥インフルエンザ等の健康危機管理部分に専門的知識、経験が必要である点、組織運営面においても医師という専門的立場が好ましいという点から医師資格要件は必要であるという意見が強かったが、一方で、地方分権の流れに逆行であるという意見、医師不足から保健所長の業務や若年保健所長が生じ、組織管理が困難であることを考えると所長でなくてもスタッフとして医師がいれば良いという意見もあり、平成16年4月に例外的措置として医師以外の者を保健所長とすることが認められたこと。 【実状を踏まえた必要性】 要件が厳しく例外的措置の適用件数は少数であり、保健所長の業務の抜本的解決には至っておらず、当県においても同様の業務が問題となっている。24年度の全国知事会からの提案に対し、地域保健の水準低下から国民全体の不利益につながるのと考えから厚生労働省として移譲に反対との回答があったが、人材確保の努力・制度の要件緩和ともかかわり改善されないことを考えると、「今後の一層の努力により改善が見られない場合は資格要件を見直す必要がある」とした平成16年3月検討委員会報告を踏まえ、再度検討願いたい。 【当県の状況(7保健所1支所)】 平成25年度:1保健所において業務 1名退職 平成26年度:1名採用、1保健所において業務の状況変わらず 今後、定年退職等を考えると2~3保健所において業務の可能性あり	地域保健法施行令第4条第1項		厚生労働省	和歌山県	C 対応不可	保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。 こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること。また、感染症対策などの緊急的対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から適切な確かな意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があることから、医師であることを要件としている。 この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き継ぎ、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。 その要件を条例に委任することした場合、保健所長としての専門性等が十分に確保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。なお、地域保健法施行令第4条第2項において、保健所長の医師要件の例外規定を設けているが、これは、医師を保健所長に充てることが難しく困難である場合に、二年以内の期間を限りやむを得ない理由があるときは一旦に限って延長し、例外的に認められるものである。公衆衛生の水準を全県一律に高く保つ必要があるとの観点から、例外規定の要件の緩和は認められない。	保健所長が医師であることと要件としている理由及び「地方への条例委任」及び「施行令における例外的措置の緩和」についての「地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれ」という御懸念については、公衆衛生の水準保持の観点から理解できるものの、現行制度において、本県では公衆衛生医師の確保が困難な状況が長期的に継続していることを、まずはご理解いただきたい。 その上で、「医療、公衆衛生等に幅広い知見」及び「行政経験」を有し、また、感染症対策などの緊急的対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から適切な確かな意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図ることのできる医師がスタッフとして配置されていれば保健所はその業務を果たすことが可能であり、医師を必ずしも所長として配置する必要性はないのではないかと見られることから、本提案について再度ご検討いただきたい。 なお、本提案は、H16年4月の地域保健法施行令改正(例外的措置の追加)から今年で10年を経過したなお状況が十分な改善には至っていないと考えられることから、再度見直しをお願いするものである旨申し添える。 【参考】和歌山県では、県立医大等への派遣要請、あらゆる手段による募集の努力による個別の働きかけ等、最大限の努力をしているが、本年度の不足が予想される3人の保健所長となるべき医師の確保に、現時点では至っていない。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
451-1	医師等の臨床研修施設等の指導監督の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	○ 臨床研修施設に対して国が行う実地調査は、法令上、明文の根拠規定があるものではない(地方厚生局が任意の調査として実施している)。医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令は実地調査の根拠ではない。	4【厚生労働省】 (3) 医師法(昭23法201) (ii) 臨床研修病院に対する実地調査については、任意の調査として実施可能であることを、都道府県に周知する。  (4) 歯科医師法(昭23法202) (ii) 臨床研修施設に対する実地調査については、任意の調査として実施可能であることを、都道府県に周知する。
451-2	医師等の臨床研修施設等の指導監督の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			E 提案の実現に向けて対応を検討	○ 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令4条及び第12条に定める指定申請及び毎年の報告について、都道府県が希望する場合は、当該県を経由して厚生労働大臣に提出する方式を選択できるよう検討する。	4【厚生労働省】 (3) 医師法(昭23法201) (ii) 以下に掲げる事務については、都道府県が希望する場合には、臨床研修病院が都道府県を経由して厚生労働大臣に提出する方法を、当該都道府県が選択できるようにする。 ・臨床研修病院の指定(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平14厚生労働省令158)4条1項及び5条) ・臨床研修病院の変更の届出(同令8条) ・臨床研修病院の研修プログラムの変更等の届出(同令9条) ・臨床研修病院の報告(同令12条) ・臨床研修病院の指定の取消し(同令15条)  (4) 歯科医師法(昭23法202) (i) 以下に掲げる事務については、都道府県が希望する場合には、臨床研修施設が都道府県を経由して厚生労働大臣に提出する方法を、当該都道府県が選択できるようにする。 ・臨床研修施設の指定(歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平17厚生労働省令103)4条1項及び5条) ・臨床研修施設の変更の届出(同令8条) ・臨床研修施設の研修プログラムの変更等の届出(同令9条) ・臨床研修施設の報告(同令12条) ・臨床研修施設の指定の取消し(同令15条)
192	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)すべき。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。  こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としている。  この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。  その要件を条例に委任することとした場合、仮に保健所長以外に公衆衛生に対応できる医師が配置される場合であっても、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。  なお、地域保健法施行令第4条第2項において、保健所長の医師要件の例外規定を設けているが、これは、医師を保健所長に充てることが著しく困難である場合に、二年以内の期間を限り(やむを得ない理由があるときは一回に限り延長可)、例外的に認められるものである。公衆衛生の水準を全国一律に高く保つ必要があるとの観点から、例外規定の要件の緩和は認められない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
273	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を撤廃できることとすること。	【制度改正の経緯】 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた義務付け・特付けの第3次、第4次の見直しを検討においても、保健所長の医師資格要件の撤廃が検討された。 地方からは、医師の確保が困難なこと、欠員を補うために2つの保健所長を兼務させている実情があることを支障として挙げ、地域保健法施行令第4条第2項各号のいずれにも該当する医師でない職員を保健所長として配置することができる臨時的措置については、時限的な措置であり、資格要件が非常に厳しく、全国的な実績もほとんどなく、支障事例の根本的な解決にはならないと主張した。 厚労省は、保健所長は多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な判断と意思決定、医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、保健所長の要件を厳格に委任している。その要件を条例に委任すること、保健所長の専門性が十分に確保されず、地域保健の水準が低下する恐れがあり、結果的に国民全体の不利益につながることから、条例への委任は困難とした。 【支障事例等】 本県において、公衆衛生医師の確保が困難なため、一人の保健所長が2か所の保健所長を兼務することがあった事例が生じている。 しかし、所長以外であっても保健所内に医師を配置すれば、医学的知見の確保は可能である。 そのため、地域保健法施行令第4条を従うべき基準から参酌基準に改め、保健所において保健所長以外の職員に医師を配置する場合には保健所長の医師資格要件について撤廃できるようにするべきである。	地域保健法施行令第4条		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係で、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。 こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることが要件としている。 この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。 その要件を条例に委任することとした場合、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。	本県では、医療・公衆衛生の幅広い知見と行政経験を有する公衆衛生医師の確保が困難な状況が続いている。 そのため、地域保健法施行令第4条を従うべき基準から参酌基準に改め、保健所において保健所長以外の職員に医師を配置する場合には保健所長の医師資格要件について撤廃できるようにするべきである。 国においても大学医学部教育課程の段階から公衆衛生の重要性を意識するようなプログラムを組むなど、公衆衛生医師の確保・養成に向けた対策を講じられたい。
304	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件について、条例委任(参酌基準化)する。	【現状と課題】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることができるよう要件緩和されているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。 【支障事例】 保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事業等に対して、本務、兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。 【提案事項及び効果】 保健所長の資格要件を、保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となる。 具体的には、保健所長以外の職員に医師を配置する場合には、保健所長に係る医師資格要件を問わないこととしていただきたい。 特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保が困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の医師資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な業務運営にも寄与するものである。	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条		厚生労働省	福島県	○ 対応不可	保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係で、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。 こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることが要件としている。 この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。 その要件を条例に委任することとした場合、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。	<回答> 公衆衛生活動の中心的機関として地域住民の健康の保持増進に寄与するという保健所の役割と、保健所における医師としての専門的知見の必要性については理解している。 その上で、保健所長クラスの公衆衛生医師の確保が困難な地域があること、それにより他管轄地域の所長を兼務せざるを得ないケースが生じていることは危機管理上も適切とはいえないという現実問題があることに配慮していただきたい。 所長以外の職員に医師を配置する場合には、所長の医師資格要件を問わず、地域の実情に応じた対応ができるよう見直しをしていただきたい。
383	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)	地域保健法施行令の規定により保健所長には原則として医師資格が要求されているところ、当該資格要件の参酌基準化(条例委任)を求める。	【支障事例】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることができるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事業等に対して、本務、兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。九州各県の業務の状況は別紙のとおり。 【制度改正の必要性】 保健所長の資格要件を保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となる。特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保が困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な業務運営にも寄与するものである。 なお、保健所長の医師資格要件を緩和する場合においても、保健所に公衆衛生に対応できる医師を確保することを条件にすることにより、国が想定している危機管理対応も十分可能である。	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	長崎県提案分 別紙あり ・九州各県、全国の 保健所長業務状況 ※11	厚生労働省	九州地方知事会	○ 対応不可	保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係で、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。 こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることが要件としている。 この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。 その要件を条例に委任することとした場合、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。	保健所長の資格要件は緩和されたものの依然として医師の確保には苦慮している状況にある。 今回の提案は、公衆衛生行政における医師の役割を理解したうえで、保健所長以外に医師を配置する場合に限っては、公衆衛生面における科学的かつ医学的見地に基づき判断が担保されることから、保健所長の医師資格要件の条例委任(参酌基準化)を提案しているものであり、医師の配置により組織内における意思決定のプロセスを明確にしておくことで指揮命令や関係機関との連携も円滑に行うことができると考える。 保健所長の医師確保は長年の懸案であり、今後確保が期待できないことから、さらなる要件緩和により医師確保を促進することで、保健所における業務の質と機能の保持、健康危機管理への備えが可能となり、ひいては、地域保健の水準の維持向上、地域間格差の是正が図られ地域住民サービスの向上につながるものとする。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	意見	意見		区分	回答	
273	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)すべき。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	<p>保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。</p> <p>こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としている。</p> <p>この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。</p> <p>その要件を条例に委任することとした場合、仮に保健所長以外に公衆衛生に対応できる医師が配置される場合であっても、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。</p> <p>なお、厚生労働省においては公衆衛生医師確保支援として、「公衆衛生医師確保推進室」を設置し、従事希望医師と医師を必要とする保健所等の情報を登録の上、それぞれに情報提供を行う事業を実施するなど、公衆衛生医師の確保を推進している。</p>	
304	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)すべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	<p>保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。</p> <p>こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としている。</p> <p>この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。</p> <p>その要件を条例に委任することとした場合、仮に保健所長以外に公衆衛生に対応できる医師が配置される場合であっても、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。</p>	
383	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)すべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	<p>保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。</p> <p>こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としている。</p> <p>この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。</p> <p>その要件を条例に委任することとした場合、仮に保健所長以外に公衆衛生に対応できる医師が配置される場合であっても、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
571	保健所長の医師資格要件の撤廃	公衆衛生に精通した適切に医師が確保できない場合は、平成16年に、一定の条件を満たす、医師以外の者を保健所長とすることを可能とされているが、この条件の撤廃を求める。	公衆衛生医師の確保は厳しさを増しており、保健所長たる医師が十分確保できない状況にある。 保健所への医師の配置は必要であるが、スタッフとしての医師が医学的判断を行えば、保健所長業務に必要な見識と管理監督能力を有する医師以外の者が保健所長の業務を担うことが出来ると考える。 平成16年に保健所長の資格要件が条件付で一部緩和されたが、具体的適用が極めて困難な状況にあり、実効性がないことから、この条件の撤廃を求めるものである。	地域保健法施行令第4条		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。 こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としている。 この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。 その要件を条例に委任することとした場合、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。	医師以外にも公衆衛生行政に長年携わり、幅広い知見と行政管理能力を備えた保健所長に選した人材がいる場合には、特に医学的見地について判断が必要とされる際に、保健所長以外に医師を配置し、助言を受けることによりレベル(専門性)は十分に担保されると考える。 一方、資格要件が撤廃されなければ、一人の所長が複数の保健所を兼務せざるを得ない事態が生じ、その際には緊急時の迅速な判断など、地域保健の水準低下や円滑な運営に支障をきたすおそれがある。 人材確保が困難な中、現在の資格要件は長期間の研修期間が必要となっており、該当職員が研修のため長期間業務を離れることは業務遂行上支障が生じる。
585	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の医師資格要件及び医師以外の者を保健所長とする場合の要件を所内に医師が配置されている場合に廃止する。	【具体的な支障】 各都道府県においては、保健所長をはじめとした行政医師の確保に努めているところであるが、慢性的な不足が課題となっている。 保健所長の資格要件については、医師以外の者についても①公衆衛生の専門知識に關し、医師と同等以上の知識を有する者、②5年以上の実務従事経験、③養成訓練課程の受講を要件に認められているところであるが、上記の厳しい要件や、3ヶ月の養成課程の義務づけ、2年以内(1回に限り更新)可という期間上限が設けられていることなどから、実際には導入が難しい状況である。 本府においても導入は難しく、保健所長の定年延長で対応するなど苦慮している。保健所内に医師がいる場合、保健所長が医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員であれば、緊急時の判断等を含め遂行可能であるため、さらなる規制緩和を提案する。	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条		厚生労働省	京都府・兵庫県・徳島県	○ 対応不可	保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。 こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としている。 この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。 その要件を条例に委任することとした場合、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。	保健所の業務の質と機能を高く保つ必要があることは疑うべくもないが、保健所長職に選した医師の確保が全国的に困難となる中、保健所設置主体によっては、1人の保健所長が他の保健所長を兼務している例も少なくない。 このようなケースにおいては、本務側、兼務側のいずれの保健所においても円滑な業務運営に支障が出るおそれがある外、健康危機管理事業発生時にも両保健所において十分な対応ができない場合が想定される。 保健所内に医師を配置した場合には、医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員を保健所長として配置できれば、健康危機管理事業発生時にも速やかに的確な判断が可能であり、関連施設との連携も含めた保健所業務円滑に遂行することができると考える。
701	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)の条例委任(参酌基準化)	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)とすること。(ただし、保健所内には医師を配置することを条件とする。)	【支障事例】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限って、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることができるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。 保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事業等に対して、本務・兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。 当県においては、離島を有するなどの地理的な特性により、13保健所のうち、4保健所で保健所長が兼務している状況。(県内の保健所設置位置及びその業務状況は別紙のとおり) 【制度改正の必要性】 保健所に公衆衛生に対応できる医師を配置することを条件に、保健所長の資格要件を保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理事業等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能になるとともに、危機管理対応も十分可能である。 特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能となることから、管轄地域における円滑な業務運営に寄与するものである。	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	0	厚生労働省	鹿児島県	○ 対応不可	保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。 こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としている。 この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。 その要件を条例に委任することとした場合、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。	当県においても、公衆衛生医師の確保に努めているものの他の保健所と保健所長を兼務している保健所が4箇所あるのが実態であり、また、厚生労働省においても地方公共団体における公衆衛生医師の確保の推進を図る事業を実施されているが、抜本的な解決には至っていない。 業務状態により、保健所の円滑な業務運営に支障が生じた場合、地域保健対策の推進に支障が生じ、地域保健法の目的が達成できないおそれもあることから、地域の実情を考慮した制度の改正が必要である。 保健所に公衆衛生に対応できる医師を配置することを前提に、保健所長の要件を公衆衛生に關して一定の経験を有する医師以外の職員も可とする一方で、保健所の機能を維持することは可能ではないかと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
571	保健所長の医師資格要件の撤廃	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)すべき。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。</p> <p>こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としている。</p> <p>この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。</p> <p>その要件を条例に委任することとした場合、仮に保健所長以外に公衆衛生に対応できる医師が配置される場合であっても、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。</p>	
585	保健所長の医師資格要件の緩和	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)すべき。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。</p> <p>こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としている。</p> <p>この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。</p> <p>その要件を条例に委任することとした場合、仮に保健所長以外に公衆衛生に対応できる医師が配置される場合であっても、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。</p>	
701	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)	保健所長の資格要件を条例委任(参酌基準化)すべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>保健所は、感染症や疾病予防、健康増進、住宅環境等の衛生関係まで、多岐にわたる公衆衛生活動の中心的機関として、関連施設との連携の下、地域住民の健康の保持増進に寄与するものである。</p> <p>こうした中、保健所長は、多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有するとともに、行政経験も有する必要があること、また、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な意思決定並びに医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、医師であることを要件としている。</p> <p>この要件は、保健所の業務の質と機能を高く保つこと、また、引き続き、保健所における健康危機管理の役割も拡大していることから、妥当といえる。</p> <p>その要件を条例に委任することとした場合、仮に保健所長以外に公衆衛生に対応できる医師が配置される場合であっても、保健所長としての専門性等が十分に担保されないことにより、地域保健の水準の低下や地域格差が生じるおそれがあり、結果的に国民全体の不利益につながる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
363	保健所設置市への麻薬免許事務権限の移譲	麻薬取扱者免許に係る事務権限を保健所設置市へ移譲し、併せて麻薬取扱者に交付する免許の効力が国内全域でも有効となるよう制度の見直しを行う。	【制度改正要望の経緯・必要性】麻薬取扱者免許に係る事務が保健所設置市に権限移譲されれば、次の住民サービス向上が見込まれる。 ①本権限移譲により、薬事、医療等の監視指導業務と一体で行うことができるようになり、効率的な業務実施が可能となる。また、保健所設置市は住民により近い立場で業務を実施することから、麻薬の取扱い等に係る指導をより精密に行うことにより、麻薬の不適切な取扱い等から生じる医療事故等の事前防止を図ることができると見込まれる。 ②保健所設置市の区域内については、現在、保健所設置市を窓口として申請受付・免許交付を行っているため、本権限移譲により、申請書の県への進達及び免許証の保健所設置市への送付等で余分にかかっている4日程度を短縮できる。 ③本権限の移譲により、薬事・医療の許可と当該事務が同時に新規申請された場合、2つの事務を併行して行うことができるため、現行制度下(県は、薬事・医療の許可を把握してから当該事務の手続きを開始)よりも、4日程度短縮できる。 【具体的支障事例】しかし、現行制度のまま移譲された場合、麻薬取扱者に交付する免許は、当該保健所設置市の管轄区域内のみで有効であることから、特に麻薬取扱者の大部分を占める麻薬施用者については、当該保健所設置市の管轄区域外の病院へ移った場合、新たに免許交付申請を行わなければならないが、その結果、手間・手数料という新たな負担が生じ、住民サービスの低下を招くこととなるため、現行制度のまま保健所設置市へ権限移譲することは困難な状況にある。 【課題の解消策】麻薬取扱者に交付する免許が交付自治体の管轄区域外でも有効となるよう制度の見直しを求める。	麻薬及び向精神薬取締法第9条		厚生労働省	広島県	○ 対応不可	昨年、同様の御意見があり議論がなされたところであるが、以下の理由により、麻薬免許事務については、都道府県が行うべきものとして結論がなされた。  都道府県における麻薬行政は、医療用麻薬の不正流通防止の観点から、許認可と指導監督(取締り)と一体として実施されるべきであり、そのため、各都道府県に麻薬取締員が置かれ、取締業務を担っている。取締権限のない市町村単位では、許認可業務を行う基準を満たしていないと考えている。  麻薬取締員(司法警察官)は、麻薬及び向精神薬取締法第54条第6項の規定により、その他の司法警察職員(各都道府県警察等)と連携し取締り業務を行うこととされており、各都道府県警察が都道府県単位で取締りを行っていることを鑑みると、麻薬取締員があっても都道府県単位で業務を行うことが適当である。  さらに、麻薬取扱者免許(麻薬施用者等)については、病院や診療所に免許を有えることが原則であるが、同一都道府県内であれば、複数の病院や診療所に従事する場合には、改めて免許を要しないこととされている。 保健所設置市に権限を移譲した場合には、同一都道府県内の複数の病院、診療所に従事する場合であっても同市外であれば、改めて免許を受けることが必要となり、非効率である。 また、麻薬取扱者免許を免許交付自治体の管轄区域外でも有効とした場合、麻薬取扱者の業務実態把握が困難となり、麻薬不正流通の原因となる可能性がある。  よって、麻薬免許事務については、都道府県が行うべきものである。	医療用麻薬の不正流通に係る態態は、権限移譲により許認可及び行政上の指導監督業務を担うこととなる保健所設置市と、司法警察職員である麻薬取締員による取締業務を担う県とが緊密な連携をとることで払拭できる。また、現行制度下においても、特例条例により免許に係る事務を保健所設置市へ移譲すること自体は可能であり、許認可と指導監督(取締り)が別に実施されることは、制度の枠組の範囲内と考える。  また、国が緊急する非効率(免許の有効範囲の管轄区域が市内のみとなり、市外は再度免許が必要)を解消するために、麻薬免許を交付自治体の管轄区域外でも有効とするよう提案しているものである。  麻薬取扱者の業務実態の把握は、麻薬取扱者免許を免許交付自治体の管轄区域外でも有効とした場合であっても、麻薬取扱者が免許交付自治体の管轄区域外の病院、診療所に従事する場合には免許交付自治体への届出を行い、届出情報を関係自治体間で共有する仕組みなどにより担保することが可能と考える。
71	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされたい。	【制度改正の経緯】 現在、都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととされており、平成26年3月28日事務連絡により他の類型の認定こども園については、地方自治法第252条の1702により条例の定めるところにより市町村が処理することができることとなったことである。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 認定こども園の全ての類型は、新制度において、市町村から給付を受ける施設型給付の対象にないため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分もあり、一体的に行う方が、事業者、自治体双方にとって利便性があり、条例による権限移譲により、解決するものであるが、周辺市町村などが、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者にとっては、複雑なものになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によらず、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定こども園に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることができると考える。		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	○ 対応不可	提案については「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」とされており、現時点での対応は困難である。  ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)抄 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が発せられてから9か月が経過し、条例制定により権限移譲を検討・実施している自治体も出てきていると思われる。実態を把握したうえで、指定都市までに限定せず、中核市への移譲の検討を進めてもらいたい。
422	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な事業実施がより効果的になれることとなる。 【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政となる。具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのため、事業者は道府県と指定都市の両方に手続きを行わなければならないと煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し事業実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。		「私立幼稚園の設置認可権限等の移譲」との一体的見直しをお願いしたい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	○ 対応不可	提案については「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえる」とされており、現時点での対応は困難である。  ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)抄 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	幼保連携型認定こども園の認可権限が移譲されることから分かるように、認定こども園関係の事務を遂行する能力が指定都市に備わっているという事実は、国においても当然に認識されているものと考えられる。そのため、認定こども園に係る事務遂行能力を類型ごとに区別して捉えよべきではなく、むしろ、近接性の原理や補完性の原則に照らせば、基礎自治体でもある指定都市が一括して処理すべきである。 また、認定こども園を設置・運営する事業者にとって、認定こども園の類型により認定申請の窓口が異なることは適切ではなく、特に、都道府県の枠を超えた広域での事業展開が構えている現状において、当該道府県への指定都市の有無により窓口が異なることは、混乱を招き易い。 条例による事務処理特例制度は、協議が整った場合においても道府県の条例で定める方式であることから制度の安定性として不十分であり、子ども・子育て支援新制度の施行にあわせ、早急に権限が移譲されることを求める。 また、事務処理特例は、これまでの短期間ですでに3分の1の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めると全体の半数を超えている。施行状況を踏まえ移譲の検討がなされるとうことであるが、実態に即した検討がなされるためにも、必要な検討課題とその解決に向けたスクリーンが具体的に示されるべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
363	保健所設置市への麻薬免許事務権限の移譲				C 対応不可	<p>○麻薬取扱者免許事務は都道府県が行うべきものである。</p> <p>○都道府県における麻薬行政にあつては、医療用麻薬の不正流通防止の観点から、許認可と指導監督(取締り)が一体となって実施されるべきである。</p> <p>○特に本件に関し、提案自治体の意見と全国市長会の意見の間に乖離がある。このため、保健所設置市と都道府県の緊密な連携(許認可と指導監督の一体的な実施)は難しいと考える。</p>	
77	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p>子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限委譲を行うことはできない。</p> <p>一律の権限委譲については、「事務・権限の委譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を考慮し、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と中核市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。</p>	
422	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限委譲を行うことはできない。</p> <p>一律の権限委譲については、「事務・権限の委譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
666	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	<p>【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に存置され、類型によって認定権限が異なることとなる。</p> <p>そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一体的・包括的に実施することができず、待機児童解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。</p> <p>また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識。</p> <p>【制度改正の必要性】 住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能になる。</p> <p>なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めるという2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものとする。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等		内閣府、文部科学省、厚生労働省	堺市、大阪府	○ 対応不可	<p>提案については「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」とこととされており、現時点での対応は困難である。</p> <p>※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)抄 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の認可権限が移譲されることから分かるように、認定こども園関係の事務を遂行する能力が指定都市に備わっているという事実は、園においても当然に認知されているものとする。そのため、認定こども園に係る事務遂行能力を類型ごとに区別して捉えるべきではなく、むしろ、近接性の原理や補完性の原則に照らせば、基礎自治体でもある指定都市が一括して処理すべきである。</p> <p>また、認定こども園を設置・運営する事業者にとって、認定こども園の類型により認定申請の窓口が異なることは適切ではなく、特に、都道府県の枠を超えた広域での事業展開が増えている現状において、当該都道府県への指定都市の有無により窓口が異なることは、混乱を招く要因となる。</p> <p>条例による事務処理特例制度は、協議が整った場合においても道府県の条例で定める方式であることから制度の安定性として不十分であり、子ども・子育て支援新制度の施行にあわせ、早急に権限が移譲されることを求める。</p> <p>また、事務処理特例は、これまでの短期間ですでに3分の1の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めると全体の半数を超えている。施行状況を踏まえて移譲の検討がなされることであるが、実際に移譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールが具体的に示されるべきである。</p> <p>【参考】 条例による事務処理特例の活用が決定している指定都市 7市 条例による事務処理特例の活用に向け協議中の指定都市 6市 (全20市中)</p>
862	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する。	<p>「子ども子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認定権限は県に残る。</p> <p>施設の移行を考る幼稚園事業者などが、認定こども園の類型によって相違窓口が異なることは非効率的であり、利便性を欠くこととなる。</p> <p>類型を超えた認定こども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。</p>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条		内閣府、文部科学省、厚生労働省	さいたま市	○ 対応不可	<p>提案については「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえ」とこととされており、現時点での対応は困難である。</p> <p>※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)抄 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。</p>	<p>条例による事務処理特例制度による移譲の状況として、すでに3分の1の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めると全体の半数を超えている。このような状況を踏まえ、早期に法定移譲に向けた検討を進めていただきたい。また、実際に移譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールを具体的に示していただきたい。</p> <p>【参考】 条例による事務処理特例の活用が決定している指定都市 7市 条例による事務処理特例の活用に向け協議中の指定都市 6市 (全20市中)</p>
158	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止	医療計画公示後に特別の事情などが生じた場合に、医療法施行令第5条の4第2項に規定する病床過剰圏域における病院・診療所の開設・増床の許可に関する厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止する。	<p>【経緯・支障】 全国知事会においても、「義務付け・枠付けの見直しに係る提案」として基準病床数の都道府県による独自の加減可能化を提案していたが、国が特例病床の協議に同意する際の留意事項を示したことにともなう(平成25年4月24日付厚生労働省医政局指導課長通知)。</p> <p>一例として、鳥取県においても周産期母子医療センターのNICUの病床利用率が高く、今後増床の検討をする場合、上記通知で示された特例病床の留意事項によると、鳥取県内の出生数では特例病床の適用が難しい状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた医療体制を確保するためにも必要な病床数を地方自治体が決定できる取り扱いが必要である。</p> <p>※特定の病床等の特例の事務の取り扱いについて(平成25年4月24日厚生労働省医政局指導課長通知) ① 特例病床算定の留意事項(補足)2.④ NICUやGCUの増床にあたっては、原則として、都道府県内の増床後のそれぞれの総数が以下の数を超えないようにする。 NICU: 総出生数(都道府県内) / 10, 000人 × 30床 ↓ (鳥取県の状況) 総出生数4,771人(H24) / 10,000人 × 30床 = 14.3床 県内の既存NICU病床数 18床 &gt; 14.3床</p>	医療法第30条の4第8項 医療法施行令第5条の4第2項 医療法施行規則第30条の32の2第1項	参考資料あり	厚生労働省	鳥取県	○ 対応不可	<p>基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。</p> <p>基準病床制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数、基準病床数に加え、病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の判断のみにおいて病床の増加が可とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚生労働大臣の同意を要件としているところである。</p> <p>また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数 - 流入患者数) × 1.1」を限度として基準病床数を加算することができるとしており、都道府県が一定の加算をできる仕組みとなっている。</p> <p>以上より、厚生労働大臣との事前協議及び同意を廃止することはできない。</p>	<p>2025年問題への対応として、県は地域に必要な医療の確保に向けた「地域医療ビジョン」の策定が求められることとなるが、現状では、必要な施策を実施するための十分な自由度がなく、責任だけが押しつけられることになりかねない。</p> <p>地方が主体的に医療体制のあり方を考え、地域で医療機関がそれぞれ役割を果たすべく、医療に携わっているにも、病床過剰地域であっても実際の政策課題に対応するための病床数を都道府県で決定できるようにすべきである。</p> <p>中でも、特例病床制度は、厚生労働大臣の同意を得るために長期の期間を要するだけでなく、特例として認められる病床の種類も限定的であるなど、地方の医療の実情に十分配慮できる制度とはいえない。</p> <p>例えば、当県では、NICUだけでなく、筋ジストロフィー用の病床の整備も課題とされているが、難病に関する特例病床の中には、同病に係る病床は含まれていない。筋ジストロフィー用の病床は、同病に対応できる設備、スタッフを備えた病院でなければ整備することが困難であり、当県でこれに該当する病院は、一般病床の利用率が高いため増床せざるを得ないにもかかわらず、県全体では一般・療養病床が過剰状態であることから増床が認められず、現行制度で対応困難な状況にある。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
666	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限委譲を行うことはできない。  一律の権限委譲については、「事務・権限の委譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。	
862	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限委譲を行うことはできない。  一律の権限委譲については、「事務・権限の委譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。	
158	病床過剰圏域での新規病床設置に係る厚生労働省との事前協議及び同意の廃止		【全国市長会】 本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。		C 対応不可	基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準以上の医療を確保することを目的としている。 現行の制度においても、急激な人口の増加が見込まれる場合や特定の疾患に罹患する者が異常に多くなる場合、その他厚生労働省令で定める事情がある場合には、病床の特例を認めているところであり、地域で異なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる仕組みとしているところである。なお、仮に特定の疾患について新たに病床特別の対象に追加する場合には、全国的な見地からその必要性を検討する必要がある。また、厚生労働大臣との協議の期間については、このうち都道府県に対して諮問照会をし、回答を得るまでに要している期間も含んでいるため、やむを得ないものと考えている。  【再掲】 6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (イ)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
396	児童相談所の設置権限の移譲	特別区において迅速かつ漏れのない児童相談支援を実施するため、東京都が所有する児童相談所の設置権限を特別区に移譲するとともに、児童相談所設置市の事務を併せて移譲し、総合的な児童相談支援体制を構築する。	特別区は、児童虐待その他の児童家庭相談の一義的窓口として、「先駆型子供家庭支援センター」を中心に相談体制を強化しており、区への虐待通告件数や相談件数は年々増加している。児童虐待の未然防止、重篤化予防のための様々な事業を実施するほか、要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関、地域との連携強化を行い、着実に対応を進めている。しかし、緊急性や危険性の高い事例については区の権限では対応できず、児童相談所に一時保護や専門的対応を要することとなっている。虐待通告受理から支援終了まで一連の対応を同機関で切れ目なく行うことは、児童の安全確保だけでなく、虐待の再発防止、継続的な保護者指導・支援が可能となるが、二つの機関が存在することにより、認識に温度差が生じ、迅速な対応や子どもの状況に応じたきめ細かな対応が取れないことがある。また、今般、死亡事例が報告されている「居住実態が把握できない児童」についても、虐待発生ハイスルクと捉え、区でもその把握と支援を積極的に実施しているが、全国の児童相談所が所有するカンシステム等を持たず、立入調査権もない区においては調査にも限界がある。このような現状を改善するためにも、区民に最も身近な行政機関である区に児童相談所を移管し、学校や保健センターなどの関係機関や地域との連携を密にしながら、相談から支援、指導、養護まで実施していく必要がある。	児童福祉法第12条第1項、第59条の4同法施行令第45条、第45条の2		厚生労働省	特別区長会	E 提案の実現に向けて対応を検討	都道府県並びに指定都市及び政令で定める市が処理している児童相談所の設置権限の特別区への委譲については、東京都と特別区の協議の結果が出た後、その結果を踏まえ、検討を行う。	今般、「居住実態が把握できない児童」の問題が全国的な社会問題となるなど、現行の児童相談行政体制が十分に機能しているとは言い難い状況である。このような現状を一刻も早く改善するためにも、東京都と特別区の協議の状況にかかわらず、区民に最も身近な行政機関である区に児童相談所設置権限を早期に移譲することが望まれることから、厚生労働省においても、移管の実現に向けた取組みに着手されたい。
19	ハローワークの全面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県労働局の職業安定部(ハローワーク業務の統括部門)の事務・権限の都道府県への移譲	【制度改正の必要性】職業安定法の目的(第1条)を一層推進するためには、産業振興、人材育成、福祉など、地域の実情に応じた取組を推進している都道府県自身が、それらの施策と連携しつつ雇用施策を運用することが効果的である。例えば、愛知県においては、県で達成した「産業空間化対策補助金を活用した企業誘惹や、「アンプ」の航空宇宙産業クラスター形成特区」など、産業政策とリンクした積極的な職業紹介等を一体的に実行することで、雇用政策をより効果的に推進できる。また、労働局は都道府県単位で設置されており、ハローワークは受け皿の問題がなく、すぐに地方移管が可能。【現行制度の支障事例】①国は、H25年12月の閣議決定で、現行制度上の取組(一体的実施、求人情報のオンライン提供等)を積極的に進めるとしているが、これらに県が別途人員・予算を措置することで、二重行政が生じる懸念がある。【懸念の解消策】①雇用保険と労働基準法の不整合については、国が示す基準のもと、都道府県がこれまでと同様に執行することは可能。②職業紹介の全国ネットワークの維持は、国が全体のネットワークを維持し、都道府県は一定のセキュリティの基でアクセス許可を受けられることで可能。③全国一斉の雇用対策は、都道府県と厚生労働省との連携調整により一体的実施は十分可能。④ILO条約については、国が統一基準のもと、地方への地方自治法に基づき勧告・勧告、是正指示を行い条約の趣旨を満たすことは可能。	職業安定法第5条第3号 厚生労働省組織規則第762条		厚生労働省	愛知県	C 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは、①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めることとしている。なお、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要である。引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。なお、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の事業の意向が反映され、これまでに以上に連携した取組が行われていくことで、参画にしていきたいと考えている。※国は、全国ネットワークを基として、憲法に定められた勤労者の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていきたい。※ハローワークは全国に544か所あり(うち、一体的実施施設を206か所設置する)など地域に密着して業務を実施し、年間の600万〜700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も国民に身近な行政機関の一つである。※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係係事務)の回答、490(雇用関係付給)の回答も参照されたい。	平成25年12月20日の閣議決定のとおり、国の職業紹介業務と自治体業務の一体的実施、ハローワークは特設、求人情報はオンライン提供等、現行制度上の取組を積極的に進めるとしても、組織が異なる、指標系統が別となる以上、都道府県と国は別々に人員・予算を措置する必要があり、二重行政が生じる懸念は依然解消されない。国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めるためには、都道府県領域における業務は都道府県が、広域にわたる業務は国が、それぞれ分担しなくては、連携して施策を推進していかなければならない。このため、都道府県単位で設置されている労働局と所管するハローワークについて、都道府県への速やかな移管を実現し、都道府県がそれぞれの地域の実情に応じ、雇用施策を効果的に運用できる体制を整えることが必要である。また、都道府県領域にとどまらず統一統一的、一元的な管理の必要性に関しては、提案中の「懸念の解消策」①から④で述べたとおり、国が全国統一的な基準を策定し、必要に応じて指揮監督を行うこととし、具体的な運用を地方に委ねることすれば十分可能であり、提案を実施するうえでの支障となるものではないと考える。
148	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の都道府県への移譲	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業を希望する都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】人口全国最少の鳥取県は、人口将来推計において今後も人口減少が見込まれている。人口減少を食い止める施策の実施は喫緊の課題であり、特に若年層の流出を防ぐため、ハローワークの職業紹介機能を、単なる就労支援だけでなく、自治体の定住推進策の一つに位置付け、地方的イニシアチフで一体的に運用していく必要がある。【支障事例】現在、無料の職業紹介事業が国の一元管理下(職業安定法第5条第3号)にあり、ハローワークによる職業紹介では一律にマニュアル化された説明対応や就業指導となっているため、求職者・求人双方の思いが合致せず、雇用ミスマッチの発生要因となっている。【効果】権限移譲によって、次のようなメリットが期待できる。(1)自治体が進める人口減少対策とハローワークの就業支援対策の一体的運用が可能となる。(2)ハローワークの限られた人員だけではきめ細かな就労支援は不可能であり、自治体のマンパワーを最大限に生かすことで、地域内での求職者・求人双方の最適なマッチングを実現することが可能となる。	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等	別紙あり 鳥取県の雇用ミスマッチの現状(ハローワークデータ)・H22.11月鳥取県資料(ハローワーク移管検討)・新聞記事「佐賀「ハローワーク特区」正定場	厚生労働省	鳥取県、徳島県	C 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは、①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めることとしている。なお、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要である。引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。なお、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の事業の意向が反映され、これまでに以上に連携した取組が行われていくことで、参画にしていきたいと考えている。※国は、全国ネットワークを基として、憲法に定められた勤労者の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていきたい。※ハローワークは全国に544か所あり(うち、一体的実施施設を206か所設置する)など地域に密着して業務を実施し、年間の600万〜700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も国民に身近な行政機関の一つである。※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係係事務)の回答、490(雇用関係付給)の回答も参照されたい。	地方自治体への求人情報のオンライン提供は、求人企業の了解がなければその情報に基づく職業紹介を行うことができません。かつ、自治体に提供される求人情報では、職業紹介を行う自治体が求めるレベルのマッチングに必要な個別員情報(求人企業が求める技術レベル等)が得られない。また自治体と一体となった支援機関の運営等も国との調整に時間を要するなど、課題に応じて速やかに対応するには不十分である。無料職業紹介事業を都道府県に移管してワンストップで行うことで、求職者の利便性が高まると共に、企業支援と雇用対策を総合的に行うことができ、もって地域の活性化につながるものと考えます。なお、全国ネットワークによる「セーフティネット」の役割については、自治体間での全国的な組織を構築することにより緊密な連携を図れば、現状よりもそれ以上のネットワークを構築することが十分に可能であり、国の役割は職業紹介事業が健全に運営されることに関する指導監督等することです。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見		区分	回答			
396	児童相談所の設置権限の移譲	児童相談所の業務は、広範かつ多岐にわたっており、虐待相談だけでなく、非行や障害など、18歳未満の子供に関するあらゆる相談に対応するとともに、困難事案に対応できる専門性も求められる。また、対応については、相談や一時保護を終了せず、その後の施設入所にあたっては、広域的な人材調整ができる体制が不可欠であり、家庭復帰の判断、子供や保護者との調整、家庭復帰後のケアまで、一貫した対応が求められる。こうしたことを踏まえれば、都は一時保護や入所措置など法的対応を行う児童相談所を、区域地域の一元的窓口として、子育て支援サービスを活用しながら支障に当たる子供家庭支援センターを、それぞれ強化するとともに、適切な役割分担のもとで、連携・協働し、対応していくことが、子供の最善の利益を実現することに資するものと考え。現在の特別区は、人口約4万人の区から8万人を超える区まで様々であるが、仮に、全ての区へ児童相談所を移管するとなれば、それぞれの区で、一時保護所の整備や、児童福祉司をはじめ、豊富な経験を積んだ専門人材の確保、育成等が必要となる。また、都内外の児童養護施設等への入所調整にあたっては、新たに、特別区相互、都と特別区との間で連携、協力が必要となるなど多くの課題がある。現在、都と区市町村は、虐待相談等の対応の連携強化に向け、共同で検討を行っており、児童虐待防止等の観点から、児童相談行政のあり方について、特別区と幅広く議論していきたい。		【全国市長会】児童相談所の設置権限の委譲については、東京都と特別区の協議結果が出てから検討するのではなく、早期に、国として実現に向けた取り組みに着手していただきたい。			E 提案の実現に向けて対応を検討	児童相談所設置市として政令で個別に定める際の考え方については、「児童相談所を設置する市について」(平成20年8月29日雇児発第0829001号通知)により示しているとおり、国は、児童相談所設置市への移行を希望する市(希望市)から政令指定の要請があった際には、(1)希望市における事務遂行体制の確保 希望市において、児童相談所設置市としての事務を一貫して遂行するための人的体制の整備や児童福祉施設の確保が見込まれていること。(2)希望市と都道府県との連携体制の確保 一時保護や児童福祉施設の入所等に関しての広域的な調整、児童相談所立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、都道府県が適切に希望市に助言又は援助を行う体制が確保されると見込まれていること。(3)希望市と都道府県との協議状況について 上記(1)及び(2)について、希望市と都道府県とが十分に協議を実施しており、希望市の児童相談所設置市への移行後も、児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを都道府県においても確認していること。 について支障が無いことを確認し、速やかに政令指定に必要な手続を行うこととしている。 特別区と東京県においては、現在協議中であることから、その結果を踏まえ、対応を検討する。	5【厚生労働省】(1)児童福祉法(昭22法164) 児童相談所の設置権限の特別区への移譲については、東京都と特別区の協議状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
19	ハローワークの全面移管	・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困窮者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能となる等、大きなメリットがある。 ・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と同内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。 ・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。				C 対応不可	求職者・求人者は、都道府県を超えて求職・募集活動を行っており、利用者の実態に合わせて、国として行う無料職業紹介事業は、地域の制限なく国が運営するハローワークの全国ネットワークで行うことが効率的である。(例えば、求人事業主は能力・適性により採用を決定しており、国が都道府県域を超えた職業紹介だけを行うことは、極めて非効率なものとなる。) また、雇用保険制度の適正な運営や全国一斉・迅速な雇用対策等を効果的に実施するためには、厚生労働大臣の指揮命令の下、一の組織で対応することが最も効率的である。 なお、地域の雇用問題の解決のために、上記の国の業務と相まって成果が上がる多様な取組が必要であると考える。	4【厚生労働省】(1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。(i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。(ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を超えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。(iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性情格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。(iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。		
148	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の都道府県への移譲	・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困窮者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能となる等、大きなメリットがある。 ・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と同内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。 ・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。				C 対応不可	地方自治体が行う雇用対策の強化につなげるために、ハローワークの求人情報のオンライン提供を開始しているが、活用いただくにあたり、以下についてご理解いただきたい。(1) 職業紹介は、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんするものであり、求人企業の了解がなければ、そもそも成立し得ない。職業紹介にあり求人を受理し、職業紹介を行うことへの了解を取ることにはハローワークも民間職業紹介事業者と同様に実施している。(2) ハローワークにおいても求人票の充実が促されているが、全ての個別具体的な情報をあらかじめ確認することは不可能であり、個別の求職者の職業紹介に当たり必要があれば、その都度求人企業に確認を促している。ハローワークが求人票等を行う過程で求人事業主に取材した求人票には記載されていない情報は、地方自治体からの照会に応じて回答することとしている。(3) 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致(雇用保険制度の適正な運営が困難) ② 職業紹介の全国ネットワークが維持できない(求人者・求職者の活動実態に合わない) ③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる ④ ILO条約を守ることができなくなる ※ハローワークの地方移管については、利用者である労働者も反対している。	【西橋】4【厚生労働省】(1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。(i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。(ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を超えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。(iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性情格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。(iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
190	ハローワークの全面移管	ハローワークのすべての事務・権限を都道府県に移管する。	【効果】 ハローワークが行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と、地方が行う職業訓練、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体主導のもと一体的に実施されることにより、以下のことが可能となる。 (1)求職者のニーズに応じたワンストップの就労支援生活保護や育児相談などの多様な求職者ニーズに応じた相談から職業紹介までの、きめの細かいワンストップサービスが実現する。 (2)企業ニーズに応じた戦略的な雇用施策の実施 企業ニーズを把握している県が、職業訓練や職業紹介を一体的に展開することで、企業が求める人材を育成し、雇用に繋げていくことが可能となる。	職業安定法第5条第3号他		厚生労働省	和歌山県、大阪府	○ 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めることとしている。 なお、地域の雇用問題の解決のために、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要である。引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。 なお、雇用対策協定は平成26年7月末現在18自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。 ※国は、全国ネットワーキングを通じて、憲法に定められた勤労者の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施、地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていただきたい。 ※ハローワークは全国に544か所ありさらに、一体的実施施設を206か所設置するなど地域に密着して業務を実施、年間の～600万～700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。 ※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係事務)の回答、490(雇用関係給付)の回答も参照されたい。	ハローワークの地方移管には、企業のとおり①求職者のニーズに応じたワンストップの就労支援及び②企業ニーズに応じた戦略的な雇用施策の実施等、地方が実施することにより大きなメリットがある。また、地方移管についての課題等は全国知事会「ハローワークは地方移管でこまやかに」(平成22年11月)において整理されているところである。については、ハローワークの事務・権限の全面移管について積極的な検討を進めていただきたい。
236	職業安定業務の都道府県への移管	職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。	【制度改正の必要性】 利用者にとって複数の行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。 ①取組だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる。 ②企業支援と雇用対策の一体化が可能になる。 ③学校教育との連携を強化できる。 【現行制度の支障事例】 一体的実施や求人情報オンライン提供では、異に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など企業施策と一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な企業施策との展開は困難。 【懸念の解消】 ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致」については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求め、働く意思の確認ができるため、両者の分離による齟齬は生じない。また、雇用保険を都道府県で運営すること(全国単位で維持することを想定しているため、保険料は大きい)であり、保険の分割による地域格差などの発生はない。 ②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一元的維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が機動的に対応し臨機応変な対応をすることが可能になる利点が大いにある。 ④「Uターン」については、国が全国統一基準を設け、法に基づき地方に助言・助言、基準指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能	職業安定法第5条第3号ほか	別紙別り	厚生労働省	広島県	○ 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策を進めていくこととしている。 なお、地域の雇用問題の解決のために、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し一体となって対策を進めることが重要である。引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。 なお、雇用対策協定は平成26年7月末現在18自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。 ※国は、全国ネットワーキングを通じて、憲法に定められた勤労者の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施、地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていただきたい。 ※ハローワークは全国に544か所ありさらに、一体的実施施設を206か所設置するなど地域に密着して業務を実施、年間の～600万～700万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。 ※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係事務)の回答、490(雇用関係給付)の回答も参照されたい。 なお、一体的実施や求人情報オンライン提供では、異に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など企業施策と一体的な展開は困難である。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な企業施策との展開は困難である。 【懸念の解消】 ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致」については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求め、働く意思の確認ができるため、両者の分離による齟齬は生じない。また、雇用保険を都道府県で運営すること(全国単位で維持することを想定しているため、保険料は大きい)であり、保険の分割による地域格差などの発生はない。 ②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一元的維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が機動的に対応し臨機応変な対応をすることが可能になる利点が大いにある。 ④「Uターン」については、国が全国統一基準を設け、法に基づき地方に助言・助言、基準指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能	国は全国ネットワーク及びセーフティネットの役割を果たし、地方自治体と役割が異なることであるが、雇用対策法第5条において、地方公共団体は国の施策と相俟って地域の実情に応じた必要な施策を講じるよう努めるものとしており、国と大きく役割が異なるものではない。また、「職業紹介の全国ネットワークの維持」及び「全国一斉の雇用対策」については、提案内容のとおり、可能であると考える。 地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、次のような効果が見込まれる。 ①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる。 ②就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一環したサービスを実現 ③就職だけでなく、生活支援などのサービス(住居・生活・福祉)を総合的に実施 ④企業支援と雇用対策の一体化が可能になる。 ⑤現在のハローワークの事業(求人開拓・職業紹介)と県の事業(職業訓練などの人材育成)の一体的実施により、企業が求める人材育成・雇用マッピングを実現 ⑥地域の強みを生かした産業の育成とその担い手確保の一体的実施により、戦略的雇用政策を展開 ⑦学校教育との連携強化を通じて、キャリア教育の拡充、若年就労の改善(当面の雇用対策だけでなく、10年先等を見据えた人材育成) 現状では、地方自治体が行うことができる無料職業紹介は、分野の制限はないもの、国と同様に無制限に行えるものではなく広範囲で一体的な企業施策との展開は困難であり、限られた範囲での部分的な展開となっている。
263	ハローワークの地方移管	ハローワーク特区の効果等について検証を行い、ハローワークに関する事務・権限を国から地方自治体に移譲すること。それまでの間においても、地方自治体が行う無料職業紹介の法的位置づけを明確化するとともに、希望する地方自治体においてハローワーク職員用端末と同内容の情報を活用して職業紹介を行うことができる環境を整備すること。	【制度改正の経緯】 全国知事会が求めてきたハローワークの地方移管は実現していないが、アクションプラン等に基づき、平成24年10月から、東西2か所(埼玉県と佐賀県)で試行的にハローワーク特区が実施されている。 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、①ハローワーク求人情報の地方自治体へのオンライン提供を積極的に進め、②国と地方の一体的実施やハローワーク特区などの取組を通じ、地方と一体となった雇用対策を推進すること、③これらの取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、ハローワークの事務・権限の移譲等について引き続き検討・調整を進めることなどの方針が示されている。 【制度改正の必要性】 求職者が必要としている支援を提供するには、職業紹介に加え、求職中の生活・住居相談などワンストップのサービスを一体的に実施する必要があり、一体的実施や求人情報オンライン提供では、異に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など企業施策と一体的な展開は困難である。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な企業施策との展開は困難である。 【懸念の解消】 ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致」については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求め、働く意思の確認ができるため、両者の分離による齟齬は生じない。また、雇用保険を都道府県で運営すること(全国単位で維持することを想定しているため、保険料は大きい)であり、保険の分割による地域格差などの発生はない。 ②「職業紹介の全国ネットワークの維持」については、総合的雇用情報システムの一元的維持を想定している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③「全国一斉の雇用対策」については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移譲により地方自治体が機動的に対応し臨機応変な対応をすることが可能になる利点が大いにある。 ④「Uターン」については、国が全国統一基準を設け、法に基づき地方に助言・助言、基準指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条等		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定、以下「見直し方針」という。))に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めることとしている。 また、地方自治体が行う無料職業紹介事業の公的な性格に鑑み、次の取組を実施している。 ・生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)において、生活困窮者の雇用の機会の確保に関する国と地方公共団体の役割を明確にするとともに、ハローワークの求人情報の提供を希望する地方公共団体に、オンラインでの提供を義務づける規定を設けた。(第1条第4項)。 ・一体的実施による職業紹介の共有、求人情報のオンライン提供を利用する際の費用負担を削減し、地方自治体のセーフティネットの提供、求人情報のオンライン提供開始後のハローワークが保有する詳細情報の提供(応募状況や詳細な労働条件など)、地方公共団体が希望する情報のハローワークによる研修の実施など。 なお、ハローワークの職員用端末については、各種の個人情報や秘密性の高い情報(※)を取り扱っており、これを地方自治体に提供することは個人情報の管理上の問題があり困難である。現行でも求職者の職業相談記録などは本人了解を得て、ハローワークと地方自治体で共有することは可能であり、また、求人情報オンライン提供の実現により、求人情報は提供されていない詳細な労働条件等の情報も必要に応じて提供することとして、こうした取組を進めることで提案には対応可能である。 ※国は、全国ネットワーキングを通じて、憲法に定められた勤労者の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施、地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていただきたい。 ※ハローワークは全国に544か所ありさらに、一体的実施施設を206か所設置するなど地域に密着して業務を実施、年間の～600万～700万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。 ※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係事務)の回答、490(雇用関係給付)の回答も参照されたい。	ハローワーク特区の効果等について検証を行い、ハローワークに関する事務・権限を国から地方自治体に移譲すべきである。 ハローワークの求人情報のオンライン提供の開始やその円滑な実施に向けた無料ソフトウェアの提供、研修の実施は、地方自治体による無料職業紹介の主体的な実施を後押しする措置として評価している。 しかしながら、地方自治体が行うハローワークと同様のサービスを行うためには、個人情報も密かに一層の情報の開示が不可欠であり、情報不足が大きいリスクを伴うことがあるため、秘匿性の高さのみを理由にその提供の道を閉ざすことは適当ではない。 地方移管が実現するまでの間において、地方が行う無料職業紹介に対する利用者の信頼を確保するためにも、地方公共団体が行う無料職業紹介事業を国に準ずるものとして、法律上明確に位置付けることにより、希望する地方自治体においてハローワーク職員用端末と同内容の情報を活用して職業紹介を行うことができる環境を整備すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見		区分	回答			
190	ハローワークの全面 移管	<p>・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困難者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。</p> <p>・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と間内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。</p> <p>・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。</p>					C 対応不可	<p>既に回答したとおり、ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進める。②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向を反映する取組や各地域の連携好事例の全国展開をさらに進め、住民サービスの更なる強化を図っていく。</p> <p>※ 各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を厚生労働省ホームページで公表 (<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html</a>)。</p> <p>※ 「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「ハローワークと地方自治体との連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。」とされている。</p>	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (1) 職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体の一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>	
236	職業安定業務の都道府県への移管	<p>・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困難者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。</p> <p>・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と間内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。</p> <p>・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。</p>					C 対応不可	<p>雇用対策法第5条は、地方自治体が、国が講ずる施策を前提とし、これとの整合性を図りながら、地域の実情(労働力需給の状況、雇用政策に関する独自の課題等)に応じて、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない旨を規定したものである。</p> <p>雇用対策法第5条の趣旨にも鑑み、国と地方自治体がそれぞれ強みを發揮し、一体となって雇用対策を進め、住民サービスの更なる強化を図るべきである。</p> <p>なお、厚生労働省としては、既に回答したとおり、ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進める。②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向を反映する取組や各地域の連携好事例の全国展開をさらに進めていく。</p> <p>また、地方自治体は現行制度でも地方自治体が行う施策と無料職業紹介事業を併せて行うことが可能であり、この際、ハローワークの求人情報が必要であれば、今般開始した求人情報のオンライン提供を活用することができる。</p> <p>※ 各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を厚生労働省ホームページで公表 (<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html</a>)。</p> <p>※ 「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「ハローワークと地方自治体との連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。」とされている。</p>	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (1) 職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体の一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>	
263	ハローワークの地方 移管	<p>・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困難者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。</p> <p>・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と間内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。</p> <p>・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。</p>	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				E 提案の実現に向けて 対応を検討	<p>既に回答したとおり、ハローワークが扱う情報は各種の個人情報や秘匿性の高い情報もあり、情報管理上の問題があるため全てを提供することはできない。求人情報のオンライン提供の一環として、興味ほかの募集職種大限重直し、詳細な労働条件等の情報を提供することとしており、さらに平成27年9月からは求人への応募状況の情報を提供することとしている(求人情報提供端末方式によりオンラインで提供)。</p>	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (1) 職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体の一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
389	ハローワーク業務の国から都道府県への移譲	公共職業安定所が行う職業紹介業務について、都道府県に対し権限を移譲すること	【現行制度の支障】 1) 二重行政により利用者にとって不便が生じコストも削減。 2) 地方が行う産業人材育成、企業の人材確保支援、産業振興策などの地域施策と一体的な地域の実情を踏まえた雇用対策が実現できない。 【制度改正の必要性】 1) 地方が行う就業支援(キャリアカウンセリング、住宅や生活に関する相談)に加え、職業紹介が実現できることにより、県民にワンストップでのサービス提供ときめ細かい支援ができることとなり、コスト削減と利用者の利便性が向上する。 2) 地域が取り組む産業人材育成施策、新産業育成施策などの独自の産業施策と雇用対策を一体的に取り組むことが可能となり、効果的で戦略的な企業、求職者支援を実現できる。 3) 職業紹介業務については、地域経済と密接に関連するため、地域の実情を把握している都道府県が行うことで、現場や実態を踏まえ、企業や求職者それぞれにきめ細かい支援を行うことが可能となる。 【懸念の解消策】 国が法令等で基準を定めつつ、地方が執行すればよいので、全国統一性が損なわれることはない。 現在、佐賀県と埼玉県で実施されている「ハローワーク特区」の成果や課題についての検証結果を踏まえることで、円滑な移行が可能となる。	職業安定法第5条第3号他	熊本県提案分平成25年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」に対する意見等は、別紙のとおり。 ※15	厚生労働省	九州地方知事会	○ 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進める、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める、こととしている。 なお、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを生揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。 なお、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の自身の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。 ※18は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労権の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施、地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていただきたい。 ※ハローワークは全国に544か所ありさらに、一体的実施施設を206か所設置するなど地域に密着して業務を実施、年間のべ600万～700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。 ※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係事務)の回答、490(雇用関係給付金)の回答も参照されたい。	回答にある「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)では、①及び②の推進と併せて、「それらの取組みの成果」と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これら事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整する。とされている。また、その検証に向けた作業工程や実施方法及びどのようにつけて、調査を進めようとしているかについて、明らかにしていただきたい。 なお、本会としては、国と県が類似した業務を実施することで二重にコストが発生することや、地方が取り組む産業振興策等の施策と雇用対策が一元的に実施できないことなどの支障事由に加え、懸念の解消策についても伝えてきたところであるが、貴省回答では、国と地方の役割分担の考え方に対する具体的な見解や、全国ネットワークで引き続き国が直接ハローワーク業務を実施しなければならない具体的な理由も示されていない。 ※ILO条約や憲法においても就業支援業務を国が直接行うことを規定しているものではなく、地方がユニバーサルサービス(法定業務等)として担うことが可能である。
416	公共職業安定所(ハローワーク)業務全般の移管	職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付の業務を希望する指定都市に「一体的実施」により実施しつつ、ハローワーク業務に係る国と指定都市の具体的な業務分担や相互の関係についての合意形成のため、国と指定都市との協議の場の設定し、「一体的実施」して実施しているハローワークの職業紹介・相談業務を希望する指定都市が受託する「一体的実施」により実施	【現行制度の支障事例】 見直し方針では一体的実施の課題の多くを解消できない。一体的実施についての支障事例は、次のとおり。 ・一定の成果も挙げているが、今後アクション・プランに基づく協定の範囲を超えて事業展開を検討する場合、市の裁量が及ばず地域の実情に応じた迅速な対応が図れないおそれがある。 ・一体的実施施設は情報・命令系統が複雑あることから、運営方針について事柄の協議・調整が必要であり、地域の特性・ニーズに見合った市民サービスが提供されない可能性がある。 ・勤務条件の相違や業務の繁閑に合わせた弾力的な人員配置ができないこと等による非効率の発生。 ・支援対象者を生活保護受給者等の生活困窮者としており、それ以外の市民(若者、女性、高齢者、障害者等)に対して実施しているカウンセリング等の就業支援サービスと職業紹介等サービスを一体化し、相談から就業までの一貫したサービスを地方の責任と判断で提供できない。 【制度改正の必要性】 ※指定都市で一体的実施をしている現状において、更に職業安定法第33条の4に基づく無料職業紹介事業を同一の対象者に対して市が実施すると、異なる実施主体が同じ対象者に行政サービスを行う、いわゆる二重行政が生ずる。それと比べると、業務委託により、一体的実施として実施しているハローワークの職業紹介、相談業務が実施することとした方が一体的実施の課題が解消され、住民にとってのメリットも大きい。 ハローワークにおける就業支援は、地域の実情を熟知し、住民に最も身近な基礎自治体が行うことで住民サービスの向上につながる。そのため、「権限移譲」の実を上げるまでの当面の措置として、現行法令の特典での見直しが必要。	職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等		厚生労働省	指定都市市長会	○ 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進める、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める、こととしている。 なお、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを生揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。 なお、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の自身の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。 ※18は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労権の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施、地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていただきたい。 ※ハローワークは全国に544か所ありさらに、一体的実施施設を206か所設置するなど地域に密着して業務を実施、年間のべ600万～700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。 ※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係事務)の回答、490(雇用関係給付金)の回答も参照されたい。	ご指摘のとおり、地域の雇用問題の解決のため、国と地方自治体が連携を深め、雇用対策を一体的に実施することは有益であるが、現行制度の支障事例として提案時に示した、連携だけでは解決できない課題もあるため、今回の提案をしているのであり、単純に従前の連携を深めるだけでは不十分である。 また、取り分け「一体的実施」施設については、全国544箇所のハローワークの全国ネットワークとは別に、平成23年以降新たに区役所等に設置されたものであり、ハローワークの業務のうち、雇用保険・一体的実施業務は取り扱っており、そもそも職業紹介・雇用保険・雇用対策が一元的に実施されているものではない。したがって、現在、「一体的実施」として実施している業務を国において直接実施する必要はなく、指定都市に移譲又は委託をしたとしても、「懸念」の全国ネットワークにおいて職業紹介・雇用保険・雇用対策が一元的に実施される体制を前向きに検討するものではない。 地域の実情に即した効果的な就業支援を行うためには、国会が求める措置をいっしょに考えていく。
465	公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している無料の職業紹介事業を一体的に都道府県に移譲する。	公共職業安定所(ハローワーク)が持つ膨大なデータやノウハウは、ナショナルミニマムの範囲で活用されるものにとどまらず、住民の福祉の増進、産業経済の発展、物産等に資する施策を効果的に実施するためにこそ活用されるべきものであるから、当該業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。	厚生労働省設置法第4条第1項第54号、第23条、第24条職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条	都道府県労働局の全ての業務が地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進める、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める、こととしている。 なお、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを生揮し一体となって対策を進めることが重要であるため、引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。 なお、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の自身の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。 ※18は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労権の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施、地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能。国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていただきたい。 ※ハローワークは全国に544か所ありさらに、一体的実施施設を206か所設置するなど地域に密着して業務を実施、年間のべ600万～700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。 ※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係事務)の回答、490(雇用関係給付金)の回答も参照されたい。	オンライン化、情報共有は、利用者の利便性を考慮すれば、権限移譲の有無に関わらず実施すべきものである。また、一体的運営は都道府県に権限移譲したほうが、より効果的な運営が期待できる。 地域の雇用問題の解決のためには、地域の実情を熟知した都道府県が主体となって、住民福祉、産業振興、就業支援、教育施策等と合わせて総合的な行政サービスの一環として多様な取組みを実施することが必要であり、実施主体が一元化されることから利用者にとってのメリットも大きい。 また、憲法に定められた勤労権の保障のためのセーフティネットの役割は、産権局がハローワークを運営することで果たさなければならないものではなく、最も住民に身近な行政機関であるからこそ、補完性の原理からも都道府県が担うべきものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見		区分	回答			
389	ハローワーク業務の 国から都道府県への 移譲	<p>・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困窮者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。</p> <p>・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と同内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。</p> <p>・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。</p>					C 対応不可	<p>ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めるとしており、その上で、「成果と課題を検証」とされているため、視覚では実施方針等を決定できるものである。</p> <p>雇用対策における地方自治体の役割分担は以下のとおりと考えており、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めて、住民サービスの更なる強化を目指すべきである。</p> <p>① 国はハローワークの全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労者の保護のためのセーフティネットの役割を果たす必要があると考えており、具体的なことは、全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営、各種雇用対策を一体的に実施していく。</p> <p>② 地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能であり、地域の課題に対応するための対策を実施していく。</p> <p>※ 各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を厚生労働省ホームページ公表(<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000054084.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000054084.html</a>)。</p> <p>※「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「ハローワークと地方自治体との連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。」とされている。</p> <p>このため、既に回答したとおり「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向を反映する取組や各地域の連携好事例の全国展開をさらに進めていくこととしている。</p> <p>※雇用対策における地方自治体の役割分担については、厚生労働省ホームページ掲載資料(<a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakushoju-11600000-Shokugouaitekyoku/000056697.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakushoju-11600000-Shokugouaitekyoku/000056697.pdf</a>)</p> <p>また、ハローワーク自らの地方移管も次の理由により困難である。</p> <p>① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致(雇用保険制度の適正な運営が困難)</p> <p>② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる(求人者・求職者の活動実態に合わない)</p> <p>③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>※ハローワークの地方移管については、利用者である労働者も反対している。</p>	[再掲] 4【厚生労働省】 ④【職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)】 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。	
416	公共職業安定所(ハローワーク)業務全般の移管	<p>・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困窮者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。</p> <p>・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と同内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。</p> <p>・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。</p>		[全国市長会] 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	<p>厚生労働省としては、既に回答したとおり、ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向を反映する取組や各地域の連携好事例の全国展開をさらに進めていくこととしている。</p> <p>また、地方自治体が創意工夫して主体的に行う無料職業紹介事業が一層充実するよう支援したいと考えており、地方自治体が無料職業紹介事業を行う際の最大の隘路の一つである求人確保を容認し、多様なサービスを提供可能とするため、ハローワークの求人情報のオンライン提供を開始したところであり、また、地方自治体の要望に応じ職業紹介等に関する研修も実施することとしたので、まずはこうした制度を活用していただきたい。</p> <p>なお、一体的実施事業の中で具体的な提案があれば、労働局にご相談いただきたい。</p>	[再掲] 4【厚生労働省】 ④【職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)】 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。	
465	公共職業安定所が行 う無料職業紹介事業 の移譲	<p>・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困窮者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。</p> <p>・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と同内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。</p> <p>・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。</p>					C 対応不可	<p>厚生労働省としては、既に回答したとおり、ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向を反映する取組や各地域の連携好事例の全国展開をさらに進めていくこととしている。</p> <p>※ 各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を厚生労働省ホームページ公表(<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000054084.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000054084.html</a>)。</p> <p>※「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「ハローワークと地方自治体との連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。」とされている。</p> <p>このため、既に回答したとおり「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向を反映する取組や各地域の連携好事例の全国展開をさらに進めていくこととしている。</p> <p>また、ハローワークは、無料職業紹介、雇用保険、雇用対策の業務を一体的に実施することでセーフティネットとしての役割を果たしている。このため、いずれかの機能のみを切り離すことは困難であり、また、ハローワーク自らの地方移管も次の理由により困難である。</p> <p>① 雇用保険の財政責任と運営主体の不一致(雇用保険制度の適正な運営が困難)</p> <p>② 職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる(求人者・求職者の活動実態に合わない)</p> <p>③ 全国一斉の雇用対策が講じられなくなる</p> <p>④ ILO条約を守ることができなくなる</p> <p>※ハローワークの地方移管については、利用者である労働者も反対している。</p>	[再掲] 4【厚生労働省】 ④【職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)】 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答		
582	ハローワーク業務の都道府県への速やかな移譲	職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、総合的な対応が可能な地方に移管することが適当であることから、以下の業務については、本県を含む「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに都道府県への移譲を行うこととする。 (1)職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介業務 (2)雇用保険法に基づき雇用保険の適用・認定・給付等 (3)国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	【制度改正の必要性】安定的な雇用の確保は、本県経済の持続的発展にとって、最も重要な課題の一つであり、現在、職業紹介などを所管する府県と、職業訓練と人材育成を所管する県が連携して取り組んでいるところである。しかしながら、これら雇用対策に関する政府と県の機能を一元化し、ワンストップサービスを提供する方が、事業の効率は飛躍的に向上すると考えられる。実際、本県では平成25年度から、労働局とともに、希望職を一体的に実施する「トータル・ジョブサポート」を立ち上げ、大きな成果を上げていることから、早期の完全一体的な雇用施策の実施をすべきである。また、本県の雇用情勢は、平成26年5月の有効求人倍率が1.26倍と回復基調にあるが、業種により求人・求職の偏りが生じている。さらに正社員雇用や新卒者の就職率の向上、東日本大震災の避難者支援など、まだまだ対応しなければならない課題がある。これらの課題に対して、雇用対策を一体的に実施することが重要であり、地域の実情に精通し、産業施策を始めとする多様な関連施策をきめ細かく、かつ柔軟に対応できる県において、一体的に実施する方が、より効果的であると考えるところである。このことから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」については、「取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める」とされていることから、本県を含む地方の「一体的取組」の成果を検証したうえで、速やかに移譲を行うべきである。 【関係決定(H2512)後の事情変更】現行制度の支障事例【懸念の解消策】別添のとおり	○厚生労働省設置法第4条第1項第34号、第23条、第24条 ○職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第19条 ○厚生労働省組織規則 第792条、第793条 ○雇用保険法 第15条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第30条、第31条、第32条、第33条、第37条、第39条の3、第39条の4、第39条、第40条、第51条、第52条、第53条、第56条の3、第58条、第59条 ○職業能力開発促進法第26条の7			厚生労働省	山形県	○ 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは「地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②-一体的な実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める、こととしている。 なお、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって対策を進めることが重要であるため、引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。 なお、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまでに以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。 ※国は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労者の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施、地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能、国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていただきたい。 ※ハローワークは全国1544か所ありさらに、一体的な実施施設を206か所設置するなど地域に密着して業務を実施し、年間約600万〜700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。 ※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係事務)の回答、490(雇用関係給付金)の回答も参照されたい。	本県にあつては、平成25年度より実施中の、一部機能に係る労働局との一体的実施が一定の成果を挙げているなど、取組の方針については一定の理解を示すものであるが、雇用対策に係る全ての業務を県への業務移管により一括実施することから、産業振興と人材育成、福祉など都道府県が実施する施策と連携しながらの一体的な展開が可能となる。 ・「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」については、「取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める」とされていることから、都道府県が実施する「ハローワーク」や本県を含む地方の「一体的取組」の成果を検証したうえで、業務の移管を含めた検討を速やかに実施するべきである。
688	ハローワークの都道府県への移管(特にわかものハローワーク等の先行実施)	ハローワークを都道府県に移管する。また、特に「わかものハローワーク」等について、移管を先行実施する。	【現状・支障事例】 本府では、求職者の個々の状況に応じた就職支援や、中小企業向けの人材採用支援等を行う「OSAKAL」と「フィールド」を設置し、ハローワーク大阪東の分室と一体的な取組に取り組んでいる。 具体的には、大宮労働局の協力を得ながら、府の受託事業者によるきめ細かくカウンセリングとハローワークの有する豊富な求人を組み合わせた就職支援を実施しているが、一体的実施ではハローワークの実施する職業相談や職業紹介に關し地方自治体が責任を負うことができず、また、府内各地域での展開ができなかった。地方が自主の判断と責任で各地域の確保に取り組もうとする地方分権改革の観点からは不可なり。 【制度改正の必要性】 今後、生活困窮者自立支援法の施行により、市町村とハローワークとの一体的な就労支援が求められることから、市町村と緊密に連携できる都道府県にハローワークを移管すべきである。 【関係決定を踏まえた必要性】 国においては、ハローワーク特区や一体的実施の取組などが進められていることは理解するが、とりわけ若年者に対する就職支援は、都道府県で実施しているキャリア教育や職業訓練、中小企業支援との緊密な連携が重要であることに加え、労働力人口の減少が最も進む中若年者懸念がある中小企業とのマッチングを早急に促進することが不可欠であることから、「わかものハローワーク」と「新卒応援ハローワーク」については、先行して都道府県に移管することが必要である。	職業安定法		厚生労働省	大阪府、和歌山県、鳥取県	○ 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは「地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②-一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める、こととしている。 なお、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって対策を進めることが重要であるため、引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。 なお、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまでに以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。 ※国は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労者の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施、地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能、国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていただきたい。 ※ハローワークは全国1544か所ありさらに、一体的な実施施設を206か所設置するなど地域に密着して業務を実施し、年間約600万〜700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。 ※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係事務)の回答、490(雇用関係給付金)の回答も参照されたい。 なお、地方自治体が自ら判断と責任で各地域の確保に取り組むことは職業紹介を含む就職支援事業や新卒応援ハローワークが実施している新卒者・既卒者を対象とした職業紹介を含む就職支援事業は、現行制度でも地方自治体自身が実施することは可能であり、わかものハローワークが実施している若年者を対象とした職業紹介を含む就職支援事業や新卒応援ハローワークが実施している新卒者・既卒者を対象とした職業紹介を含む就職支援事業は、現行制度でも地方自治体自身が実施することは可能であり、わかものハローワークが実施している若年者を対象とした職業紹介を含む就職支援事業を進めており、多くの自治体自治体から高い評価を得ている。	全国ネットワークを通じたセーフティネットを実施することは国の役割であるとして、国と地方自治体とは果たすべき役割が異なるとしているが、全国知事会でも主張しているとおり、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行すれば全国一律のセーフティネットを地方が実施することも可能。また、府としては、現在実施しているハローワークとの一体的実施事業では、府内各地域での展開ができないなど、不十分という主張をしていること。 また、若者を対象とした就職支援事業を地方自ら実施することは可能としているが、府としては、現行制度でも可能かどうかを論点としているので、わかものハローワーク等が地方に移管された方が、より速やかに効果的な取組が実現できるとして先行移管を主張していること。	
762	ハローワークの都道府県への移管	平成24年10月から3年間を目処として埼玉県、佐賀県、ハローワーク特区の取組の検証が進められていることであるが、より踏み込んだ施策を展開するため、ハローワークに係る権限、人員、財源の全面的な都道府県への移管を進めること。	【提案による効果】 ① 身近な場所での必要な支援の提供 ・求職者の能力・適性に応じた就職相談をはじめ、職業訓練・職業紹介まで一貫したきめ細かいサービスが実現し、着実な就労に結びつけることが可能 ・住居・生活・福祉等に係る必要な支援のワンストップでの提供、市町村と連携した求職者本人の一人から支援が可能 ・交通不便地や身近な施設にサテライトを設置したり、託児サービスや利用時間延長など様々なサービスを各地域の判断で展開可能 ・インターネット等を活用した求人・求職情報へのアクセス環境の整備により利便性の向上 ② 企業支援と雇用者の一体性 ・産業振興部門と一体となった企業の人材確保支援や新産業育成などの産業振興政策と連携した雇用政策の展開が可能 ③ 学歴・年齢の選別の強化 ・学歴との連携強化により、キャリア教育の拡充や若年求職者の改善が可能 ④ 行政改革の推進 ・省庁の縦割りがないため、首長の判断で部署の枠を超えた弾力的な人員配置が可能 ・求職者のニーズに対し、所管外であっても、的確な相談窓口に通達・協業に引き継ぐことが可能 ・住民や議会の監視の目が届きやすく、透明度が向上 【国が指す問題点への回答】 ・地方移しても、雇用保険の財政責任は国が担えばよく、運営主体が都道府県になることで、地方議会の監視の目も行き届き、より透明性の高い運営が可能になる。 ・職業紹介の全国ネットワークは、都道府県が共同で設立する組織が引き続き管理を行うなどにより維持することが可能になる。 ・全国一律の雇用対策の確保については、国が一貫性を保持すべき点も法令等で基準を定めればよく、地方移により、地域の実情に応じた雇用対策が可能になる。	厚生労働省設置法第4条第1項第34号、第23条、第24条、職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第19条等		厚生労働省	兵庫県、大阪府、鳥取県	○ 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは「地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②-一体的な実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める、こととしている。 なお、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって対策を進めることが重要であるため、引き続き労働局と連携を深め、雇用対策を一体的に実施していただきたい。 なお、雇用対策協定は平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結されているが、このような協定の締結により、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向が反映され、これまでに以上に連携した取組が行われているので、参考にしていただきたい。 ※国は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労者の保障のためのセーフティネットの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの職業紹介、雇用保険制度の運営及び各種雇用対策を一体的に実施、地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を独自に実施可能、国と地方自治体は果たすべき役割が異なる。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に厚生労働省ホームページで公表予定であり、参考にしていただきたい。 ※ハローワークは全国1544か所ありさらに、一体的な実施施設を206か所設置するなど地域に密着して業務を実施し、年間約600万〜700万人の新規求職登録、1日約17万人の利用者がある最も住民に身近な行政機関の一つである。 ※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係事務)の回答、490(雇用関係給付金)の回答も参照されたい。	・試行の検証により都道府県と一体となった運営が可能であることが明らかになったことから、直ちに都道府県に権限移譲を行うべきである。 ・現在、国がハローワークを所管しているが、全国ネットワークを都道府県が共同で設立する組織が引き継ぐなど、他の方法でも、ネットワークの維持は可能である。 ・国と地方自治体の間で、職業紹介に係る各種の一体的な取組が進められているが、別々の組織が連携するという方式では、事業の機動性や連携の深さの面で限界がある。 ・ハローワークを地方自治体に移管すれば、住民や議会の監視による透明性も高く、自治体の首長の判断で、福祉部門、産業部門、住宅部門などの関係部署との、より機軸かつ大胆な連携事業が可能となる。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
582	ハローワーク業務の 都道府県への選やかな移譲	<p>・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困難者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。</p> <p>・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と間内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。</p> <p>・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。</p>			C 対応不可	<p>厚生労働省としては、既に回答したとおり、ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまでに以上に進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向を反映する取組や各地域の連携好事例の全国展開をさらに進めていく方針である。</p> <p>ハローワークの地方移管自体は困難であるが、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで住民サービスの更なる強化につながると考えている。労働局と雇用対策協定を締結するなど、ハローワークの業務に知事の意向を反映し、業務の拡充とハローワークの業務をこれまで以上に一体的に実施していく方法もあると考える。</p> <p>※ 各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を厚生労働省ホームページで公表 (<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html</a>)。</p> <p>※ 「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「ハローワークと地方自治体との連携強化を全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。」とされている。</p>	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (1) 職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体の一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>
688	ハローワークの都道府県への移管(特にわかものハローワーク)等の先行実施)	<p>・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困難者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。</p> <p>・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と間内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。</p> <p>・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。</p>			C 対応不可	<p>一体的実施事業について、府内各地域での展開など具体的な案があれば労働局に提案いただきたい。</p> <p>また、若者を対象とした就職支援事業を地方自治体の実施することは現行制度でも支障はなく、国が行う対策と相まって成果が出るよう施策の充実を検討いただきたい。</p>	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (1) 職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体の一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>
762	ハローワークの都道府県への移管	<p>・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困難者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。</p> <p>・平成26年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と間内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。</p> <p>・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」、「一体的実施」の成果を検証するべきである。</p>			C 対応不可	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (1) 職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体の一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
944	職業安定業務の都道府県への移管	職業安定業務について、ハローワーク特区及び一体的実施を地方の提案に沿って速やかに進め、移管可能性の検証を行い、都道府県労働局(公共職業安定所)から都道府県へ移管する。	【制度改正の必要性】 利用者にとって複数の行政機関を行き来することが大きな負担となっている。ハローワークの移管により、次のような効果がある。 ①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で行い得られる。 ②企業支援と雇用政策の一体化が可能になる。 ③学校教育との連携を強化できる。 【現行制度の支障事例】 一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など産業施策との一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難。 【懸念の解消】 ①「雇用保険の財政責任と運営主体の不一致については、職業紹介だけでなく雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求め、働く意思の確認が可能であるため、両者の分離による遅延は生じない。また、雇用保険を都道府県で管理することなく全国単位で維持することを想定しているため、保険集団は大きいままであり、保険の分割による地域格差などの発生はない。 ②「職業紹介の全国ネットワークの維持については、総合的雇用情報システムの一体性維持を考慮している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③「全国一斉の雇用対策については、一斉の対応が必要な場合は、連絡調整を行えば統一・機動的な連携は十分可能であり、むしろ、移管により地方自治体が情勢に応じて臨機応変な対応をとることが可能になる利点が大い。 ④「旧条約については、国が全国統一基準を設け、法に基づき地方に助言・助言、是正指示をすれば条約の趣旨を満たすことは可能	職業安定法第5条第3号ほか		厚生労働省	中国地方知事会	〇 対応不可	ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまで以上に進めることとしている。 なお、地域の雇用問題の解決のためには、多様な取組が必要であり、国と地方自治体がそれぞれ役割を分担し、一体となって対策を進めることが重要であるため、①事務・権限と連携を進め、雇用対策を一体的に実施していただく。 なお、雇用対策協定の平成26年7月末現在13自治体(6道府県)と締結しているが、このような協定の締結は、労働局及びハローワークの業務に地方自治体の事務の意向が反映され、これまで以上に連携した取組が行われているので、参画していただく。 ※国は、全国ネットワークを通じて、憲法に定められた勤労者の保障のためのオンラインサービスの役割を果たす必要があり、ハローワークにおいて全国ネットワークの構築が、雇用保険制度の運営及び雇用対策を一体的に実施、地方自治体は、無料職業紹介事業を含む各種の雇用対策を自ら実施可能、国と地方自治体は果たすべき役割がある。 ※各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を具体的に参考情報ホームページ(公表予定)で、参画していただく。 ※ハローワークは全国1,544カ所あり、さらに、一体的実施施設を206カ所設置するなど地域に密着して業務を実施し、年間の～600万～700万人の新規求職登録、1日約1万人の利用者があるも国に身近な行政機関の一つである。 ※464(職業紹介事業及び労働者派遣事業の監督等)の回答、466(雇用保険関係事務)の回答、490(雇用関係付金)の回答も参照されたい。 なお、「一体的実施や求人情報オンライン提供では、県に職業紹介の権限がないため、企業支援や人材育成など産業施策との一体的な展開は困難。また、現行の地方公共団体の無料職業紹介事業は、Uターンなど業務範囲が限定されるため、広範囲な産業施策との展開は困難については、現行制度においても、オンライン提供された求人情報をもとに職業紹介を地方自治体が行うことは当然可能である。 ④「地方公共団体の無料職業紹介事業は、Uターンと連携し、一体的に実施し、全国的な産業政策との展開は困難については、現行制度においても、産業政策の発展等に資する施策に関する業務に付帯する業務の範囲内において、産業政策と一体となった無料職業紹介事業を地方自治体が行うことは可能である。(職業安定法第33条の4)	国は全国ネットワーク及びセーフティネットの役割を果たし、地方自治体と役割が異なるように実施されているが、雇用対策法第5条において、地方公共団体は国の施策と相俟って地域の実情に応じた必要な施策を講じるよう努めるものとされており、国と大きく役割が異なるものではない。また、「職業紹介の全国ネットワークの維持」及び「全国一斉の雇用対策」については、提案内容のとおりで、可能であると考える。  地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、次のような効果が考えられる。 ①就職だけでなく必要な支援を身近な場所で行い得られる。 ②企業支援と雇用政策の一体化が可能になる。 ③学校教育との連携を強化できる。 ④「職業紹介の全国ネットワークの維持については、総合的雇用情報システムの一体性維持を考慮している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③学校教育との連携を強化できる。 ④「職業紹介の全国ネットワークの維持については、総合的雇用情報システムの一体性維持を考慮している。(統一マニュアルに従い運用管理) ③学校教育との連携を強化できる。キャリア教育の拡充、若年就労の改善(当面の雇用対策だけでなく、10年先等を見据えた人材育成)
464	国以外が実施している職業紹介事業、労働者派遣事業の監督等の移譲	国以外が実施している職業紹介等事業の事業者への監督権限を一体的に都道府県に移譲する。	職業紹介等事業に関しては、官・民及び有料・無料を問わず、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、一体的な権限として行使されるべきであるため、地域の実情を踏まえた都道府県により、現場実態を踏まえた雇用対策として適切に実行されるべきである。	職業安定法第30条、第48条の2労働者派遣法第5条、第46条	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	〇 対応不可	国以外の方が行う職業紹介事業及び労働者派遣事業については、事業展開が広域化しており、都道府県域を超えた違法派遣事業が発生するなど、監督業務においても都道府県域を超えた連携や高度な専門性が目的に必要となっている(※)ととし、事業者の間からも全国一斉的な指導監督を求められているところである。  そのため、これらの事業に係る監督等の業務を都道府県に移管した場合にも、都道府県域を超えた事業に係る監督を効果的・効率的に実施することができ、また、労働力需給の適正かつ円滑な調整を図る観点から、当該業務が国が職業安定法の一環として全国一斉的な機動的に行うことが必要であり、引き続き国が一元的に実施することが不可欠である。  (※)具体的には、広域展開を行う事業者の複数の都道府県の支店において法令違反が生じた場合への対応や、一の派遣先に対して複数の都道府県の派遣元事業者から派遣労働者が派遣されている場合等、都道府県域を超えた監督業務や複雑な違法事業への対応を行うことが求められている。	国の指揮命令下での「全国一斉」が迅速・機動的な行動に必ずしも結びつくとは言えない。全国同時に実施するため、かえって準備に時間がかかったり、地域の個別事情が踏査される恐れがある。地方に移譲したほうが、それぞれの判断で情勢に応じた臨機応変な対応が可能となり、全国一斉の対応が必ずしも必要である場合でも、都道府県間及び国との連絡調整により、統一かつ機動的な連携は可能である。
945	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の地方(ふるさとハローワーク等)への移譲	【仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも】 都道府県が設置するふるさとハローワークにおいて雇用保険手続きが行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八頭郡について、住民サービスを維持するため、「鳥取ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置し、職業紹介事業等を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続きができず、該当者はその都度米子市、鳥取市のハローワークへ向出かねばならず、利便性を著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。 現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管(雇用保険法第7条、第15条)となっており、自治体が運営するふるさとハローワークでは実施できない。 権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保険者は、わざわざ遠方へ向出かなくても手続きが可能となり、ハローワークの本來機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受できることとなる。 今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続から職業紹介までを完結できる仕組みを設けることが必要であり、移譲を強く希望する。	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等		厚生労働省	中国地方知事会	〇 対応不可	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。理由は以下のとおり。 ① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ(※)、雇用保険の大きな上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額の不均等を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管理を継続して国が実施する必要がある。 ※ 都道府県の雇用保険の収支差の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。 ② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・公正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を確保する必要があるが、利用者、債主にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体での認定等を行うこととなり、失業給付の滞延の恐れがあることと不適切である。 ③ 先進国では、財政責任と運営責任の分離はない。 ④ さらに、雇用保険は、仕事を探求人に対する保険料があり、退職金(ギブス)において業務内と業務外の分離した上で再就職後の支給が発生したが、サッチャー政権下で1986年に議事を統合した結果、失業給付支給者が1/3減少したことから、失業認定は職業紹介と組み合わせて実施することが先進国の国際標準である。 ⑤ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業者にとって利便性が高い。	本提案は、利用者の利便向上のため、「ふるさとハローワーク」等の窓口で、雇用保険の手続きが可能となるよう窓口業務の移譲(委託を含む)を「ふるさとハローワーク」の区域に限って求めるものであり、財源を含む雇用保険事業そのものを自治体に移管することを求めるものではない。 一方で、当県では、ハローワークの整理統合により、地元住民が利便性を損わないようにするため、八頭郡と境港市に「ふるさとハローワーク」を設置し、職業紹介事業を継続実施しているが、雇用保険の窓口機能がなくなり、利用者は遠方のハローワーク窓口へ出向かねばならず不便が強いられている。「ふるさとハローワーク」等において、雇用保険と職業紹介を一体的に運営することにより、自治体が発行する再就職支援や労働移動助成制度の申請手続きも同じ窓口でワンストップ対応が可能となり、より利便性が高まるも、効果的な支援が可能となる。 また、失業給付についても、失業認定より現場に近い「ふるさとハローワーク」において行うことで、利用者の求職活動の実績確認等もより確実な対応が可能となり、遅延につながるらず、むしろ抑制するものとする。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
944	職業安定業務の都道府県への移管	<p>・地方自治体が主体となって無料職業紹介を実施することにより、就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関する一貫したサービスの提供が実現するとともに、企業支援と雇用政策の一体的な実施、生活困窮者対策など福祉施策と就労支援の一体的な実施が可能になる等、大きなメリットがある。</p> <p>・平成28年9月から、ハローワークの求人情報を希望する地方自治体へオンラインで提供することとされたが、引き続き、地方自治体の職員が求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と間内容の情報を利用できる環境を整備するとともに、地方自治体が行う無料職業紹介事業の法的位置づけを明確化すべきである。</p> <p>・ハローワークの地方移管に向けて、「ハローワーク特区」の一体的実施の成果を検証するべきである。</p>			C 対応不可	<p>雇用対策法第5条は、地方自治体は、国が講ずる施策を前提とし、これとの整合性を図りながら、地域の実情(労働力需給の状況、雇用政策に関する独自の課題等)に応じて、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない旨を規定したものである。</p> <p>雇用対策法第5条の趣旨にも鑑み、国と地方自治体がそれぞれの強みを生かし、一体となって雇用対策を進め、住民サービスの更なる強化を図るべきである。</p> <p>なお、厚生労働省としては、既に回答したとおり、ハローワークの無料職業紹介事業については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、まずは①地方自治体への求人情報のオンライン提供を積極的に進め、②一体的実施事業等の地方自治体と一体となった雇用対策をこれまでに進めるとともに、雇用対策協定の締結など労働局及びハローワークの業務に地方自治体の首長の意向を反映する取組や各地域の連携好事例の全国展開をさらに進めていく。</p> <p>また、地方自治体は現行制度でも地方自治体が行う施策と無料職業紹介事業を併せて行うことが可能であり、この際、ハローワークの求人情報が必要であれば、今後開始した求人情報のオンライン提供を活用することができる。</p> <p>※ 各地域で実施している国と地方自治体の雇用対策における連携事例を厚生労働省ホームページで公表 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054084.html</a>)。</p> <p>※ 「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「ハローワークと地方自治体の連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。」とされている。</p>	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまでに以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>
464	国以外が実施している職業紹介事業、労働者派遣事業の監督等の移譲	<p>・無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。</p> <p>・全国規模で事業展開している事業者に対する監督について、都道府県が連携して対応しているNPO法人の監督(特定非営利活動促進法)や建設業の監督(建設業法)等の事例を参考に法令上の措置を講じらるべき。</p> <p>・それまでの間については、手挙げ方式による検討を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>国以外の者が行う職業紹介事業及び労働者派遣事業に係る監督等の業務については、全国一律(齊一)の対応が必要とされるものであるが、必ずしも全国同時期(一斉)での対応を行うものではない。</p> <p>当該業務を全国一斉かつ機動的に行うためには、引き続き国が一元的に実施することが不可欠である。</p>	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまでに以上に推進する。 (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動的な担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>
945	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の地方(ふるさとハローワーク等)への移譲	<p>・無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。</p> <p>・全国統一的な基準(失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等)の設定は国に預すが、それ以外の雇用保険に係る書類の受付、認定・給付等の事務を地方が一体的に行うことで事務の効率化が図られ、利用者にとって利便性が向上することから、包括的に移譲すべき。</p> <p>・それまでの間については、手挙げ方式による検討を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の産給の恐れがあることから不適切である。</p> <p>また、雇用保険の給付のためには、失業認定が必要であるが、これは失業状態(労働の意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状態)にあることを確認する業務であり、保険事故である「失業」が既に発生しているかどうかの判断は、極めて裁量的であり、業務の適正性の観点から保険財政の責任を負う労働者の責任で実施すべきものであるため、地方自治体への移管・委託は不適切である。</p>	<p>4【厚生労働省】 (9)雇用保険法(昭49法116) 雇用保険の適用・認定・給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り込む。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
149	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の都道府県への移譲	仮にハローワークの都道府県移管が実現しなかった場合でも、自治体が設置するふるさとハローワーク等において雇用保険手続きが行えるよう、雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務を希望する都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 鳥取県では、ハローワークの廃止された境港市、八頭郡について、住民サービスを維持するため、「鳥取県ふるさとハローワーク」をそれぞれ設置し、職業紹介事業等を継続して実施している。しかしふるさとハローワークでは雇用保険手続きができず、該当者はその都度米子市・鳥取市のハローワークに出入りかねばならず、利便性を著しく損ね、利用者数も伸び悩んでいる。 今後、地方では人口の激減が予測されており、地域内で雇用保険手続から職業紹介までを完結できる仕組みを取ることが必要である。 【支障事例】 現在、雇用保険への加入や喪失、失業認定・給付等の手続業務は国の所管(雇用保険法第7条、第15条)となっており、自治体が運営するふるさとハローワークでは実施できない。 【効果】 権限移譲によって、ふるさとハローワークのエリア内の事業所及び雇用保険の被保険者は、わざわざ遠方に出向かないでも手続きが可能となり、ハローワークの本末機能である雇用保険手続と職業紹介の一体サービスを、地域ごとに格差なく享受できることとなる。	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2等	鳥取県の雇用のミスマッチの現状(ハローワークデータ)・H23.4月鳥取県提案ふるさとハローワーク強化)	厚生労働省	鳥取県、徳島県	○ 対応不可	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。理由は以下のとおり。 ① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ(※)、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険期間をできる限り大きくして)リスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額の不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として国が運営する必要がある。 ※ 都道府県別の雇用保険の収支の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の5倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。 ② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・公正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的管理を被保険者である国が行う必要があるが、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の差額の恐れがあることから不適切である。 ※ 先進国等では、財政責任と運営責任の分離はない。 ③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の支給が発生したが、サッチャー政権下で1990年に両者を統合した結果、失業給付支給者が1/3減少したことから、失業認定は職業紹介と組み合わせることで先進国の国際標準である。 ④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。	本提案は、利用者の利便向上のため、「ふるさとハローワーク」等の窓口で、雇用保険の手続きが可能となるよう窓口業務の移譲(委託を含む。)を「ふるさとハローワーク」の区域に限って求めるものであり、財源を含む雇用保険事業そのものを自治体に移管することを求めるものではない。 一方、当該では、ハローワークの整理統合により、地元住民が利便性を損わないようにするため、八頭郡と境港市に「ふるさとハローワーク」を設置し、職業紹介事業を継続実施しているが、雇用保険の窓口機能は強い。利用者には遠方のハローワーク窓口へ向うかねばならず不便を強いられている。「ふるさとハローワーク」等において、雇用保険と職業紹介を一体的に運営することにより、自治体が実施する再就職支援や労働移動助成制度の申請手続きも同じ窓口でワンストップ対応が可能となり、より利便性が高まるとともに、効果的な支援が可能となる。 また、失業認定を行うに際して、失業認定より現場に近い「ふるさとハローワーク」において行うことで、利用者の求職活動の事業確認等もより現実な対応が可能となり、差額につながらず、むしろ抑制するものと考えられる。
466	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等業務の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している事務である事業主が新たに労働者を雇ったときや労働者が離職したときの雇出の受理、失業者に対する業務給付の受給資格決定・認定・給付等の事務を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置づけ、国において統一した基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとしたうえで、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるように、その権限を都道府県に移譲すべきである。	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務は、引き続き国が実施することが適切である。理由は以下のとおり。 ① 雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なり、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ(※)、雇用保険料の大幅な上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多数の労働者を被保険者とし、保険期間をできる限り大きくして)リスク分散を図るとともに、制度の全国的運営により、地域間における保険料収納額と保険給付額の不均衡を是正し、給付に要する資金を安定的に確保する必要があることから、政府管掌保険として国が運営する必要がある。 ※ 都道府県別の雇用保険の収支の格差は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の5倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。 ② また、雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・公正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的管理を被保険者である国が行う必要があるが、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の差額の恐れがあることから不適切である。 ※ 先進国等では、財政責任と運営責任の分離はない。 ③ さらに、雇用保険は、仕事を探す人に対する保険制度であり、過去にイギリスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の支給が発生したが、サッチャー政権下で1990年に両者を統合した結果、失業給付支給者が1/3減少したことから、失業認定は職業紹介と組み合わせることで先進国の国際標準である。 ④ 雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱うハローワークで行うことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。	雇用保険を都道府県で分割することは考えておらず、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行すれば、全国統一性が確保でき、給付の差額の恐れがあるとの指摘は当たらない。なお、生活保護や介護保険、国民健康保険など地方の担っている全国統一の事務は多い。こうしたことから、ハローワークの移管と併せて、雇用保険関係事務を都道府県に移譲し、利用者の利便性を高めるべきである。
490	雇用対策に取り組む事業主に対する助成の移譲	雇用対策に取り組む事業主に対する各種雇用関係給付金の支給に係る事務を都道府県に移譲する。	現在、雇用対策の一環として、雇用関係事業(求人開拓等)に関しては、各種雇用関係の給付金が支給されているが、職業紹介業務を国から都道府県に権限移譲するよう求めていることから、これらは一体であると考え、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策を取ることができるとする都道府県に権限を移譲するべきである。 現行において、国と都道府県で労働行政全体が二重行政となっており、行政コストが余分に掛かっている。そこで、都道府県で業務を担うことで行政コストが軽減されるとともに、都道府県が担う産業施策との連携により、事業主への効果的な助成が可能となる。	雇用保険法第62条 雇用保険法施行規則第102条の2、第102条の4、第103条、第109条、第111条、第115条	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	雇用対策に係る事業主への助成に係る業務は、引き続き国で実施することが適切である。理由は以下の①～④のとおり。 ① 求職者の就職促進の観点からは、公共職業安定所が行う無料職業紹介事業や事業主への指導等と一体的に行われることにより効果的に実施できること。 ② 事業主の利便性の観点からは、ハローワークにおける職業紹介・求人受理、雇用保険の各種手続き等と同じ場所申請手続きができることから、ハローワークで行うことが事業主の利便性が高いこと。 ③ 財源のほとんどは国が財政責任を負っている被保険者である雇用保険事業の保険料であり、助成金の企画運営責任、保険の財政責任を一貫して担うべきであるとともに、全国統一の要件の下で公平に支給する必要があること。 ④ 例えば厳しい雇用失業情勢下における、雇用調整助成金の要件緩和や支給の迅速化などについて、全国一斉に統一的な指揮命令の下で迅速かつ機動的に対応する必要があるが、国が実施する方が、全国一斉の迅速かつ機動的な対応が可能であること。 ※ 労使から「雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業の急激な悪化を防ぐ必要がある」との提言等がなされており、こうした声を十分尊重する必要がある。	都道府県にハローワークを移管することで、雇用対策に係る事業主への助成業務の一体的実施と、事業主の利便性は確保できる。また、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行すれば、全国統一性が確保でき、公平な給付が可能である。なお、生活保護や介護保険など地方の担っている全国統一の事務は多い。 全国一斉の対応については、国の指揮命令下での「全国一斉」が迅速・機動的な行動に必ずしも結びつくとは言えない。全国同時に実施するため、かえって準備に時間がかかったり、地域の個別事情が推察される恐れがある。地方に移譲したほうが、それぞれの判断・情勢に応じた臨機応変な対応が可能となり、全国一斉の対応が必要な場合でも、都道府県間及び国との連絡調整により、統一的かつ機動的な連携は可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
149	雇用保険法に基づく 雇用保険の適用・認定・給付等業務の都道府県への移譲	・無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。 ・全国統一的な基準(失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等)の設定は国に残すが、それ以外の雇用保険に係る書類の受付、認定・給付等の事務を地方が一体的に行うことで事務の効率化が図られ、利用者にとって利便性が向上することから、包括的に移譲すべき。 ・それまでの間については、手挙げ方式による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の差給の恐れがあることから不適切である。  また、雇用保険の給付のためには、失業認定が必要であるが、これは失業状態(労働の意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状態)にあることを確認する業務であり、保険事故である「失業」が現に発生しているかどうかの判断は、極めて裁量的であり、業務の適正性の観点から保険財政の責任を負う保険者の責任で実施すべきものであるため、地方自治体への移管・委託は不適切である。	【再掲】 4【厚生労働省】 (9)雇用保険法(昭49法116) 雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
466	雇用保険法に基づく 雇用保険の適用・認定・給付等の移譲	・無料職業紹介事業と密接な関係を有することから、当該事業の地方移管に併せて、一体的に移譲すべき。 ・全国統一的な基準(失業保険の認定基準、労働条件に関する基準、労働災害保険の認定基準、保険料等)の設定は国に残すが、それ以外の雇用保険に係る書類の受付、認定・給付等の事務を地方が一体的に行うことで事務の効率化が図られ、利用者にとって利便性が向上することから、包括的に移譲すべき。 ・それまでの間については、手挙げ方式による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	雇用保険の適用・認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全国統一した基準に基づき一元的な管理を保険者である国が行う必要があり、仮にそれらの事務のみを都道府県に移管することは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の差給の恐れがあることから不適切である。  また、雇用保険の給付のためには、失業認定が必要であるが、これは失業状態(労働の意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状態)にあることを確認する業務であり、保険事故である「失業」が現に発生しているかどうかの判断は、極めて裁量的であり、業務の適正性の観点から保険財政の責任を負う保険者の責任で実施すべきものであるため、地方自治体への移管・委託は不適切である。	【再掲】 4【厚生労働省】 (9)雇用保険法(昭49法116) 雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。
490	雇用対策に取り組む 事業主に対する助成 の移譲	・手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。				C 対応不可	既に回答したとおり、雇用対策に係る事業主への助成は、財源の大部分は国が財政責任を負っている保険者である雇用保険二事業の保険料であり、助成金の企画運営責任、保険の財政責任を一貫して担うべきであるとともに、全国統一の要件の下で公平に支給する必要がある。  また、これまで最も厳しい雇用失業情勢下において、国の指揮命令下で全国一斉に迅速かつ機動的に各種の対策を実施してきた。 (例) ・リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、本省の指示による労働局・ハローワークの総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施  こうした対策に加え、地方自治体としても必要な対策を実施することで、各地域の雇用対策が一層充実するものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
462	労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理の移譲	労働保険関連業務を都道府県に移譲する。	職業紹介事業と雇用保険関連事業は現在一体的に行われており、職業紹介業務と併せて移管することが望ましい。雇用失業情勢や事業所開設に係る情報等地域の産業の実情を把握している都道府県により、適切に実行されるべきである。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	労働保険制度は、適用・徴収等について適正効率的な業務運営を行う必要があることから、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。 仮に、保険者は国のまましつつ適用徴収事務を都道府県に移管した場合、都道府県は保険財政について責任を負わないため、労働保険の適用を促進し、保険料を適正に徴収するインセンティブが働かず、収納率が低下するとともに、労働保険料を納付する義務について全国一律の基準の履行が確保されないおそれがある。	適正な法制度と統一基準を策定することで、保険者としての国と、業務運営を行う地方自治体の役割を明確化することができれば、適正効率的な業務運営を確保でき、国による一元的な実施の必要はなく、地方への権限移譲は可能であると考えられる。 ハローワーク業務と労働保険関連業務をセットで地方に移管することで、利用者は、労働保険申請と職業紹介事業の窓口が同じ場所一括して手続きを行うことが可能でありメリットが大きい。
463	労働保険事務組合の業務に係る監督の移譲	労働保険事務組合の業務に係る監督権限を都道府県に移譲する。	雇用保険に関する事務を都道府県に移管した場合は、労働保険事務組合に委託する事業主からの保険料の徴収に関しても、地方が直接、労働保険事務組合に対する監督を適正に行うことにより、その履行を確実に確保できる。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	労働保険制度は、適用・徴収等について適正効率的な業務運営を行う必要があることから、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。 仮に、保険者は国のまましつつ適用徴収事務を都道府県に移管した場合、都道府県は保険財政について責任を負わないため、労働保険の適用を促進し、保険料を適正に徴収するインセンティブが働かず、収納率が低下するとともに、労働保険料を納付する義務について全国一律の基準の履行が確保されないおそれがある。	適正な法制度と統一基準を策定することで、保険者としての国と、業務運営を行う地方自治体の役割を明確化することができれば、適正効率的な業務運営を確保でき、国による一元的な実施の必要はなく、地方への権限移譲は可能であると考えられる。 ハローワーク業務と労働保険関連業務をセットで地方に移管することで、利用者は利用者は、労働保険申請と職業紹介事業の窓口が同じ場所一括して手続きを行うことが可能でありメリットが大きい。
493	両立支援に取り組む事業主への助成の移譲	両立支援に取り組む事業主から各種給付に係る支給申請受理及び支給決定事務を都道府県に移譲する。	両立支援に取り組む事業主への助成については、国による一律的な支援ではなく、地方の実情に応じた支援が求められている。育児介護休業法第30条を改正して「事業主等に対する援助」の主体を国から都道府県に変更することにより、事業主に対して様々な支援策を示すことができると考える。本県では、県が認証した事業者が融資における優遇措置や入札における加点評価を受けられることができ、両立支援の助成金事務を県に移管されれば、事業主にこれらとセットで周知することができ、二重行政を防ぐこととなる。 なお、支給要件の1つに、一般事業主行動計画の届出があるが、届出先は都道府県労働局となっていることから、支給に当たっての要件の確認のため、都道府県労働局への照会事務が発生し、そのための時間を要することが想定される。	育児・介護休業法第30条 雇用保険法第62条第1項第5号 雇用保険法施行規則第116条第1号附則第17条の3	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	両立支援に取り組む事業主への助成については、労働協約又は就業規則に育児休業について規定していることや、次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届け出ていること等を支給要件としており、育児を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を図るという目的を効果的に達成するためには、関係法の施行業務を行う機関において、両立支援制度に関する事業主への指導等と一体的に行われることが必要である。その財源は国が財政責任を負っている保険者である雇用保険二事業の保険料であり、助成金の企画運営責任、保険の財政責任を一貫して担うべきであるとともに、全国統一の要件の下で公平に支給する必要があることから、都道府県労働局雇用均等室で実施することが必要である。	各種助成制度の制度設計や、保険者としての国の立場は維持しつつ、労働者の都道府県移管を前提とすれば、実際の運用業務は都道府県で実施可能である。地域の実情を熟知した都道府県が主体となって、住民福祉、産業振興、就労支援、教育施策等と含めて総合的な行政サービスの一端として実施することが必要であり、利用者にとってのメリットも多大である。 また、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行すれば、全国統一性が確保でき、公平な給付が可能である。なお、生活保護や介護保険、国民健康保険など地方の担っている全国統一の事務は多い。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
462	労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>労働保険制度は、適用、徴収、給付の各段にわたり、適正効率的な業務運営を行う必要があることから、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。</p> <p>仮に、保険者は国のままとしつつ適用徴収事務を都道府県に移管した場合、都道府県は保険財政について責任を負わないため、労働保険の適用を促進し、保険料を適正に徴収するインセンティブが働かず、収納率が低下するとともに、労働保険料を納付する義務について全国一律の基準の履行が確保されないおそれがある。</p> <p>具体的には、労働保険料の徴収に当たっては、保険制度の適正な運営、労働者のセーフティネットの確保や費用負担の公平性の観点から、全国一律の基準に基づき、督促、納付督促を重ねつつ、悪質な事業所等に対して滞納処分を実施することで、保険者としてその履行を確実に確保する必要がある。都道府県によってそうした対応は非効率であるとして行われなくなった場合等は、収納率が低下して保険財政収支が悪化するおそれがあり、また、労働保険料を納付する義務について全国一律の基準の履行が確保されず、企業の公正な競争の観点からも問題となるおそれがある。</p>	
463	労働保険事務組合の業務に係る監督の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>労働保険制度は、適用、徴収、給付の各段にわたり、適正効率的な業務運営を行う必要があることから、他の保険制度と同様に、企画責任、運営責任、財政責任を一貫して同一主体が負うべきである。</p> <p>仮に、保険者は国のままとしつつ適用徴収事務を都道府県に移管した場合、都道府県は保険財政について責任を負わないため、労働保険の適用を促進し、保険料を適正に徴収するインセンティブが働かず、収納率が低下するとともに、労働保険料を納付する義務について全国一律の基準の履行が確保されないおそれがある。</p>	
493	両立支援に取り組む事業主への助成の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>育児・介護休業法の事業主の義務の履行確保のため、国は事業主に対して報告の徴収並びに助言、指導及び勧告を実施することが可能とされており、1次回答のとおり、事業主への指導と助成金の支給による事業主への援助は一体となって都道府県労働局において実施される必要がある。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
483	個別労働関係紛争の 解決の促進に関する 事務の移譲	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること(相談・指導、紛争調整委員会によるあっせん等の事務)を都道府県に移譲する。	現状において、都道府県では労働センター、労政事務所等において同様な事務を行っており、国と都道府県の二重行政により行政コストが余分にかかっている。従来から、労働組合を介さない個別労働紛争については、都道府県(労政所管課が中心)において、地域の実情に応じて、労働相談業務やあっせん事業を行っていたが、平成13年に法律を制定したうえで国が直轄事業の一つとした。その一方で、都道府県においても利用者の利便性を考慮し、窓口が拡充されることが望ましいとの考えから、引き続き業務を行っている。そのため、国から都道府県への権限移譲により、都道府県の一体的な業務とすることで行政コストの削減が可能である。また、都道府県は日常業務として労働情勢の把握を行っていることから、労働組合、社会福祉団体、教育機関や警察等の各種機関との接点を有しており、さまざまな観点から紛争解決に向けて動くことが可能であるとともに、県行政として問題として課題を認識し、積極的に進めたいと考えている。さらに、労働組合と使用者との間の紛争(集団的労使紛争)のあっせんは、都道府県の労働委員会が担っていることから、これとの一体的な取組により、地域の実情や特性を踏まえた総合的で柔軟な対応が可能となる都道府県に権限を移譲するべきである。	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第3条、第4条	都道府県労働局の全ての業務の地方への移管が可能であるとして、提案事項の全てについて一体的に移管を求めている。	厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	本提案は、平成25年12月20日閣議決定において「個別労働関係紛争の迅速かつ適正な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進する。」と結論が出ているところである。	・本提案については、同様の業務を国と都道府県で実施しており、明らかな二重行政であり、窓口を都道府県に一本化することで総合的なサービス提供が可能になり、住民にとってメリットが生じることとなる。このため、閣議決定に基づく国と都道府県の連携ではなく、事務・権限を地方に移譲することを求める。 ・なお、見直し方針において結論が出ているとしているが、「見直し方針」に上げられた事務については、提案募集方式の対象外とはされておらず、新たに検討すべきである。
547	食品衛生検査施設の 設備及び職員配置に 関する基準の緩和	食品衛生検査施設に関して、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」の緩和を求める。	食品衛生検査施設の設備については、検査室等の設置が「従うべき基準」として規定されており、地域における必要性の有無に開かず求められている。こうした部分を規制緩和することで、検査施設ごとの特性を生かした設置の拡充が期待される。なお、都道府県等が条例で基準を定めるにあたり、厚生労働省令で「従うべき基準」が設定されていることにより、本来の独自性を発揮することができないため、ガイドラインとする等の規制緩和を求めるものである。	食品衛生法第29条		厚生労働省	神奈川県	D 現行規定により対応可能	食品衛生法第29条に規定されている食品衛生検査施設の施設整備については、食品衛生法施行令第8条第2項第1号において、省令で定める基準に従い条例で定めるとされている。 平成25年10月に、省令を改正(平成26年4月1日施行)し、法第29条の食品検査及び試験に関する一部の事務の実施が、他の都道府県等又は登録検査機関への委託により、緊急時を省令で確保される場合は、当該事務の一部に係る設備を備えなくてもよい旨の一定の規制の見直しが行われているところである。	食品衛生検査施設の設備及び職員配置については、平時か緊急時かを問わず、地方が地域の実情に応じて慎重に検討したうえで、その基準を設定することに支障はない。 むしろ、全国一律の「従うべき基準」に拘束されることにより、正確かつ迅速な処理が要求される食品衛生検査施設の運営が阻害されるなど、地域の実情に応じた食品衛生行政に対するデメリットが大きい。 したがって、先般の規制の一部見直しではなく、「参酌すべき基準」とすることを求める。 ・食品衛生検査施設の設備については、「純水装置、定温乾燥器、デュープリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾燥減菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること」が義務づけられているが、試験検査機器等は先進的な技術進歩により新たなものが開発されることから、個別の試験検査機器を省令で規定するのではなく、「参酌すべき基準」として示し、将来的には公定法で示された方法と同等以上の試験法及びその試験法に使用する機器を自治体の裁量で採用することが可能となるよう検討いただきたい。これにより試験検査機器の効率的な運用が可能である。 ・現状では支障を生じていないが、今後、検査施設の設備に不具合が生じた際に、対応が限定され運営が阻害される懸念がある。
773	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の都道府 県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収、事業者等への指導、助言、事業者等への報告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	○ 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法19条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収、立入検査、指導、助言、命令に係る命令等の措置は、各履行方法について総合的な判断を促しつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
483	個別労働関係紛争の 解決の促進に関する 事務の移譲	国と都道府県がそれぞれ労働相談や紛争解決を行う二重行政が生じていることから、地域の実情やニーズに応じて一元的、総合的な対応が可能な地方に移譲すべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>本提案については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、現在、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を一層充実する等により、それぞれの現状や課題について相互に認識を深め、合同相談会や合同研修会を実施する等都道府県等関係機関との更なる連携の促進を図っているところである。</p> <p>国(都道府県労働局)の実施する制度は、①労働基準監督官という労働条件に関する専門職員集団を擁していること、②労働基準監督署、公共職業安定所及び雇用均等室という労働法令を直接施行する機関を都道府県労働局が運営していること、③労働局及び労働基準監督署等全国382箇所「総合労働相談コーナー」を配置していること等の特色を活かし、あらゆる労働相談に対し迅速かつ円滑に対応している。総合労働相談コーナーに寄せられた相談については、紛争の類型や争点、法違反の有無等が必ずしも明らかにはなっていないところ、民事上の個別労働紛争への対応はもろもろのこと、労働基準法等の法令違反の相談があった場合には労働基準監督署等に円滑に取り次ぎ、適切に処理を行うことができる担当機関で迅速に対応している。このように、あらゆる相談に対して関係機関が連携し、都道府県労働局として総合的に対応することが可能となっている。</p> <p>一方、都道府県は、公労使三者構成の労働委員会にその実施を委任しているものも含め、地域の実情に応じた様々な方法で相談等を行っている(又は行っていないところもある)ものと認識している。</p> <p>このように両者にはそれぞれの特色があり、労働者のニーズに応じた多様な選択肢を提供することが重要であることから、一元化を図ることは労働者保護等の観点から適当でなく、現在の複線型の仕組みを活かし、引き続き、都道府県等関係機関との更なる連携の促進を図ってまいりたい。</p>	4【厚生労働省】 (16)個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平13法112) 個別労働関係紛争の迅速かつ適切な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を、引き続き促進する。
547	食品衛生検査施設の 設備及び職員配置に 関する基準の緩和	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、食品衛生検査施設の施設・設備の基準に関する「従うべき基準」については、廃止、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定 により対応可	<p>食品衛生検査施設の設備に関する食品衛生法施行規則第36条第1項第2号の規定は、「…その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。」とされており、法令の読み方として、「その他の」前にある機械等は例外をさす。これらの例示する機械等の機能と同等以上の機械等について、地域の実情に応じて備えることは現行の規定で可能である。</p> <p>また、平成23年に地方分権改革推進委員会第3勧告を踏まえ、「従うべき基準」を条例に委任する改正を行い、平成25年10月には、省令を改正(平成26年4月1日施行)、法第29条の製品検査及び試験に関する一部の事務の実施が、他の都道府県等又は登録検査機関への委託により、平時が緊急時かを問わず確保される場合は、当該事務の一部に係る設備を備えなくてもよい旨の規制の見直しを示している。</p>	6【厚生労働省】 (2)食品衛生法(昭22法233) 食品衛生検査施設の設備に関する基準(施行規則36条1項2号)については、従うべき基準として備える必要がある機械及び器具の例示をしているものであって、これらの機械等の機能と同等以上の機能を有するものを地域の実情に応じて備えることができることについて、地方公共団体に周知する。
773	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の都道 府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求め。			C 対応不可	<p>(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより確保された分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再資源化の推進を図るとともに、資源物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化した状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を有し、処理等する必要がある事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全額納付の仕組みを導入を講ずることによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化を進めるべきとの考えがあったこと。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づき(指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法第24条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法第25条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対して全額納付制の観点から再商品化義務を均等に課し、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えたいとする趣意が示されている。</p> <p>このため、法に基づき指導の開始は、それぞれの履行方法による履行状況が異なること、移譲希望となっていない広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要がある。認定及び認定の取消しの要件が不明確な点、認定の取消しに必要となる情報収集等が、全額納付制の観点から実施することが困難なことから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>(2) 順に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 順に、貴員所へのみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴員に権限を移譲した場合、実態上の問題として、以下のような事象が生じるおそれがある。 ① 特定事業者が他の認定取得事業者を併存する場合、貴員は当該事業者に係る従前から貴員に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、各都道府県と国の間において事業所の有無について常に確認を行う事象が生じ、国との間で常に確認を行う必要がある。 ② 貴員が認定特定事業者等の事業所に立ち入り実施結果、法違反事実を認めたとしても、認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引継ぎを要するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県への権限、取組情報が必要となることから、国との間に立ち入り実施結果の通知、その取組情報が得られ、迅速性が阻害される。 ③ 全額納付制の観点から、指導等の実施を担担するためには、国との調整等が不可欠となるが、現在の国による一時的対応と比較して、行政コストが拡大するおそれがある。</p>	4【厚生労働省】 (14)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)(財務省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく(報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。))	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。  なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	○ 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について総合的な判断を待ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要がある。認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方厚生(支)局長に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく(国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、経割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	○ 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について総合的な判断を待ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要がある。認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながる。そのため、移譲が必要である。 なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者:74、371名、自主回収認定業者:70名(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))
450	養成施設の指定の移譲(栄養士)	栄養士養成施設に関しては、現在地方厚生局が行う、養成施設の指定、取消し、内容変更、廃止、指導調査等の事務を県で行うことが可能であり、権限を県に移譲することを求める。	管理栄養士養成施設(栄養学科系の4年制大学)は、同時に栄養士養成施設も兼ねている。今後も管理栄養士養成施設に関しては、大学に対する設置認可権は国(文部科学省)と同様に、国(厚生労働省)に指定権限が残る。栄養士養成施設の指定権限が県に移譲されると、国と県が一つの養成施設に対して、同時に指定権限を持つ状態になる。そういった事情から、現在管理栄養士養成施設をもつ栄養士養成施設については、事務権限の移譲が可能かどうか、国が調整を行っている段階である。	栄養士法第2条第1項、栄養士法施行令等、栄養士法施行規則等、栄養士養成施設指導要領等		厚生労働省	神奈川県	○ 対応不可	栄養士養成施設に関しては、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において(平成25年12月20日閣議決定)において、今後の管理栄養士に係る養成施設と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進めることとしており、現時点では困難である。	見直し方針に基づいて検討を進めるとしているが、栄養士養成施設に係る指定権限の移譲が必要であるとする地方のニーズに基づく意見も十分に聴取した上で、速やかな移譲を求める。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の広域 適合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「法」という。)、は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再資源の十分な利用等を図り、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・処理等する企業の事業者の責を負うこととし、容器包装廃棄物について全般的リサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化を進めるべきとの考えがあったこと。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法18条)及び主務大臣の認定を得ず容器包装の自主回収を行う方法(法19条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一の観点から再商品化義務を均等に課し、かつ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況が異なる。移譲望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国会、全国の様々な取組状況等を踏まえつつ、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>(2) 仮に、権限を移譲した場合の実施上の問題点 仮に、広域域適合内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から責任に権限を移譲した場合、実施上の問題点として、以下のような事象が生じるおそれがある。</p> <p>① 特定事業者が他の都道府県に事業所を有した場合、責任は当該都府県に当該事業者に関する従前から責任に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、各都道府県と国との間において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の間による対応と比較して行政コストが増大し、迅速性は阻害される。</p> <p>② 責任が認定特定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県への照会、協力要請等が必要となることから、現在の間による立入検査の対応と比較して行政コストが増大し迅速性が阻害される。</p> <p>③ 全国統一の観点からの指導等の実施を担保するためには、国との調整等が不可欠となるが、現在の間による一括的対応と比較して、行政コストが増大し迅速性が阻害される。</p>	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (14) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)(財務省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年までに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
978	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく報告・立入 検査・勧告・命令に係る 事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p>(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号、以下「法」という。)、は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再資源の十分な利用等を図り、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・処理等する企業の事業者の責を負うこととし、容器包装廃棄物について全般的リサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化を進めるべきとの考えがあったこと。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法18条)及び主務大臣の認定を得ず容器包装の自主回収を行う方法(法19条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一の観点から再商品化義務を均等に課し、かつ、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況が異なる。移譲望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国会、全国の様々な取組状況等を踏まえつつ、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>(2) 仮に、権限を移譲した場合の実施上の問題点 仮に、責任内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から責任に権限を移譲した場合、実施上の問題点として、以下のような事象が生じるおそれがある。</p> <p>① 特定事業者が他の都道府県に事業所を有した場合、責任は当該都府県に係る従前から責任に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、各都道府県と国との間において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の間による対応と比較して行政コストが増大し、迅速性は阻害される。</p> <p>② 責任が認定特定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県への照会、協力要請等が必要となることから、現在の間による立入検査の対応と比較して行政コストが増大し迅速性が阻害される。</p> <p>③ 全国統一の観点からの指導等の実施を担保するためには、国との調整等が不可欠となるが、現在の間による一括的対応と比較して、行政コストが増大し迅速性が阻害される。</p>	<p>【再掲】 4【厚生労働省】 (14) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)(財務省、農林水産省、経済産業省及び環境省と共管) 特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年までに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
450	養成施設の指定の移 譲(栄養士)	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>栄養士養成施設に関しては、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)において、今後の管理栄養士に係る養成施設と栄養士に係る養成施設の配置状況を踏まえ、検討を進めることとしており、現時点では困難である。</p> <p>また、栄養士養成施設に係る権限移譲については、関係団体から提案団体に、強い反対の意見が出ているところである。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員・財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、公表、助言事業者等への助言、命令	【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、助言、命令を行ったり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、助言、命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要がある。引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および助言・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一つの府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、助言・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要がある。引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方厚生(支)局長に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越える場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の連いはないと考える。 また、指導・助言、助言・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査、助言、命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	○ 対応不可	報告徴収・立入検査、助言・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要がある。引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一の観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見		意見		区分	回答	
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。				C 対応不可	<p>【厚生労働省】  (15)食品循環資源の再生利用等に関する法律(平12法116)(財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)  食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うこと、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。				C 対応不可	<p>【再掲】  【厚生労働省】  (15)食品循環資源の再生利用等に関する法律(平12法116)(財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)  食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うこと、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p>【再掲】  【厚生労働省】  (15)食品循環資源の再生利用等に関する法律(平12法116)(財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)  食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行うこと、実施主体や国の関与等の在り方を含めた確かな執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員・財源とともに、国から都道府県へ移譲すると、(大臣・知事と並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への助言、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、助言、命令を行うに当たり、事前には大臣と協議することで、統一した運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を助言、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条		経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県		対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一の観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、助言、公表、命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一した表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一の観点から国がこれら措置を行うことが適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの産用状況等を把握することができないため対象を重点化することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料でやっているが、エネルギー多消費事業者の情報把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会		対応不可	前回の検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会からは、全国一律・一斉の権限移譲であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会としては、手挙げ方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものとする。	
116	補助金返還要件の緩和(各府庁の財産処分基準の見直し)	現在、施設の売却等の財産処分にあたっては「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「所管行政庁の財産処分承認基準」の返還の多くが厳格な要件により、補助金返還を求め、補助金返還を求めず、事務処理の簡素化を図ってほしい。	【制度改正の経緯】 全国の多くの自治体は、平成の合併後、約10年が過ぎようとしており、合併に伴う施設管理の増大や更新費用の問題が喫緊の課題となっている。しかしながら、各所管省庁の「補助金等に係る財産処分基準」により補助金返還が余儀なくされており、施設運用計画にも大きく影響を及ぼしている。 【支障事例及び解消策】 事例として、今年度、市では厚生労働省所管の施設である「三豊市豊中町南福祉ふれあいセンター」の有償譲渡を行う予定だが、教育建造物であれば処分制限期間が47年ということになっており、老朽化建造物であっても残存算定され、期間相応分の補助金が返還請求されることとなる。企業や自治会などへの売却活用にあたっては、価格交渉において補助金返還も考慮しなければならず、市町村が公共施設再配置計画に基づき、施設の統廃合等の検討を進めるにあたり、財産処分基準中にある「有償譲渡及び有償貸付を除く」という部分が弊害となり、契約交渉において不利になっている。 【制度改正の必要性】 三豊市では、議会特別委員会での協議や「ブリックコメント」を経て、平成25年6月に公共施設再配置計画を策定し、将来維持できる施設量の試算や目標数値、公共施設のあり方や方向性について定め、厚生労働省の基準の中にある「有償譲渡及び有償貸付を除く」という部分は、全ての場合にあてはめるのではなく、市町村がその計画をもとに適正であると判断して行う財産処分については、地域の特色や自主性を発揮した地域づくりにつながるが、地方分権の一環にも考えられるため、目的外にはあらず、特例として国庫納付を求めない旨の改正を求める。	厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月17日令発第0417001号)		厚生労働省	三豊市		D 現行規定により対応可能	国庫納付額の算定方法は、財産処分承認基準により、残存年数を基礎とした方法だけでなく、事業の内容に応じ譲渡額を基礎として算定できるとされているが、いずれも現行規定では財産処分の方法が有償譲渡・有償貸付である限り、補助金返還は不可避となっている。 市が企業や自治会等に売却活用等を行う際に決める譲渡予定額は、市民説明の観点から不動産鑑定評価額あるいは定率法・定額法による減価償却額等を根拠として定めている実情があり、極端に低い価格、無償に設定できないのが現状である。 したがって、市が行う売却活用にあたっては、不動産鑑定評価額等を根拠とした譲渡予定額での契約交渉となり、譲渡額を基礎として算定する国庫納付額にしても相応の差額が生じるばかりか、額の確定に時間を要している。結果として、補助金返還を伴っても、なお施設を売却すべきか等の議論に時間を要することとなり、事務処理の簡素化が図れないだけでなく、当初の目的を終了した施設を有効活用するにあたり、全体の手續が遅れる大きな要因となっている。 また、交渉の相手方に対しても、財産処分及び国庫納付額が決定しなければ、売却額や引渡し時期を明確に示すことができず、施設の引き渡し後に予定している施設改修のスケジュールが極めて早い等の不都合を生じさせている現状があり、市としても対応に苦慮している。 今回の提案は、交付税の一本算定を目前に控え、将来に遡って持続可能な財政運営を行うために、合併市町村が公共施設再配置計画に基づき、適正であると判断して行う財産処分については、有償譲渡・有償貸付であっても国庫納付を求めない旨の改正を求めるのであるため、再度ご検討いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>(1) 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源法」という。)は、使用済物品等及び副産物の発生を抑制並びに再生資源及び再生製品の利用による資源の有効な利用を総合的に推進することを目的とした法律である。</p> <p>具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者等として取り組むべき事項を主幹事項(判断の基準となるべき事項)として定めており、住居に発生する廃棄物において地域の特性に応じて適正に処理する廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製品の製造及び流通は一地域内で完結するものではない)で3Rを実施することを目的としたものである。したがって、製造事業者等における義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村のレベルで分別して実施するとする場合には、同じに基づく制度全体を根本から変更しなければならぬと考えられる。</p> <p>(2) 別に、権限を移譲した場合の実上の問題点 仮に、貴県内のみ事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実上の問題点として、以下のような事態が生じるおそれがある。</p> <p>① 製造事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴県は当該事業者に係る従来から貴県に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、各都道府県と国との間において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストが増大する。</p> <p>② 製造事業者等が複数の都道府県に事業所を設けた場合、権限を移譲された複数の都道府県がそれぞれに設けられた事業所に指導等を行うことになる。</p> <p>資源法に基づく指導等は、技術の進捗等を総合的に判断した上で行うため、事業所のある都道府県全てで統一した指導が行えず、製造事業者等の大きな混乱を招く。</p> <p>③ 製造事業者等の事業所に立ち入った結果、製造事業者等の取組が不十分と考えられる事実があった場合、指導等を行うか否かに関して都道府県ごとに判断することによる対応のばらつきが懸念され、結果として製造事業者等に対して過剰な不利益を及ぼす恐れがある。仮に、当該判断がばらつきが生じ、国に偏重し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、現在の国による立入検査等の対応と比較して行政コストが増大する。</p>	<p>4【厚生労働省】 (13)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	<p>・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p> <p>・なお、平成25年11月22日付文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものの、</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃料資源を有効に利用するための施策とで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。</p> <p>2. 国は省エネ法の目的である「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」ため、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一した基準に基づく運用は必須である。</p> <p>3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上で事務を実施することが不可能となる。</p> <p>4. さらに、省エネ法では、事業者におけるエネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効果的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者にとっては、同一事業者でも事業所ごとに立入検査等を行う主体が異なることとなり、法の趣旨に反する。この際、全国知事会の意見のように国の指示権を認めず自治体等に異なる運用が行われた場合は特に、事業者の混乱を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。</p> <p>5. 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に限らず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。</p> <p>6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。</p>	<p>4【厚生労働省】 (10)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管)[再掲] 特定事業者等(事業者等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
116	補助金返還要件の緩和(各省庁の財産処分基準の見直し)	—	<p>【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行い、実現に向けた検討を行うこと。</p>		C 対応不可	<p>有償譲渡等については、補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、合理的な範囲で国庫納付を求めるとしているもので、国庫補助金の返還免除を有償譲渡について適用することはできない。</p> <p>財産処分にかかる円滑な事務手続きについては、担当窓口に前広にご相談をいただければ、丁寧に対応いたします。</p> <p>(参考) H20.4.10 補助金等適正化中央連絡会議「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
34	水道資産の有効活用 のための有償譲渡に 係る国庫補助金返還 免除	地方公共団体が補助対象 財産を処分する場合、有償 譲渡については国庫納付 に関する条件を付さず承認 することができず、国庫 補助金の返還が免除され ないところ、水道資産の有 効活用のため、国庫補助 金の返還免除を有償譲渡 についても適用できるよう にする。	【現状】 奈良県では平成23年12月に「泉域水道ビジョン」を策定し、泉営水道と市町村 水道が共同して水道資産(施設、人材、財務、技術力)の最適化を図る「泉域 水道ファンディングモデル」に取り組んでいるところ、水需要の減少により、 利用が見込めなくなった泉営水道の保有している水道水源を、泉営水道供給 エリア外で水道水源が不足している市町村水道に有償譲渡して、泉域水道全 体で有効活用の検討を行っている。 【支障事例】 運営主体が異なるのみで、譲渡後も同じ水道目的に使われるにもかかわらず、 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」から、泉 営水道の水源確保を目的とした国庫補助金の返還が必要となっている。この ため、水利権を譲渡する泉営水道は、譲渡先の市町村に対し返還する国庫 補助金相当額を請求することになり、市町村は新たに国庫補助金の申請手続 が必要になる。 【改正の必要性】 泉営水道が水源の不足する市町村に有償で水利権を分轄譲渡しても、国や 県に返還額を支払うのみで、不当利得は一切ないことから、「国庫納付を求め ない財産処分」に相当すると考える。泉営水道の水源確保を目的とする国庫 補助金の返還が不要であれば、泉営水道から水利権の譲渡先である市町村 に対し国庫補助金返還相当額の請求は不要であり、市町村も国庫補助金申 請の必要がなくなることから、財産処分に係る手続きの簡素化となる。この規 制緩和が実現することにより、人口減少社会に直面する水道事業の抜本的構 築に向けて、水道資産の最適化をスムーズに進めることが可能となる。	厚生労働省所管 一般会計補助金等 に係る財産処分承認 基準」第3の1 (1)		厚生労働省	奈良県	○ 対応不可	有償譲渡等については、補助対象財産の適正な使用を確保する観 点から、合理的な範囲で国庫納付を求めるとしてのもので、水道 資産に関して国庫補助金の返還免除を有償譲渡について適用するこ とはできない。 (参考) H20 4.10 補助金等適正化中央連絡会議「補助金等適正化法第22 条の規定に基づく各府省各庁の長の承認について」	1. 有償譲渡 水道資産の中でも、水利権の資産譲渡は適正な価格による有償譲渡が原 則であり、泉営水道としての不当利得を生じない。 平成3年の岡山市から吉井川広域水道企業団への水利権を含む水道資産 の財産処分においては、有償譲渡でありながら国庫補助金の返還は免除さ れている。 厚生労働省でもアセットマネジメントやダウンサイジングなど、資産の有効活 用を重要視されており、平成20年度の財産処分の承認基準は、そのような趣 旨で改正されているものと思われる。 2. 水道資産の有効活用 今回の泉営水道から各市町への水利権の有償譲渡の取組は、これまでの 泉営水道の事業投資効果を発揮させるとともに、長年にわたり水源問題で悩 み続けてきた市町の課題解決に向け、現状を放置せず、より積極的に資源の 有効活用を進めていくこととするものである。 つまり、同じ水道目的で、水利権を必要とする各市町(行政主体)に対し、泉 営水道で余剰になる水源という水道資産を引継ぐことというものである。  以上、1、2より、有償譲渡による水利権の財産処分を行う場合、国庫補助 金についても泉営水道から市町に引き継ぎ、補助金の国庫納付を求めないも のとして、承認基準の特例として認められるべきである。
900	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセー フティネット支援対策等事 業費補助金(地域福祉等事 業特別支援事業の小地域 福祉活動推進事業)につ いて、都道府県へ財源・権 限を移譲し、都道府県から市 町村や民間事業者等へ補 助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(い わゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかり か、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分 権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助 対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事 業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とす ることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振 興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や 民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 埼玉県の地域福祉の推進と密接な関係があるので、県で一体的に実施した 方がより効果的であるため。	セーフティネット支 援対策等事業費補 助金交付要綱		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	当該補助金は地域社会のセーフティネットを強化するため、福祉課 題の解決を目指す先駆的・試行的取組を補助対象としているものであ り、都道府県の裁量により負担する対象や負担割合を定めるような仕 組みとすることは不可能である。	地域社会のセーフティネットの支援はどの自治体にも必要な事業であり、県 の地域福祉の推進と密接な関係がある。また、都道府県に先駆的・試行 的な事業を判断することで、より地域の実情に応じた効果の高い事業を実施 できるので、都道府県に「移譲」すべきである。 例えば、埼玉県には夏の気候が他の地域よりも高温となる地域がある。そ の地域では、熱中症対策の事業を行う際に、あわせて見守り活動などを行っ ている。こうした取組は、地域が政策を総動員して対応することが必要である が、地域の実情に精通した総合行政主体である都道府県は、福祉・保健医療 に限らず、産業振興・まちづくり/環境政策など様々な地域の課題に市町村や 住民・企業等と連携して取り組んでおり、幅広い施策との連携がしやすい。 このため、地域の特性に応じた取組が必要な本件補助事業は、地域の実情 をより理解している都道府県に一元化した方がより効果的に事業を実施する ことができる。
901	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち次 世代育成支援対策施設設 備交付金(児童館関係)に ついて、都道府県へ財源・ 権限を移譲し、都道府県か ら市町村や民間事業者等 へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(い わゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかり か、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分 権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助 対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事 業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とす ることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振 興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や 民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県の少子政策事業と密接な関係があり、県として市町村の整備動向を把握す る必要があるため。	児童福祉法35条第 3項、第40条 次世代育成支援対 策施設整備交付金 交付要綱		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	次世代育成支援対策施設整備交付金は、三位一体改革による補 助金改革の一環として、従来の施設毎の補助から、自治体が作成す る整備計画に対する交付とすることにより、計画の範囲内であれば、 各自自治体の自由な裁量に任せ、自主性・裁量を尊重した柔軟な執行 を可能としたものである。 また、次世代育成支援対策推進法において国が交付金を交付する ことを既定していることから、都道府県に財源・権限を委譲することは 困難である。	総合的な行政主体である都道府県は市町村や関係団体等との関係が密接 であり、地域の実情や課題に精通している。 次世代育成支援対策施設整備交付金は、都道府県の少子政策事業等と密 接な関係があるので、都道府県で一体的に実施した方が地域の実情に応じ てより効果的に事業展開ができるので、都道府県へ「移譲」すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
341	水道資産の有効活用 のための有償譲渡に 係る国庫補助金返還 免除		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	岡山市の事例は受益者が同一であることから、補助事業の引き継ぎとして、個別に国庫納付を求めないものとしたものである。奈良県の場合、受益者が異なるという点で補助目的も変わり、補助事業の引き継ぎと見えず、補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、国庫補助金の返還免除を有償譲渡について適用することはできない。	
900	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	セーフティネット支援対策等事業費補助金については、補助金という性質上、 国費の適正な使途を担保する観点から、交付要綱等に基づき、一定の政策 目的に応じた実施主体や補助対象、補助率を定めているものであり、これら を完全に都道府県の裁量に委ねることは一般財源化に他ならず、ご提案への 対応は困難である。  なお、ご指摘の事例については現場に近い市町村が国の補助金等を組み合 わせて活用し、政策を連携することで対応可能である。  また、全国市長会も同様に、本提案に対して慎重なご意見である。	
901	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	次世代育成支援対策施設整備交付金は、次世代育成支援対策の推進を 図る上で、次世代育成支援推進法(以下「法」という。)第8条第1項に基 づき策定された市町村行動計画等に定められた措置の実施に要する経費に 充てるため、法第11条の規定により国が交付する交付金であることから、都 道府県に財源・権限を委譲することは困難である。  また、市町村が市町村行動計画の策定等を行った場合は、法第8条第5項 により、都道府県に提出しなければならないこととされているほか、都道府県 は、法第9条第8項により、都道府県行動計画の策定及び計画に基づく措置 の実施に関して特に必要があると認められるときは、市町村に対して調査を 実施するための必要な措置を求めると規定されていることから、 都道府県において、市町村の整備動向を把握することは可能である。  なお、本交付金の執行等にあたって、国から補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律等に基づく事務委任を受けることにより、各市町村が国 に行う交付申請額等も把握することも可能である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
902	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちがん検診推進事業(女性特有のがん検診推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	厚生労働省では、受診率の向上を図るため、平成21年度から子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券を配布するための費用を、健康増進法に基づく健康増進事業として市区町村が実施するがん検診に上乗せする形で国から市区町村へ1/2補助しており、都道府県が補助対象や補助率等を決定することは適さない。	総合的な行政主体である都道府県は市町村や関係団体等との関係が密接であり、地域の実情や課題に精通している。 また、がん検診推進事業は、都道府県の地域福祉事業と密接な関係があるので、都道府県で地域の実情に応じた事業とした方がより効果的な事業展開が可能となり、がん検診受診率の向上につながるため、都道府県へ移譲すべきである。
903	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活基盤構築事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 埼玉県の地域福祉の推進と密接な関係があるので、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	当該補助金は地域社会のセーフティネットを強化するため、孤立防止のための見守りや生活支援などの先駆的・試行的取組を補助対象としているものであり、都道府県の裁量により負担する対象や負担割合を定めるような仕組みとすることは不可能である。	地域社会のセーフティネットの支援はどの自治体にも必要な事業であり、県の地域福祉の推進と密接な関係がある。また、都道府県ごとに先駆的・試行的な事業を判断することで、より地域の実情に応じた効果の高い事業を実施できるため、都道府県へ移譲すべきである。 例えば、埼玉県は高度経済成長期に大量の住宅供給が行われ、大規模団地が多く存在しており、ここでは、急激に高齢化が進んでいる。これに対し、団地内での活動に焦点をあてたサロン活動や住民同士の支え合い活動などが始まってきている。こうした取組は、地域が政策を総動員して対応することが必要であるが、地域の実情に精通した総合行政主体である都道府県は、福祉・保健医療に隣らず、産業振興・まちづくり・交通政策など様々な地域の課題に市町村や住民・企業等と連携して取り組んでおり、幅広い施策との連携がしやすい。 このため、地域の特性に応じた取組が必要な本件補助事業は、地域の実情をより理解している都道府県に一元化した方がより効果的に事業を実施することができる。
904	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域生活支援事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消に資する。	地域生活支援事業実施要綱		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	当該補助金は、障害者総合支援法に基づき障害者等の福祉の増進を図るために要した費用について補助するものであることから、都道府県の裁量により負担する対象や負担割合を定めるような仕組みとすることは不可能である。	地域生活支援事業費補助金は全市町村が対象となっている補助金であり、県の独自補助と一括して事務手続を実施することができよう。都道府県に移譲すべきである。 地域生活支援事業については、国の地域生活支援事業実施要綱で市町村及び都道府県の実施する事業内容が定められており、さらに障害者総合支援法において、「都道府県は、事業の範囲内において、市町村が支弁する費用のうち、百分の二十五以内を補助することができる。」とされている。これを踏まえ、本県においても埼玉県地域生活支援事業費補助金交付要綱(定額)を定め、国補助とは別個に市町村に対する補助制度を設けているものである(補助対象は同一である)。 このため、補助対象が同一であるにもかかわらず、市町村は、国と県に対してそれぞれ補助金交付申請の作成・提出、支払請求、実績報告、検査受検などを行うことが必要であるため、事務が煩雑である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
902	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	地域の実情を踏まえ市区町村が策定した実施計画書に基づいて、予算の 範囲内で国から市区町村へ1/2補助する事業であり、実施計画書について は、地域の実情や課題に精通している各都道府県を通じて提出いただいでい ることから、各都道府県による手挙げ方式等の実施は不要である。  なお、都道府県におかれては、都道府県が対策推進計画の各種目標等 の実現・達成に向けて、地域の実情等を踏まえ、がん検診実施体制等の強化 に資する事業等について、都道府県健康対策推進事業を積極的に活用され たい。  また、全国市長会からも慎重に検討を行うべきであるとの意見が出ている。	
903	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	セーフティネット支援対策等事業費補助金については、補助金という性質上、 国費の適正な使途を担保する観点から、交付要綱等に基づき、一定の政策 目的に応じた実施主体や補助対象、補助率を定めているものであり、これら を完全に都道府県の裁量に委ねることは一般財源化に他ならず、ご提案への 対応は困難である。  なお、ご指摘の事例については現場に近い市町村が国の補助金等を組み合 わせて活用し、政策を連携することで対応可能である。  また、全国市長会も同様に、本提案に対して慎重なご意見である。	
904	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	当該補助金は、障害者総合支援法に基づき障害者等の福祉の増進等を図 るために行う事業の費用について補助することとしているものであり、全自治 体で実施することが必要なものについては、必須事業として自治体における 事業実施状況も勘案して国がその実施に必要な費用を補助している。今後も 必須事業の着実な実施を支援していく必要があり、事務手続上の理由から都 道府県に事務を移譲することは困難である。  なお、全国市長会も同様に、本提案に対して慎重なご意見である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
905	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	当該国庫負担金は、障害者総合支援法に基づき居宅介護等を提供した場合に要する費用について負担するものであるから、都道府県の裁量により負担する対象や負担割合を定めるような仕組みとすることは不可能である。	障害者自立支援給付費国庫負担金事業は全市町村が対象となっている負担金であり、県の独自負担金と一括して事務手続を実施することができるよう、都道府県に移譲すべきである。 障害者自立支援給付費国庫負担金事業については、国の障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱で市町村及び都道府県の実施する事業内容が定められており、さらに障害者総合支援法において、「都道府県は、予算の範囲内において、市町村が支弁する費用のうち、百分の二十五以内を補助することができる。」とされている。これを踏まえ、本県においても埼玉県障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱を定め、国の負担とは別個に市町村に対する負担金制度を設けているものである(対象は同一である)。 このため、対象が同一であるにもかかわらず、市町村は、国と県に対してそれぞれ負担金交付申請の作成・提出、支払請求、実績報告、検査受検などを行うことが必要であるため、事務が煩雑である。
906	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	厚生労働省では、受診率の向上を図るため、平成21年度から子宮頸がん、乳がん検診の無料クーポン券を配布するための費用を、健康増進法に基づく健康増進事業として市区町村が実施するがん検診に上乗せする形で国から市区町村へ1/2補助しており、都道府県が補助対象や補助率等を決定することは適さない。	総合的な行政主体である都道府県は市町村や関係団体等との関係が密接であり、地域の実情や課題に精通している。 また、がん検診推進事業は、都道府県の地域福祉事業と密接な関係があるので、都道府県で地域の実情に応じた事業とした方がより効果的な事業展開が可能となり、がん検診受診率の向上につながるため、都道府県へ移譲すべきである。
907	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要綱		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	当該国庫負担金は、児童福祉法に基づき市町村が支弁した障害児施設措置費等の支給に要する費用について負担するものであることから、都道府県の裁量により負担する対象や負担割合を定めるような仕組みとすることは不可能である。	障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金事業は全市町村が対象となっている負担金であり、県の独自負担金と一括して事務手続を実施することができるよう、都道府県に移譲すべきである。 障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金事業については、国の障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要綱で市町村及び都道府県の実施する事業内容が定められており、さらに児童福祉法において、都道府県は四分の一を負担することとされている。これを踏まえ、本県においても埼玉県障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要綱を定め、国の負担とは別個に市町村に対する負担金制度を設けているものである(対象は同一である)。 このため、対象が同一であるにもかかわらず、市町村は、国と県に対してそれぞれ負担金交付申請の作成・提出、支払請求、実績報告、検査受検などを行うことが必要であるため、事務が煩雑である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
905	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	当該国庫負担金は、障害者総合支援法に基づき居宅介護等を提供した場合 に要する費用について負担するものであるから、都道府県の裁量により負担 する対象や負担割合を定めるような仕組みとすることは不可能である。 なお、全国市長会も同様に、本提案に対して慎重なご意見である。	
906	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	地域の実情を踏まえ市区町村が策定した実施計画書に基づいて、予算の 範囲内で国から市区町村へ1/2補助する事業であり、実施計画書については は、地域の実情や課題に精通している各都道府県を通じて提出いただいでい ることから、各都道府県による手挙げ方式等の実施は不要である。 なお、都道府県におかれては、都道府県がん対策推進計画の各種目標等 の実現・達成に向けて、地域の実情等を踏まえ、がん検診実施体制等の強化 に資する事業等について、都道府県健康対策推進事業を積極的に活用され たい。 また、全国市長会からも慎重に検討を行うべきであるとの意見が出ている。	
907	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	当該国庫負担金は、児童福祉法に基づき市町村が支弁した障害児通所給 付費等の支給に要する費用について負担するものであることから、都道府県 の裁量により負担する対象や負担割合を定めるような仕組みとすることは不 可能である。 なお、全国市長会も同様に、本提案に対して慎重なご意見である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
908	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち介護保険事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 事業実施に際して地域の実情を反映させる必要がある。全国一律の基準ではなく、国よりもその地域の実情を把握している県が行ったほうが、地域に即した効果的な補助が期待できる。	介護保険事業費保険事業費補助金交付要綱		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	当該補助金は、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的に、介護認定審査委員の研修事業など全国一律に補助を行うことが適当な事業や、全国的に先進的な事業に対して補助金を支給するものであり、都道府県の裁量で補助の対象や助成率を決定するものではないものである。	本事業は、市町村における認知症施策の推進などが対象となっており、県内の全63市町村(平成25年度)に交付されていた。 埼玉県としても認知症高齢者等の権利擁護の施策を推進しており、成年後見人制度の普及を進めているところである。しかし、本事業のうちの「市民後見推進事業」は「市民後見人」を主対象とした事業であり、成年後見制度全般に関する事業の展開には使えない。 この事業の財源、権限が県へ移譲されれば、県の政策に合わせた内容とすることができ、成年後見制度のより一層の普及が進められる。 全国一律の補助以外のものであっても、それらは既に各地域において取り組んでいたり検討しついでいるものが少なくなく、国が全国的な視点から先進事業として採択しなくても、都道府県単位で地域の実情に合わせて採択の判断をすれば足りるものである。 都道府県は地域の実情に精通した総合行政主体であり、福祉・保健医療・産業振興・まちづくり・教育・環境など様々な地域の課題に市町村や住民・企業等と連携して取り組んでいる。本事業が対象とするような取組は、幅広い施策との連携がしやすく、より効果的に事業を実施することができる都道府県に移譲すべきである。
909	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 埼玉県では平成22年度から紫色雇用創出基金を活用して同種の事業を実施してきた。この事業は若年者の正規雇用促進とともに、県内中小企業への人材供給、企業における人材育成支援という側面を併せ持っている。 新卒未就職者の状況は、地方の実情がそれぞれ異なることから、事業ノウハウや実績を有する県が一元的に実施することが望ましい。 同様に埼玉県の場合は、ハローワーク緩和就業支援サテライト(若者コーナー)を活用し、本事業を必要とする若者に対し直接アプローチすることが可能である。	紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業実施要領		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	当該事業は、労働市場のマッチング機能強化を目的に、平成28年度末までを事業実施期間として、民間人材ビジネスの創意・工夫を活かしてビジネスモデルを構築・普及するためのモデル事業であり、都道府県への財源・権限の移譲は不適当である。	若者の就業支援は中小企業の人材確保と表裏一体の関係にあり、産業振興と雇用の両面からアプローチが可能な総合行政主体である都道府県の方が、より効果的に実施できる。 また、産業振興やこれに伴う新卒採用の動向等は地域ごとに情勢が大きく異なることから、若年就業支援については地域事情に精通した地方自治体が主体的に実施することが望ましい。 なお、当該事業を民間人材ビジネスの創意・工夫を活かしてビジネスモデルを構築・普及するためのモデル事業と位置付けているが、民間ビジネス業界と連携した就業支援は、既に各地方自治体が国に先んじて実施しているところであり、モデル事業の実施を待たず、直ちに本格的展開が可能である。 以上の点から、当該事業の財源・権限を速やかに都道府県に移譲すべきである。
910	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 同種の事業を県も実行しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	両立支援等助成金支給要領		厚生労働省	埼玉県	○ 対応不可	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を含む、両立支援に取り組む事業主への助成については、労働協約又は就業規則に育児休業等について規定していることや、次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届け出ていること等を支給要件としており、育児を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を図るという目的を効果的に達成するためには、関係法の施行業務を行う機関において、両立支援制度に関する事業主への指導等と一体的に行われることが必要である。その財源は国が財政責任を負っている保険者である雇用保険二事業の保険料であり、助成金の企画運営責任、保険の財政責任を一貫して担うべきであるとともに、全国統一の要件の下で公平に支給する必要があることから、都道府県労働局雇用均等室で実施することが必要である。	働きやすい環境を作るための両立支援への取組については、本県においても多様な働き方実践企業の認定制度を設け、就業規則への育児休業等の規定や一般事業主行動計画の策定などを推進している。 また本県では県単独事業により、企業内保育所の整備に対する助成も行っている。 本県の取組と、都道府県労働局の取組は極めて似通っており、県内事業者からも同様の声がかかるところである。 また一方で、国ののみでの認定や、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金制度は、県内の大半を占める中小企業にとっては、要件が厳しく、活用しづらい状況がある。 都道府県は、労働分野だけではなく、環境、福祉、公共工事等様々な形で県内事業者とかがかり、状況を把握しているため、財源と権限の移譲を受けることにより県内事業者の実情に即した制度の運用と、より効率的な働きかけが可能となる。 家庭と仕事の両立ができる働きやすい環境を整備するという目的は同じであるので、二重行政を解消し、効率的な行政運営を図るために、県内の実情をよく理解している都道府県に権限と財源を移譲していただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
908	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	市民後見推進事業は、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴う成 年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、 市民を含めた後見人も後見等の業務を担えるよう、市町村(特別区を含む)で 市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を 推進する取組を支援するものであり、「成年後見制度全般に関する事業の展開 」を目的とするものではない。 全国的に先進的な事業に対して補助金を支給するものについては、事業が 全国的に普及したと認められる場合は、補助事業を廃止する等の見直しを随 時検討していく性質のものであるため、「既に各地域において取り組んでい たり検討していたりしている」からといって、都道府県に権限・財源を移譲す ることが適当であるとは言えない。	
909	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	当該事業は、平成25年度補正予算において、緊急人材育成・就職支援事業 臨時特別交付金(以下「基金」という。)として措置され、既に基金造成団体に 対して全額交付済みである。 また、当該事業は、実施事業者の採択を平成26年度末までとしており、同年度 中に開始したものについて、平成28年度まで実施事業者に対し事業経費を 支給するものである。 このことから、当該事業の財源・権限を都道府県に移譲することは不相当で ある。	
910	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、 都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係 る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重 に検討を行うべきである。		C 対応不可	育児・介護休業法の事業主の義務の履行確保のため、国は事業主に対して 報告の徴収並びに助言、指導及び助言を実施することが可能とされており、1 次回答とおり、事業主への指導と助成金の支給による事業主への援助は 一体となって都道府県労働局において実施される必要がある。 また、事業所内保育施設設置・運営等助成金は国が財政責任を負っている 保険者である雇用保険二事業の保険料であり、助成金の企画運営責任、保 険の財政責任を一貫して担うべきであるとともに、全国統一の要件の下で公 平に支給する必要がある。 さらに、「二重行政になる」との意見に関しては、自治体が発給する助成金 について、両立支援等助成金との供給調整をかける場合、自治体から労働局 に照会があった場合は、当該事業所の支給状況について情報提供すること としている。 なお、全国市長会も同様に、本提案に対して慎重なご意見である。	4【厚生労働省】 (18)事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 助成金の支給決定をした事業主の名称等を都道府県に通知することにより、 国と都道府県との連携を促進する。